

十九 誓願に因て髪を剪り十九彼エベンに至て二人を其處に留おき自ら會堂に入
 二十 てユダヤ人と論せり二十衆人彼が久く借に居んとを請たれと肯はずして三
 二十一 暇を告て曰ける我この來んとする節を必きエルサレムに於て守ざるを
 二十二 得ず然どもし神許し給ひ復び爾曹に返べしと遂に舟出してエベンを去
 二十三 ミカイザリヤにつき而してエルサレムに上り教會の安否を問て後アンテ
 二十四 オケに下り三暫く此處に住て又出立ガラテヤ及びフルギヤの地を逐次に
 二十五 經て凡の弟子等を堅せり〇三爰にアレキサンデリアに生しユダヤ人にて
 二十六 辯才あり且聖書に達したるアポロと名る人エベンに來れり三五この人夙よ
 二十七 り主の道の教を受かつ心を熱してイエスの事を詳細に誨ふ然と惟ヨハチ
 二十八 のバプテスマを知るのみ三六かれ始て此會堂に於て憚らず語りけれバプリ
 二十九 スキラとアクラ之を聞て彼を己が家に招き神の道を尙も詳細に説明せり
 三十 ミアポロアカヤに往んとせしかバ兄弟たち書を遣て弟子等に彼を接容ん
 三十一 ことを勸かれ至て既に思により信せし者を大に助たり三八蓋かれ聖書を引

三十二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九

三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九

四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七

四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五

五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三

六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一

七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九

八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七

八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五

九十六 九十七 九十八 九十九 一百 一百一十 一百一十一 一百一十二

一百一十三 一百一十四 一百一十五 一百一十六 一百一十七 一百一十八 一百一十九

一百二十 一百二十一 一百二十二 一百二十三 一百二十四 一百二十五 一百二十六

一百二十七 一百二十八 一百二十九 一百三十 一百三十一 一百三十二 一百三十三

一百三十四 一百三十五 一百三十六 一百三十七 一百三十八 一百三十九 一百四十

一百四十一 一百四十二 一百四十三 一百四十四 一百四十五 一百四十六 一百四十七

一百四十八 一百四十九 一百五十 一百五十一 一百五十二 一百五十三 一百五十四

一百五十五 一百五十六 一百五十七 一百五十八 一百五十九 一百六十 一百六十一

一百六十二 一百六十三 一百六十四 一百六十五 一百六十六 一百六十七 一百六十八

一百六十九 一百七十 一百七十一 一百七十二 一百七十三 一百七十四 一百七十五

一百七十六 一百七十七 一百七十八 一百七十九 一百八十 一百八十一 一百八十二

一百八十三 一百八十四 一百八十五 一百八十六 一百八十七 一百八十八 一百八十九

一百九十 一百九十一 一百九十二 一百九十三 一百九十四 一百九十五 一百九十六

一百九十七 一百九十八 一百九十九 二百 二百一 二百二 二百三 二百四 二百五

二百六 二百七 二百八 二百九 二百一十 二百一十一 二百一十二 二百一十三

二百一十四 二百一十五 二百一十六 二百一十七 二百一十八 二百一十九 二百二十

二百二十一 二百二十二 二百二十三 二百二十四 二百二十五 二百二十六 二百二十七

二百二十八 二百二十九 二百三十 二百三十一 二百三十二 二百三十三 二百三十四

二百三十五 二百三十六 二百三十七 二百三十八 二百三十九 二百四十 二百四十一

二百四十二 二百四十三 二百四十四 二百四十五 二百四十六 二百四十七 二百四十八

二百四十九 二百五十 二百五十一 二百五十二 二百五十三 二百五十四 二百五十五

二百五十六 二百五十七 二百五十八 二百五十九 二百六十 二百六十一 二百六十二

二百六十三 二百六十四 二百六十五 二百六十六 二百六十七 二百六十八 二百六十九

二百七十 二百七十一 二百七十二 二百七十三 二百七十四 二百七十五 二百七十六

二百七十七 二百七十八 二百七十九 二百八十 二百八十一 二百八十二 二百八十三

二百八十四 二百八十五 二百八十六 二百八十七 二百八十八 二百八十九 二百九十

二百九十一 二百九十二 二百九十三 二百九十四 二百九十五 二百九十六 二百九十七

二百九十八 二百九十九 三百 三百一 三百二 三百三 三百四 三百五 三百六

三百七 三百八 三百九 四百 四百一 四百二 四百三 四百四 四百五 四百六

四百七 四百八 四百九 五百 五百一 五百二 五百三 五百四 五百五 五百六

五百七 五百八 五百九 六百 六百一 六百二 六百三 六百四 六百五 六百六

六百七 六百八 六百九 七百 七百一 七百二 七百三 七百四 七百五 七百六

七百七 七百八 七百九 八百 八百一 八百二 八百三 八百四 八百五 八百六

八百七 八百八 八百九 九百 九百一 九百二 九百三 九百四 九百五 九百六

九百七 九百八 九百九 一千 一千一 一千二 一千三 一千四 一千五 一千六

一千七 一千八 一千九 二千 二千一 二千二 二千三 二千四 二千五 二千六

二千七 二千八 二千九 二千一十 二千一十一 二千一十二 二千一十三 二千一十四

二千一十五 二千一十六 二千一十七 二千一十八 二千一十九 二千二十 二千二十一

二千二十二 二千二十三 二千二十四 二千二十五 二千二十六 二千二十七 二千二十八

二千二十九 二千三十 二千三十一 二千三十二 二千三十三 二千三十四 二千三十五

二千三十六 二千三十七 二千三十八 二千三十九 二千四十 二千四十一 二千四十二

二千四十三 二千四十四 二千四十五 二千四十六 二千四十七 二千四十八 二千四十九

二千五十 二千五十一 二千五十二 二千五十三 二千五十四 二千五十五 二千五十六

二千五十七 二千五十八 二千五十九 二千六十 二千六十一 二千六十二 二千六十三

二千六十四 二千六十五 二千六十六 二千六十七 二千六十八 二千六十九 二千七十

二千七十一 二千七十二 二千七十三 二千七十四 二千七十五 二千七十六 二千七十七

二千七十八 二千七十九 二千八十 二千八十一 二千八十二 二千八十三 二千八十四

二千八十五 二千八十六 二千八十七 二千八十八 二千八十九 二千九十 二千九十一

二千九十二 二千九十三 二千九十四 二千九十五 二千九十六 二千九十七 二千九十八

二千九十九 三千 三千一 三千二 三千三 三千四 三千五 三千六 三千七 三千八

三千九 三千一十 三千一十一 三千一十二 三千一十三 三千一十四 三千一十五 三千一十六

三千一十七 三千一十八 三千一十九 三千二十 三千二十一 三千二十二 三千二十三

三千二十四 三千二十五 三千二十六 三千二十七 三千二十八 三千二十九 三千三十

三千三十一 三千三十二 三千三十三 三千三十四 三千三十五 三千三十六 三千三十七

三千三十八 三千三十九 三千四十 三千四十一 三千四十二 三千四十三 三千四十四

三千四十五 三千四十六 三千四十七 三千四十八 三千四十九 三千五十 三千五十一

三千五十二 三千五十三 三千五十四 三千五十五 三千五十六 三千五十七 三千五十八

三千五十九 三千六十 三千六十一 三千六十二 三千六十三 三千六十四 三千六十五

三千六十六 三千六十七 三千六十八 三千六十九 三千七十 三千七十一 三千七十二

三千七十三 三千七十四 三千七十五 三千七十六 三千七十七 三千七十八 三千七十九

三千八十 三千八十一 三千八十二 三千八十三 三千八十四 三千八十五 三千八十六

三千八十七 三千八十八 三千八十九 三千九十 三千九十一 三千九十二 三千九十三

三千九十四 三千九十五 三千九十六 三千九十七 三千九十八 三千九十九 四千

四千一 四千二 四千三 四千四 四千五 四千六 四千七 四千八 四千九 四千一十

四千一十一 四千一十二 四千一十三 四千一十四 四千一十五 四千一十六 四千一十七

四千一十八 四千一十九 四千二十 四千二十一 四千二十二 四千二十三 四千二十四

四千二十五 四千二十六 四千二十七 四千二十八 四千二十九 四千三十 四千三十一

四千三十二 四千三十三 四千三十四 四千三十五 四千三十六 四千三十七 四千三十八

四千三十九 四千四十 四千四十一 四千四十二 四千四十三 四千四十四 四千四十五

四千四十六 四千四十七 四千四十八 四千四十九 四千五十 四千五十一 四千五十二

四千五十三 四千五十四 四千五十五 四千五十六 四千五十七 四千五十八 四千五十九

四千六十 四千六十一 四千六十二 四千六十三 四千六十四 四千六十五 四千六十六

四千六十七 四千六十八 四千六十九 四千七十 四千七十一 四千七十二 四千七十三

四千七十四 四千七十五 四千七十六 四千七十七 四千七十八 四千七十九 四千八十

四千八十一 四千八十二 四千八十三 四千八十四 四千八十五 四千八十六 四千八十七

四千八十八 四千八十九 四千九十 四千九十一 四千九十二 四千九十三 四千九十四

四千九十五 四千九十六 四千九十七 四千九十八 四千九十九 五千

五千一 五千二 五千三 五千四 五千五 五千六 五千七 五千八 五千九 五千一十

五千一十一 五千一十二 五千一十三 五千一十四 五千一十五 五千一十六 五千一十七

五千一十八 五千一十九 五千二十 五千二十一 五千二十二 五千二十三 五千二十四

五千二十五 五千二十六 五千二十七 五千二十八 五千二十九 五千三十 五千三十一

五千三十二 五千三十三 五千三十四 五千三十五 五千三十六 五千三十七 五千三十八

五千三十九 五千四十 五千四十一 五千四十二 五千四十三 五千四十四 五千四十五

五千四十六 五千四十七 五千四十八 五千四十九 五千五十 五千五十一 五千五十二

五千五十三 五千五十四 五千五十五 五千五十六 五千五十七 五千五十八 五千五十九

五千六十 五千六十一 五千六十二 五千六十三 五千六十四 五千六十五 五千六十六

五千六十七 五千六十八 五千六十九 五千七十 五千七十一 五千七十二 五千七十三

五千七十四 五千七十五 五千七十六 五千七十七 五千七十八 五千七十九 五千八十

五千八十一 五千八十二 五千八十三 五千八十四 五千八十五 五千八十六 五千八十七

五千八十八 五千八十九 五千九十 五千九十一 五千九十二 五千九十三 五千九十四

五千九十五 五千九十六 五千九十七 五千九十八 五千九十九 六千

六千一 六千二 六千三 六千四 六千五 六千六 六千七 六千八 六千九 六千一十

六千一十一 六千一十二 六千一十三 六千一十四 六千一十五 六千一十六 六千一十七

六千一十八 六千一十九 六千二十 六千二十一 六千二十二 六千二十三 六千二十四

六千二十五 六千二十六 六千二十七 六千二十八 六千二十九 六千三十 六千三十一

六千三十二 六千三十三 六千三十四 六千三十五 六千三十六 六千三十七 六千三十八

六千三十九 六千四十 六千四十一 六千四十二 六千四十三 六千四十四 六千四十五

六千四十六 六千四十七 六千四十八 六千四十九 六千五十 六千五十一 六千五十二

六千五十三 六千五十四 六千五十五 六千五十六 六千五十七 六千五十八 六千五十九

六千六十 六千六十一 六千六十二 六千六十三 六千六十四 六千六十五 六千六十六

六千六十七 六千六十八 六千六十九 六千七十 六千七十一 六千七十二 六千七十三

六千七十四 六千七十五 六千七十六 六千七十七 六千七十八 六千七十九 六千八十

六千八十一 六千八十二 六千八十三 六千八十四 六千八十五 六千八十六 六千八十七

六千八十八 六千八十九 六千九十 六千九十一 六千九十二 六千九十三 六千九十四

六千九十五 六千九十六 六千九十七 六千九十八 六千九十九 七千

七千一 七千二 七千三 七千四 七千五 七千六 七千七 七千八 七千九 七千一十

七千一十一 七千一十二 七千一十三 七千一十四 七千一十五 七千一十六 七千一十七

七千一十八 七千一十九 七千二十 七千二十一 七千二十二 七千二十三 七千二十四

七千二十五 七千二十六 七千二十七 七千二十八 七千二十九 七千三十 七千三十一

七千三十二 七千三十三 七千三十四 七千三十五 七千三十六 七千三十七 七千三十八

七千三十九 七千四十 七千四十一 七千四十二 七千四十三 七千四十四 七千四十五

七千四十六 七千四十七 七千四十八 七千四十九 七千五十 七千五十一 七千五十二

七千五十三 七千五十四 七千五十五 七千五十六 七千五十七 七千五十八 七千五十九

七千六十 七千六十一 七千六十二 七千六十三 七千六十四 七千六十五 七千六十六

七千六十七 七千六十八 七千六十九 七千七十 七千七十一 七千七十二 七千七十三

七千七十四 七千七十五 七千七十六 七千七十七 七千七十八 七千七十九 七千八十

七千八十一 七千八十二 七千八十三 七千八十四 七千八十五 七千八十六 七千八十七

七千八十八 七千八十九 七千九十 七千九十一 七千九十二 七千九十三 七千九十四

七千九十五 七千九十六 七千九十七 七千九十八 七千九十九 八千

八千一 八千二 八千三 八千四 八千五 八千六 八千七 八千八 八千九 八千一十

八千一十一 八千一十二 八千一十三 八千一十四 八千一十五 八千一十六 八千一十七

八千一十八 八千一十九 八千二十 八千二十一 八千二十二 八千二十三 八千二十四

八千二十五 八千二十六 八千二十七 八千二十八 八千二十九 八千三十 八千三十一

八千三十二 八千三十三 八千三十四 八千三十五 八千三十六 八千三十七 八千三十八

八千三十九 八千四十 八千四十一 八千四十二 八千四十三 八千四十四 八千四十五

八千四十六 八千四十七 八千四十八 八千四十九 八千五十 八千五十一 八千五十二

八千五十三 八千五十四 八千五十五 八千五十六 八千五十七 八千五十八 八千五十九

八千六十 八千六十一 八千六十二 八千六十三 八千六十四 八千六十五 八千六十六

八千六十七 八千六十八 八千六十九 八千七十 八千七十一 八千七十二 八千七十三

八千七十四 八千七十五 八千七十六 八千七十七 八千七十八 八千七十九 八千八十

八千八十一 八千八十二 八千八十三 八千八十四 八千八十五 八千八十六 八千八十七

八千八十八 八千八十九 八千九十 八千九十一 八千九十二 八千九十三 八千九十四

八千九十五 八千九十六 八千九十七 八千九十八 八千九十九 九千

九千一 九千二 九千三 九千四 九千五 九千六 九千七 九千八 九千九 九千一十

九千一十一 九千一十二 九千一十三 九千一十四 九千一十五 九千一十六 九千一十七

九千一十八 九千一十九 九千二十 九千二十一 九千二十二 九千二十三 九千二十四

九千二十五 九千二十六 九千二十七 九千二十八 九千二十九 九千三十 九千三十一

九千三十二 九千三十三 九千三十四 九千三十五 九千三十六 九千三十七 九千三十八

九千三十九 九千四十 九千四十一 九千四十二 九千四十三 九千四十四 九千四十五

九千四十六 九千四十七 九千四十八 九千四十九 九千五十 九千五十一 九千五十二

九千五十三 九千五十四 九千五十五 九千五十六 九千五十七 九千五十八 九千五十九

九千六十 九千六十一 九千六十二 九千六十三 九千六十四 九千六十五 九千六十六

九千六十七 九千六十八 九千六十九 九千七十 九千七十一 九千七十二 九千七十三

九千七十四 九千七十五 九千七十六 九千七十七 九千七十八 九千七十九 九千八十

九千八十一 九千八十二 九千八十三 九千八十四 九千八十五 九千八十六 九千八十七

九千八十八 九千八十九 九千九十 九千九十一 九千九十二 九千九十三 九千九十四

九千九十五 九千九十六 九千九十七 九千九十八 九千九十九 一萬

イ 徒廿〇節一、	十	人の講堂に於て論せり十二年のわひだ如此ありしかバユダヤ人もギリシヤ人も凡てアジアに住る者悉く主の道を聞ぬニ神ハパウロの手によりて希有ふしぎの事を行ひ給へり即ちパウロの身に著たる汗布あるひハ襜布を取て病者に加けれバ病ハさり惡鬼ハ出たり十三 茲に諸所を遊行て呪をなせるユダヤ人あり惡鬼に憑れたる者に向ひ試に主イエスの名を呼て曰けるハ我儕ハパウロが宣る所のイエスに藉て爾に出んとを誓しむ十四 如此なせる者ハユダヤ人なるスケワと云る祭司の長の七人の子なり十五 惡鬼こたへて曰けるハ我イエスを知またパウロを識り然と爾曹ハ誰ぞや十六 惡鬼に憑れたる人彼等の上に躍上り之に勝て歴伏けれバ彼等傷つけられ裸にて其家を逃去り十七 此事エペソに住る凡のユダヤ人ギリシヤ人に聞えしかバ彼等みな懼を懷ぬ又主イエスの名崇られたり十八 又た信せし者のうち多來りて自ら言わらし其行し事を訴へたり十九 又た爰に魔術を行へる多の者等も其書籍を集人々の前にて焚り其價を計て銀五萬なることを知り二十 主
ロ 徒廿〇節二、	十一	
ハ 徒廿〇節三、	十二	
ニ 徒廿〇節四、	十三	
ヘ 徒廿〇節五、	十四	
ニ 徒廿〇節六、	十五	
ニ 徒廿〇節七、	十六	
ニ 徒廿〇節八、	十七	
ニ 徒廿〇節九、	十八	
ニ 徒廿〇節十、	十九	
ニ 徒廿〇節十一、	二十	

ニ 徒廿〇節十二、	二	の道廣まりて勝を得こと此の如し〇三 此事の竟し後パウロハマケドニヤ及アカヤを過エルサレムに往んと意を定め曰けるハ我かしこに往て後かならず 로마をも見べし三 即ち己に事る者の中テモテエラストの二人をマケドニヤに遣し己ハ暫クアジアに留りぬ四 此の時ハ道の途について容易ならぬ騒擾おこれり五 蓋一人の銀工あり名をデメテリヲと云かれアルテミスの銀籠を作り工人等に利を得せしこと僅少からざりき六 是等の工人および己が類の業者を集て曰けるハ人々よ我儕の富るハ此業に藉ること爾曹の知どころ也七 此パウロ手にて作れる者ハ神に非ざると曰て衆の人を誘惑し第にエペソ耳ならず幾とアジア中に及せり是また爾曹が見どころ聞どころ也八 此ハ唯我らの業の輕めらるゝ危ある耳ならずアジア及び天下擧て奉る所の大なる女神アルテミスの宮も藐せられ其威光も亦滅べし九 彼等これを聞て甚しく怒さけび曰けるハ大なるかなエペソ人のアルテミスよ九 是に於て擧巨大に擾れパウロの同行なるマケドニヤ人の
ニ 徒廿〇節十三、	三	
ニ 徒廿〇節十四、	四	
ニ 徒廿〇節十五、	五	
ニ 徒廿〇節十六、	六	
ニ 徒廿〇節十七、	七	
ニ 徒廿〇節十八、	八	
ニ 徒廿〇節十九、	九	
ニ 徒廿〇節二十、	十	

チ	使徒廿四章	十四	が哭て我心を摧くや我主イエスの名の爲の第に縛るゝ耳ならずエルサ
リ	使徒三〇八、使徒二〇四	十五	レムに死るも亦甘する所なり十四かれ勸を納ざりければ我僂主の旨の如く
カ	使徒二七〇、二七二	十六	成と曰て止十五既に數日を経て我僂行装をなしエルサレムに上れり十六カイ
		十七	ザリヤの弟子等も數人われらと偕に行て我僂をクプロのナソンと云る老
		十八	弟子の所に宿らせんとて其家に携ひ入ぬ〇十七我僂エルサレムに至ければ
		十九	兄弟たち欣て我僂を迎ふ十八次日パウロ我僂と偕にヤコブの家に入しに長
		二十	老等みな集居れり十九パウロ彼等の安否を問かつ神の己を用て異邦人の中
		二十一	に行ひ給し事を一々告けれバ二十彼等之をさく主を崇かつ彼に曰ける兄弟
		二十二	弟よ爾ユダヤ人の信せしもの幾方なるを知られらハ皆律法に熱心なる者
		二十三	なりニなんぢ異邦人の中にあるユダヤ人に敢てモーセを棄しめ且兒子に
		二十四	割禮を行ふ勿れ例に従ふ勿れと言りと告る者あり彼等これを聞たり三今
		二十五	いかに爲べき多の人々爾の來れるを聞て必ず集らん三是故に爾われら
		二十六	が言どころに従へ我僂に誓願のもの四人あり三爾この人々を携へ之と偕

チ	使徒十五〇、十五九	三三	に潔事をあし代て其費を贖ひ彼等に髪を菴ことを得しめよ然バ人々あん
リ	使徒十六〇、一三、新約九〇	三四	かに就て開し所みな虚にして爾が律法を守て行へる事を知べし三信じた
カ	使徒二〇三、二〇四	三五	る異邦人にハ我僂すでに書をかき遺て斯る類の事守るに及ずたハ偶像
		三六	に獻し物と血と勒殺し者および姦淫とを慎む可と定たり三斯てパウロ
		三七	ハ次日この人々を携へて之と偕に潔事をあし且かれら各人の爲に供物を
		三八	獻へ事と其期までに潔事の日を盡さん事を殿に入て告三七日をたらん
		三九	と爲どきアジアより來しユダヤ人パウロの殿に居を見て凡の民を變動し
		四十	め彼を執へ三八喊叫けるハイスラエルの人々我僂を助よ此人ハ遍く教を傳
		四一	この民と律法と此處に逆ふ者なり又ギリシヤ人をも引て殿に入この聖所
		四二	を汚たり三九蓋かれら曩にエペン人トロピモと云る者のパウロと共に城下
		四三	に在しを見てパウロ之を殿に引入しと意へる也三九是に於て翠邑さわざた
		四四	ち人々趨集りてパウロを執へ之を殿より曳出しけれバ直に其門を閉たり
		四五	三彼等すでにパウロを殺さんとせし時あまねくエルサレム紛亂たりとの

三三 風聲千夫の隊の長に聞えければ、三 彼たちちに兵卒と百夫の長等を率ひ彼
 三二 等の所に趨下れり。彼等千夫の長と兵卒を見て、パウロを打ことを止。其ど
 三一 き千夫の長近りて、パウロを執へ命じて二の鎗にて之を撃せうの誰たる又
 三〇 何事を行しかを問たり。衆の人々のうち或ハ彼事をいひ或ハ此事を言さ
 二九 けび亂に因て千夫の長うの實情を知こと能はず。是故に命じて彼を陣營に
 二八 曳往しめたり。衆の人々後に從ひて彼を殺せと呼さけび擁迫るに因て階
 二七 に及るとき兵卒パウロを負り、三七 パウロ曳れて陣營に入んとせし時千夫の
 二六 長に曰ける、我なんぢに語て可や否かれ答ける、爾ギリシヤの方言を識
 二五 や、爾ハ曩に亂を起し四千人の凶徒を率て野に出しエジプト人ならず乎
 二四 三九 パウロ曰ける、我ハギリキヤのタルンに生れ而して此邑のガマリエルの
 二三 非ず願くハ民に語るとを我に許せ。千夫の長これを許ければ、パウロ階
 二二 の上にたち民に向て手を搖し其大に靜れるとき、ヘブルの方言をもて彼等
 二一 に語れり

● 使徒行傳第廿一章卅七節
 卅七 使徒行傳第廿一章卅九節
 卅八 使徒行傳第廿一章卅九節
 卅九 使徒行傳第廿一章卅九節
 四十 使徒行傳第廿一章卅九節

三三 人々兄弟および父等よ請いませ我が陳んとする事實を爾曹さけ
 三二 彼等うのヘブルの方言にて語るを聞いていよ、靜れり。三 パウロ曰ける
 三一 我ハユダヤ人にてギリキヤのタルンに生れ而して此邑のガマリエルの
 三〇 足下にて長られ先祖の嚴なる律法に由て教られ神に熱心ありし事、今日
 二九 の爾曹すべての者の如なりき。四 われ曩に斯道の人を男女とも縛かつ獄に
 二八 解し死に至るまでに之を審たり。五 即ち祭司の長と長老會の人の我に就て
 二七 みな證をすすが如し我彼等より兄弟等に遺る書を受、ダマスコに在る者を
 二六 縛てエルサレムに曳來り刑を受しめんとて彼處に赴けり。六 然と我ゆきて
 二五 ダマスコに近けるに時おほよう日中たちまち天より大なる光ありて我を
 二四 環照せり。七 われ地に仆る其時サウロサウロ何故われを審るやといふ聲を
 二三 聞ハ、われ答ける、主よ爾ハ誰ぞや我に曰ける、我ハ爾が審る所のナザレ
 二二 のイエスあり。我と偕に在しもの光を見て懼たり。然と我に語し者の聲を
 二一 聞ざりき。我いひける、主よ我なにを爲べきか。主われに曰給ひける、起

● 使徒行傳第廿一章卅三節
 卅三 使徒行傳第廿一章卅三節
 卅四 使徒行傳第廿一章卅三節
 卅五 使徒行傳第廿一章卅三節
 卅六 使徒行傳第廿一章卅三節
 卅七 使徒行傳第廿一章卅三節
 卅八 使徒行傳第廿一章卅三節
 卅九 使徒行傳第廿一章卅三節
 四十 使徒行傳第廿一章卅三節

十一 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

てダマスロに往すに定りし爾が爲べき事の彼處に於て爾に告べし。その光の耀に縁て我みることを得ず成けれ。我と偕に在し者の手に授られてダマスロに至れり。この邑に住る凡のユダヤ人の中に擧るアナニアといふ律法に循へる神を敬ふ人。我もとに來り側に立て曰ける。兄弟サウロ復び見ことを得よ。我たもちに目を擧て彼を見たり。彼また曰われらの列祖の神。爾に神の旨を知らせ彼の義者を見させ其口より出る聲を聞きしめん事を定め給へり。蓋なんぢ彼が爲に其見開せし事を以て凡の人に向ひ證人と爲べけれ。也。今あんぢ如何で緩ふ可んや。起て主の名を願ふ。パプテスマを受て其罪を滌去べし。我エルサレムに返り聖殿に於て祈れる時まぼろしにて。見ける。主われに向て急げ。彼等。爾が我について立る證を納ざるが故に速にエルサレムを出よ。曰たまへり。我いひける。主よ。我もと爾を信する者を執へ。或の諸會堂にて之を鞭打ちしことを彼等の知。また爾の證人ステパノの其血を流さるゝ時われ傍に立て其殺さる

十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

るを好とし彼を殺す者の衣を守れり。主われに曰ける。往われ爾を遠く異邦人に遣すべし。彼等。此言に至みな聲を揚て曰ける。此の如き者を地より去かれ。先に生命の有べき者ならざり。三。かれら喧呼で其衣をぬぎ塵を空中に揚けれ。千夫は長命じてパウロを陣營に引入しめ何故かく彼等がパウロに向て喧呼かを知んがため鞭ちて彼を誦べしと言ひ。三。かれら草鞭を撻んとてパウロを引張し。とき彼の側に立る百夫の長。曰ける。罪を定ずして。羅馬人たる者を鞭つ。律法に當ふや。百夫の長。これを聞ゆきて千夫の長に告て曰ける。爾なすことを慎めよ。此人の羅馬人なり。千夫は長ゆきてパウロに曰ける。爾の羅馬人あるや。我も告よ。パウロ曰ける。然り。千夫の長。たへける。我の多の金を以て此民籍を得たり。パウロ曰ける。我の生來なり。是に於てパウロを拷問せんとせし者等。たうちお退けり。千夫の長。羅馬人なるを知られを縛しことを懼る。三。斯て明日ユダヤ人の彼を訟たる故を確お知んと欲ひ。パウロの縛をとき祭

十八 〇の者かれに告げき事われべ也。是に於て百夫の長かれを千夫の長に携往て曰ける。囚者パウロ我を請て此少者なんぢに言べき事われべ之を爾に携往んことを求へり。千夫の長の手をひき僻靜なる處に退きて問ける。

十九 〇爾我に告んとする事何ぞや。彼いひける。ユダヤ人パウロの事をなほ詳く問る狀を作て爾にこひ明日かれを議會に曳下さんとを約せり。然と爾かれらが言に従ふ勿れ蓋うのうち四十人餘の者パウロを殺すまで食す又飲じと共に誓て埋伏し今すでに其預備をなして爾の許を俟り。

二十 〇夫の長少者に爾我に此事を告し人に語る勿れと囑付て之を去しめ。又百夫の長の二人を召て兵卒二百人騎兵七十人矛を持つもの二百人を備へ今夜第九時にカイザリヤに往。かつ畜を備てパウロを乗しめ之を護り。

二十一 〇ペリクスの所に送るべしと曰。また左の如き書をかき添たり。云クラウテラルシアス最も尊き方伯ペリクスの安を問。この人ユダヤ人に執られ將に殺されんとせしを我らのローマ人なるを聞しにより兵隊を率ゐ往て之

九、徒廿三章四〇七八、

二七

二六

二五

二四

二三

二二

二一

二十

一九

一八

〇を拯け。彼等が訟る故を知んと欲ひ之を其議會に引下しが。彼が訟られし。惟かれらの律法の論に由るのみにて其死に當るべく亦繋るべきの故を見ざる也。然るにユダヤ人これを害せんと計よし其事われに現れしに。より直に之を爾の所に遣れり。又かれを訟し者等に命じて其訟る所を爾に告しめんとす。

〇是に於て兵卒の命に遵ひてパウロを携へ夜の中にアンテパトリスに至り。明日騎兵をしてパウロと共に往しめ其餘の者の陣營に歸れり。騎兵のカイザリヤに至り書を方伯に呈しパウロを其前に立しむ。方伯書を讀畢りて彼に其國を問キリキヤの者なるを知て曰ける。爾を訟る者の此に來らん時われ爾に聽べし遂に命じて之をヘロデの公廨に於て守らしめたり。

〇五日を経てのち祭司の長アナニアの長老等および一人の辨士テルトルスと共み下てパウロを方伯に訟ふ。パウロ石出されし時テルトルス訟の端を發て曰ける。最も尊きペリクスよ我儕なんぢに由て太平

十、徒廿三章

ウ、徒廿五章〇十九、

井、徒廿六章〇第一、

ノ、徒廿一〇廿九、

オ、徒廿四章〇十六、

カ、徒廿三章〇二、

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

十 得かつ此國の爾の先見せんけんに藉よて良よに改あらたまりたれば時に隨まひ地に隨まひて感
 十一 謝あやせざるなし。今我敢いまわれちへて爾を礙まぐる事をせし請こしぱらく忍しのびて我が片言
 十二 を聽きたまへ。蓋おほわれら此人を見みるに疫病えきびょうの如ごとく天下のユダヤ人を擾みだせり且
 十三 かれのナザレ宗の首かみにて六また厥むねをも犯とがんとせり我儕われらこそを執とらわが律法
 十四 に循したがひて審さを爲なさんと欲ほひしに七千夫の長ルシアス來きたり我儕の手より強あて
 十五 之を奪うばとりハ彼を訟うつたよもの命いのちじて爾の所に來きたりしめたり爾かれを訊たず
 十六 我儕が訟うつたよもの事を悉ことごとく知しべしユダヤ人も共に訟うつたへ曰いけるハ此等のこと誠
 十七 に然しかり。十方伯首つかさどをもて示あしバウロに言いはしめければ彼かれたへけるハ爾が
 十八 多おほくの年この民の審官さみんたるを我しるが故ゆに自らの事情じじょうを訟うつたよ
 十九 爾なんぢしらん我崇拜わがまがの爲ためにエルサレムに上のぼり僅わずかに十二日のみ十二彼等ハ
 二十 我が殿みやに於おいて人と爭論あざわをなし又會堂かいだうあるハ城下じやうに於おいて人々を擾みだし事
 二十一 を未いまだ見みざるべし。且かつかれらが今われを訟うつたよもの事ハ憑據ひんこを立て之を確
 二十二 すること能あたはじ。然しかれ我この事を爾に認まさん夫われハ彼等が異端いたんと稱よぶ

一 道みちに循したがひ我が列祖れつその神かみに事ことへ悉ことごとく律法りつぽうと預言者よげんしやの書あに録るされし事を信まじ
 二 十五 かつ義よも不義ふぎも死にし者の魁かみらんことを神かみに頼たりて我ハ望のぞみ即すなはち彼等が
 三 望のぞみ所ところと異なるなし。此こに因よりて我つねに自ら勵あみ神かみを對むかひ人に對むかひて良心
 四 十七 の責せまみからんことを務つとむるなり。七われ數年すうねんを歴たりしハ施濟せきぎを我民わがたみにな
 五 十八 じ又獻祭またけんさいをせんが爲ために歸かへり。我すでに潔淨けつじやうて此等この事をなする時ときアジヤ
 六 二十九 見みたり。十九もし我を訴うつたよ事ことあらば彼等かれらなんぢの前に訟うつたべし。或あるハ又わ
 七 三 會議かいぎの前に立たてるとき呼よりて死にたる者の復生ふくせいの事に就つわれ今日爾曹けふなんぢらに審
 八 三 判はんると曰いふ。此この一言ひとことの外ほかに此人このひと々も我われが不義ふぎありしを見み言いべし。〇三是
 九 三 に於おいてペリクス詳細しゆじゆに其道そのみちを知しれば彼等かれらを遅おしめんとして曰いけるハ千
 十 三 夫の長ルシアスの下したらん其時そのときわれ悉ことごとく爾曹なんぢらの事を究あべんと。三百夫の長に
 十一 命いのちじてバウロを守まもりしめ且かつこれを寛容くわんやうにして其友そのともの彼かれを供給たすぐこと有あるを禁せんせ
 十二 ざらしむ。〇三數日すうじつの後のちペリクス其妻そのつまユダヤ人ひとなるデルシラと共に來きたりバ

七 徒廿五〇五三

七 徒廿五〇五三

七 徒廿五〇五三

三五

三六

三七

三三

三四

三五

三六

三七

三三

三四

三五

三六

三七

ウロを召て其キリストを信する道を語るを聴三三バウロ公義と樽節と來んとする審判とを論せしかバベリクス懼て答けるハ爾姑く退け我便時を得三六ハ再なんぢを召ん三六ベリクスバウロより金を得んことを望が故に屢次カレを召て借に誦れり三七斯て二年を経て後ボルキスベストスと云る者ベリクス三三の職に代たりベリクス三三 既をエダヤ人にと欲ひてバウロを獄に繋おけり

第二十五節 倍ベストスの任國に至て三日の後カイザリヤよりエルサレムに上れり三三時に祭司の長等とエダヤの尊重たる者等バウロを彼訴へ且これを途にて謀殺さんと欲ひ彼に勸うの恩を我儕に賜てバウロをエルサレムに召給んことを請三四 倍ベストス答て曰けるハバウロハ守られてカイザリヤにあり我も遠からず彼處を赴くべし三五 是故に爾曹のうち權威ある者ども我と共に下り彼について懇へきこと有ハ三六 懇へよ三六ベストス彼等の中に十日餘とまらりてカイザリヤに下り明日審判の座に坐り命じてバウ

七 徒廿五〇五三

七 徒廿五〇五三

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

ロを曳出し七バウロの來れる時エルサレムより下しエダヤ人等彼を立圍み證據を立ること能ハざる多端の重罪をもて訟をなせりハバウロ辯訴けるハ我いまだエダヤ人の律法および殿またカイザルにも皆犯せる所なし九ベストス 既をエダヤ人にと欲ひてバウロに答て曰けるハ爾エルサレムに上り彼處に於て此事につき審判を我前に受んとを望むや否十バウロ曰けるハ我今カイザルの審判の場に立この處に於て審を受けるハ當然なり我ハ爾が明かに知る如くエダヤ人に不義を爲しことなし十一もし不義を行ひて死に當るべき罪を犯さバ我ハ死を免ることを欲ハ十二若われを訟る所のこと虚きとさハ其望に任せて我を彼等にわたし得る者なし我ハカイザルに上告せん十三是に於てベストス 議事官と相談こたへて曰けるハ爾カイザルに上告せんと欲へりカイザルに往べし十三 數日を経て後アグリッパ王およびヘルニケベストスの安否を問ん爲にカイザリヤに來り十四 彼處に留れること久かりしかバベストスバウロの事を王に告て曰けるハ

イ 徒廿四〇七七

ロ 徒七〇五十一

ハ 徒廿三〇廿九

ニ 徒九〇十五

十五 此に一人の囚者あり即ちペリクスの遺置し所なり我エルサレムに居し
 十六 とき祭司の長とユダヤ人の長老たち之を訟へて罪に擬んことを求へり
 十七 われ彼等に答けるに訟られしもの己を訟し者に對て其訟る所を分理べき
 十八 權を未だ得ざる先に之を死に付るハローマ人の例に非ず是に於て彼等
 十九 の處に來集れり我も日を延ことをせず次日審判の座に坐り命じて其人を
 二十 曳出さしめたるに訟者ども立て之を訟しが其事わが逆料りし所に違
 二十一 へり惟かれらの鬼神を敬ふ己が道とパウロが生りといふ既に死し一人
 二十二 のイエスとに就て爭論をなし彼を訟しのみ我これらの質訊に惑ければ
 二十三 パウロに對ひ爾エルサレムに往この事につきて彼處に於て審判を受けるこ
 二十四 とを欲ふや否と問しに彼アウグストの質訊を受んとして護れんことを
 二十五 求しに因われ命じて之をカイザルに送るまで守らせ置り
 二十六 アグリッパベ
 二十七 ストスに曰けるハ我も亦るの人に聽んことを欲なり彼いひけるハ明日な
 二十八 んぢ之に聽べし是に於て次日アグリッパとベルニケ大に威儀を備きた

イ 徒廿六〇廿一、廿八〇十八

ハ 徒廿六〇廿一、廿八〇十八

ニ 徒廿六〇廿一

三 して千夫の長等および邑の尊き人々と偕に公堂に入ぬパウロハベストス
 四 の命に由て曳出さるるベストス曰けるハアグリッパ王及び凡て我儕と偕
 五 にある人々よ爾曹この人を觀なるべしユダヤの多の人々エルサレムに於
 六 ても亦この所に於ても彼について我に訟かれ此のち生べき者に非ずと
 七 呼叫べり然と我これを查看て其死べき事を爲ざりしを知り且かれ自ら
 八 アウグストに上告せんと爲により我これを解らんことを定たり我これ
 九 に就て我が主上に奏すべき實情を得た故に我これを質訊て奏すべき事を
 十 得んがため爾曹の前また殊更にアグリッパ王なんぢの前に曳出せり蓋
 十一 囚者を解るに其罪案を書りへざるハ理に合はずと意へハ也
 十二 **アグリッパ** アグリッパパウロに曰けるハ爾が自己の爲に陳る事を許たり
 十三 是に於てパウロ手を伸かれらが訟を禦んとして曰けるハニアグリッパ王
 十四 よ我ユダヤ人に訟られし事につき今日なんぢの前にて悉く辯訴ことを得
 十五 が故に我を幸なる者とす殊に幸なるハ爾ユダヤ人の例と彼等が論する

十四	正午われ天より光あるを見たり日よりも耀きて我および同行る者を環照せり我儕みな地に仆る其時ヘブルの方言にてサウロサウロ何ぞ我を害する乎なんぢ刺ある鞭を蹴こと難しと我に語れる聲を我きけり我いひけるの主よ爾の誰ぞや彼こたへけるの我の爾が害する所のイエスなり爾起て立よ我なんぢに現るるの爾を立て役者とし又なんぢが既に見し事と我が爾に現れて示さん其事の證人と爲んがため也我なんぢを守て此民および異邦人の手より拯ふべし今さんぢを彼等に遣すの彼等の目を啓き暗を離れて光に就サタンの權を離れて神に歸せしめ又彼等をして我を信するに因て罪の赦と聖られし者の中に於て業を受ることを得させんが爲なり是故にアグリッパ王よ我この天の現示に背ずして先ダマスコエルサレムの人々次にユダヤの全地および異邦人にまで恒に悔改に符ふ行を志して罪を悔べき事と神に歸すべき事とを宣傳へたり此等の事に由てユダヤ人われを殿にて執つ我を殺さんとせり然して我の神の佑
十五	者を懸らせ給りと云ども爾曹さん信じ難しとする乎我亦巖にのナザレのイエスの名に逆んがため多の事を行の宜と自ら意ひエルサレムにて此事を行り即ち祭司の長等より權威を受けて多の聖徒を獄に入また彼等の殺さるる時の其を宜とし諸會堂に於て屢次これを罰し強て之に巖を言しめ且狂ること甚しく之に由て外國の邑にまで攻及べり此と祭司の長等より權威と命令を受けてダマスコへ往しに王よ其途にて
十六	アグリッパ王よ此望の爲に我のユダヤ人に認められたりハ神すでに死し
十七	の望の即ち我儕の十二の支派の夜も晝も専ら神に事て得んとする者なり
十八	今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて鞠る也七
十九	義に我儕の教の中にて最も嚴き所に違ひたるバリサイ人なりし事を知り
二十	かをユダヤ人のみな知なるべし五もし證を爲んとせば彼等の素より我が
二十一	所の端緒を悉く知たまふ事なり是故に願くの耐心て我に聽たまへ
二十二	が始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼穉とさより如何に世を過し
二十三	徒廿三〇三、
二十四	徒廿三〇六、三〇五、
二十五	徒廿六〇、四十九、五〇、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、

十四	正午われ天より光あるを見たり日よりも耀きて我および同行る者を環照せり我儕みな地に仆る其時ヘブルの方言にてサウロサウロ何ぞ我を害する乎なんぢ刺ある鞭を蹴こと難しと我に語れる聲を我きけり我いひけるの主よ爾の誰ぞや彼こたへけるの我の爾が害する所のイエスなり爾起て立よ我なんぢに現るるの爾を立て役者とし又なんぢが既に見し事と我が爾に現れて示さん其事の證人と爲んがため也我なんぢを守て此民および異邦人の手より拯ふべし今さんぢを彼等に遣すの彼等の目を啓き暗を離れて光に就サタンの權を離れて神に歸せしめ又彼等をして我を信するに因て罪の赦と聖られし者の中に於て業を受ることを得させんが爲なり是故にアグリッパ王よ我この天の現示に背ずして先ダマスコエルサレムの人々次にユダヤの全地および異邦人にまで恒に悔改に符ふ行を志して罪を悔べき事と神に歸すべき事とを宣傳へたり此等の事に由てユダヤ人われを殿にて執つ我を殺さんとせり然して我の神の佑
十五	者を懸らせ給りと云ども爾曹さん信じ難しとする乎我亦巖にのナザレのイエスの名に逆んがため多の事を行の宜と自ら意ひエルサレムにて此事を行り即ち祭司の長等より權威を受けて多の聖徒を獄に入また彼等の殺さるるる時の其を宜とし諸會堂に於て屢次これを罰し強て之に巖を言しめ且狂ること甚しく之に由て外國の邑にまで攻及べり此と祭司の長等より權威と命令を受けてダマスコへ往しに王よ其途にて
十六	アグリッパ王よ此望の爲に我のユダヤ人に認められたりハ神すでに死し
十七	の望の即ち我儕の十二の支派の夜も晝も専ら神に事て得んとする者なり
十八	今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて鞠る也七
十九	義に我儕の教の中にて最も嚴き所に違ひたるバリサイ人なりし事を知り
二十	かをユダヤ人のみな知なるべし五もし證を爲んとせば彼等の素より我が
二十一	所の端緒を悉く知たまふ事なり是故に願くの耐心て我に聽たまへ
二十二	が始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼穉とさより如何に世を過し
二十三	徒廿三〇三、
二十四	徒廿三〇六、三〇五、
二十五	徒廿六〇、四十九、五〇、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、

一 使徒行傳第廿六章第廿三節
 二 使徒行傳第廿六章第廿四節
 三 使徒行傳第廿六章第廿五節
 四 使徒行傳第廿六章第廿六節
 五 使徒行傳第廿六章第廿七節
 六 使徒行傳第廿六章第廿八節
 七 使徒行傳第廿六章第廿九節
 八 使徒行傳第廿六章第三十節

三十一 我言どころの預言者およびモーセが將來かならず成ると言しことに非ざるの奇し
 三十二 即ちキリストの苦難をうけ死し者の復生の始となり光を此民と異邦人に傳ふると也
 三十三 バウロが如此うつたへける時ペストス大盛に曰けるのバウロよ爾の狂氣せり博學爾をして狂氣せしめたり
 三十四 バウロ曰けるの最も尊きペストスよ我の狂氣せるに非を我言どころの眞實にして體ある心より出るなり
 三十五 此等の事情の王よく知たまへば我はさからずして王の前に語れり蓋これらの事の方隅に行はれたるに非ざれば王に隠るゝ所なしと信すれば也
 三十六 アグリッパ王よ爾預言者の書を信する乎われ爾の信するを知
 三十七 アグリッパバウロに曰けるの爾わきを勸て容易キリスティアンと爲んとす
 三十八 バウロ曰けるの容易にもせよ容易からざるもせよ我の惟なんぢ耳ならず今日われに聽どころの者みな此縲綯なくして我どき者とならんとを神に願ふなり
 三十九 如此かたり畢しとき王と方伯および

一 使徒行傳第廿六章第廿三節
 二 使徒行傳第廿六章第廿四節
 三 使徒行傳第廿六章第廿五節
 四 使徒行傳第廿六章第廿六節
 五 使徒行傳第廿六章第廿七節
 六 使徒行傳第廿六章第廿八節
 七 使徒行傳第廿六章第廿九節

三十一 ヘルニケ又どもに坐せし人々起て退き
 三十二 相語て曰けるの此人の死べき事と縲綯にかゝる可ことを爲ざる也
 三十三 アグリッパペストスに對ひ曰けるの此人もしカイザルに上告せんと言ざりしならば既釋すべき者なり
 三十四 使徒行傳第廿六章第廿七節 われら已にイタリヤへ航することに定りけを彼等バウロ及び他の囚者等をアウグスト隊の百夫の長なるユウリアスと名る者に付せり
 三十五 是に於て我儕アジアに沿て駛んとするアドラミテオムの舟に登て出マケドニヤのテサロニケ人アリスタルコ我儕と偕に在き
 三十六 次日シドンに着りユウリアス懇勸にバウロを待ひ彼朋友の所へ往て其供應を受ること
 三十七 を許せり
 三十八 我儕また彼處より舟出せしが風の逆ふ因てクプロの風下の方み走り
 三十九 キリキヤとバムフリアの海を過てルキヤのムラと云る港に至れり
 四十 此處ふて百夫の長イタリヤへ濟るアレキサンデリアの舟を遇て我儕を之を登たり
 四十一 多日のあひだ舟の行こと遅く
 四十二 僅にしてクニドスに對へる處に至り風の順ならざる因てサルモ子を過クレテの風下の方を走

ア 利十六〇九

九八 九八 備みして其岸を沿ラサイアの邑に近き美港と名る處に至きり九時
 十 十 を歴こと既に久く斷食の期も過ぬれば舟路の危険によりパウロ諫て十日
 十一 十一 ける人々よ我思ふ此舟路の損害多かるべし第に積荷と舟のみならず
 十二 十二 我儕の生命にも及ばん然ども百夫の長パウロの言どころよりも船長
 十三 十三 船主の言を信じたり且この港の冬を過すに便宜らず是故に若ビニク
 十四 十四 スに至り彼處にて冬を過すことを得んかとして此處を出んと定たる者おは
 十五 十五 しビニクスハクレタの港めて西南の風と西北の風と其岸に沿て吹どもろ
 十六 十六 也十三時に南風徐に吹ければ彼等志を得たりと意ひ錨を起クレタに沿て
 十七 十七 走しに未幾ユーロクルドンと稱る狂風島より卸來り十五舟を掣去ければ
 十八 十八 之に敵ふとを得ず我儕の風に任て遂にクラウダと云る小島の風下の
 十九 十九 方へ駛ゆき備みして小艇を收む既に援上し後かれら備おける物をも
 二十 二十 て大舟の胴を縛かつ洲に乗掛んことを恐れ帆を下して流れたり十八風疾き
 二十一 二十一 によりて次の日水夫ら貨物を擲つ第三日に至て我儕てづから船具を

★ 卷一〇五

イ 但六十六節一〇九

ロ 但三〇十一節一〇五

ハ 卷四十一〇

ニ 但廿六〇

二十 二十 擲つ三斯て多日のあひだ日も星も見ずして疾風ふきあてければ我儕つひ
 二十一 二十一 ぬ救るべき望たえ果たり二人々久く食せずパウロ彼等の中に立て曰ける
 二十二 二十二 人々よ爾曹曩に我諫を聴クレタより離るゝことを爲すして此損害を受
 二十三 二十三 ずある可はずなりし三今われ爾曹を勸む勇め爾曹の中一人だみ生命を失
 二十四 二十四 ふ者なし惟舟を失ふこと有んのみ蓋わが屬する所わが事る所の神の使
 二十五 二十五 者この夜わが側お立てパウロ懼るゝ勿れ爾必ずカイザルの前お立べ
 二十六 二十六 し且神の爾と偕に舟にある者を悉く爾に賜と曰り是故に人々勇めや如
 二十七 二十七 此われに語り給へる如く必ず成んど我神を信すれば也三云われら必ず一島
 二十八 二十八 に推上られん三斯て第十四日の夜に至り我儕アデリアの海に漂ふ夜半と
 二十九 二十九 る水夫ら岸に近けりと意ひて三水を測しに二十尋を得たり少し進て又測
 三十 三十 しに十五尋を得たり石に乗掛んことを恐れ艦より四の錨を投て天明を
 三十一 三十一 待わびぬ水夫ら舟より逃んとして船より錨を投す狀をなし小艇を海に
 三十二 三十二 下ければパウロ百夫の長と兵卒に曰ける此人々もし舟に留らずば爾

三 曹救るゝことを得じ 是に於て兵卒ら小艇の索を斷さり其流るゝに任じ
 三 夜の明んどする時パウロ凡人々に食せんことを勸て曰ける 爾曹
 三 待わびて食せざりしこと今日にて已に十四日なり 故に我なんぢらに食
 三 せんことを勸うの救を得べき助となる可ればなり 爾曹の頭髮一縷だに爾
 三 曹の首より墮ざるべし 如此かたりてパンを取凡ての人の前にて神に謝
 三 之を擧て先食しければ 彼等も亦勇んで食せり 舟を登る所は我儕合
 三 二百七十六人なりき 既に食して飽ければ穀物を海に棄て舟を輕せり
 三 夜わけて其地の識ざれば一の海灣を見たり 此に洲崎あり或は至とを得
 三 彼處に舟を進んど謀り 綱を斷て錨を海にすて船纜を鬆め船の帆をわ
 三 げ風に順ひ洲崎を望て走しに 潮の流交ふ處に至りて舟を洲に乗わけ船
 三 の膠定て動ず 船の浪の勢が爲に破られたり 是に於て兵卒ら囚人の酒逃
 三 れんことを恐れ之を殺さんと勸む 然ども百夫の長パウロを救んと欲ひ
 三 其勸を阻かつ酒得る者の先水に跳いり 彼の板あるひの舟の碎

三十五〇廿六 卅四 卅五

卅六 卅七 卅八 卅九 四十

九 木に乗て岸に至んことを命じたり 此の如く皆すくゆるゝ事を得て岸に登
 九 れり
 九 我儕すでに救を得て後うの島の名をメリタと稱することを知れ
 九 り 夷人ら尋常ならぬ情分をかく降雨と寒とにより火を熱て我儕衆人を
 九 待遇せり パウロ多の柴を集て火に放しに火熱により蠟いで來て其手に
 九 繞り 夷人ら蠟の其手に懸たるを見て互に曰ける 此人の正く人を殺し
 九 者ならん 彼海より逃たりと雖も天理うの生ることを容さる也 五 パウ
 九 ロ船を火の中に拂縛して害を受ることなし 六 彼等パウロを候ひて其應る
 九 か或は忽ち仆て死ることあらんと意しに久く候へども彼が害の及ざるを
 九 見て其意を轉て神ありと謂り 七 島の長をプブリヲと名く此邊に己が有
 九 る田地あり彼われらを接て懇懇に三日宿らせたり 八 時ハプブリヲの父熱
 九 と痲病を患ひて臥居しがパウロの所に至り祈て手を其上に按これ醫
 九 せり 九 此事ありしかハ島にある所の他の病者等も來て醫さるゝことを得

一 二 三 四 五 六 七 八 九

十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九

二十 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 三十

リ 羅八〇二節六〇十九、

三九 救の異邦人に遣られ彼等の之を聽ん三九パウロが此言を言畢し時ユダヤ人
 三〇 退きて互に大なる争論をなせり〇三斯てパウロの借受し家に居しこと
 三一 全く二年すべて來り見んとする者を接て三權らず神の國をのべ主イエス
 キリストの事を教て禁げらるること無りき

新約全書使徒行傳 終

ロ 九〇十五、

ハ 提三〇三節廿四、

ニ 提二〇七節一〇三三、

ハ 提二〇九節、

ハ 提三〇三節廿七、

リ 馬二〇十一、

ル 提約五〇十、

ル 西三〇十二、

ル 提約一〇三三、

ワ 羅十六〇十九、

カ 哥前二〇四、

ロ 提一〇八、

レ 提約十二〇三三、

新約全書使徒パウロ羅馬人に贈れる書

三二 第一 〇 イエスキリストの僕パウロ召れて使徒となり神の福音の爲に選る
 三三 二 この福音の従前より其預言者たちに託て聖書に誓ひ給へるものにて三
 三四 三 其子われらの主イエスキリストを指て示せり彼の肉體に由バダビデの裔
 三五 四 より生れ 〇 聖善の靈性に由ば誕りし事によりて明かに神の子たると顯れ
 三六 五 たり五われら彼より恩恵と使徒の職を受これ其名の爲に萬國の人々をし
 三七 六 て信仰の道に従はせんと也 〇 爾曹も其人々の中に在てイエスキリストの
 三八 七 召を受し者なり七 我すべて羅馬に在どころの神に愛しまれ召を蒙り聖徒
 三九 八 と爲る者にまで書を贈る爾曹願く我儕の父なる神および主イエスキリ
 四〇 九 ストより恩恵と平康を受よ 〇 八 先爾曹の信仰を世こりて傳揚たるが故
 四一 十 にイエスキリストに頼て爾曹衆人に就わが神に感謝す九 我らの子の福音
 四二 十一 に於て心を以て事する所の神の我が不斷なんぢらを懷ふ其證なり十 われ祈
 四三 十二 禱ごとに終に神の旨意に適ひて平坦なる途を之速かに爾曹に到んこと

十三	人の律法を以てして亡び律法ありて罪を犯せる人の律法に照て審判を受べし神の前に義と爲るゝは律法をさく者に非ず義と爲るゝは律法を守る者あり十四れ律法なきの異邦人もし本性のまゝ律法に載たる所を守らば律法なしと雖も己の律法たる也十五彼等々の心に銘されたる律法の工を表彰し其良心これが證をさして其思念たがひに或り眩あるひに憂ることを爲り十六爾れ審判の我が福音に云る如く神イエスキリストをもて人の隠微たる事を鞠かん日に成べし十七爾もしユダヤ人と稱へ律法を恃み神あるを誇り十八の旨をしり律法に習て是非を辨へ十九自ら善者の相黑暗に在る者の光二十愚ある者の師童蒙の傳と意ひ又律法に於て真理と知べき事との式を得たりとせば三何ゆゑ人を教て自己を教ざる乎あんなぢ人に竊ひ勿れと勸て自ら竊する乎三三あんなぢ人に姦淫する勿れと諭して自ら姦淫する乎あんなぢ偶像を悪て自ら殿の物を干す乎三三あんなぢ律法に誇て自ら律法を犯し神を輕しむる乎神の名の爾に縁て異邦人の中に謗詭れたりと録され
十二	行ふのみならず亦これを行ふ者をも喜べり
十一	是故に凡う人を審判所の人よ爾推諉べきなし爾他人を審判く正己の罪を定る也りの審判所の爾も同く之を行へば也此の如く行ふ者を罪する神の審判の眞理に合へりと我儕の知三此等の事を行ふ者を審判さて同く之を行ふ人よ爾神の審判を免れんと意ふ乎汝神の豊厚なる仁慈と寛容なる恒忍たまふとを藐視する乎其仁慈の爾を悔改に導くなるを知らず五剛愎にして悔なきの心に循ひ己の爲に神の怒を積て其義鞠の顯れん怒怒の日に及ぶなり六神の人の行に循ひて各人に其報を爲べし七耐忍て善を行ひ榮光と尊貴と不朽境とを求る者に八永生をもて報ん九然ども争闘をなし眞理に順はず不義につく者に報るに忿と怒と思難辛苦とを以てす此のユダヤ人を始ギリシヤ人凡て悪を行ふ人に及ぶなり十ユダヤ人を始ギリシヤ人すべて善を行ふ人への榮光と尊貴と平康とを以て報ゆべし十一これ神への徧視なけれべ也十二凡う律法なくして罪を犯せる
十	
九	
八	
七	
六	
五	
四	
三	
二	
一	

十三	人の律法を以てして亡び律法ありて罪を犯せる人の律法に照て審判を受べし神の前に義と爲るゝは律法をさく者に非ず義と爲るゝは律法を守る者あり十四れ律法なきの異邦人もし本性のまゝ律法に載たる所を守らば律法なしと雖も己の律法たる也十五彼等々の心に銘されたる律法の工を表彰し其良心これが證をさして其思念たがひに或り眩あるひに憂ることを爲り十六爾れ審判の我が福音に云る如く神イエスキリストをもて人の隠微たる事を鞠かん日に成べし十七爾もしユダヤ人と稱へ律法を恃み神あるを誇り十八の旨をしり律法に習て是非を辨へ十九自ら善者の相黑暗に在る者の光二十愚ある者の師童蒙の傳と意ひ又律法に於て真理と知べき事との式を得たりとせば三何ゆゑ人を教て自己を教ざる乎あんなぢ人に竊ひ勿れと勸て自ら竊する乎三三あんなぢ人に姦淫する勿れと諭して自ら姦淫する乎あんなぢ偶像を悪て自ら殿の物を干す乎三三あんなぢ律法に誇て自ら律法を犯し神を輕しむる乎神の名の爾に縁て異邦人の中に謗詭れたりと録され
十二	
十一	
十	
九	
八	
七	
六	
五	
四	
三	
二	
一	

子 羅三〇二、五〇三、五〇六、
 子 羅五十六〇六七、哥前七〇
 十八十九、
 子 大十二〇四十一、四十二、
 四九〇六、八八、太廿三〇廿
 五、五十八、
 子 哥後三〇六、
 子 哥前四〇六、哥三〇三、
 哥前四〇五、哥後十〇十八、
 子 羅九〇四、申四〇七八、七
 〇十八、
 子 哥後三〇三、
 子 民廿三〇十九、
 四、五十一〇四、
 子 羅五〇廿一、
 子 羅六〇十九、

二五 しが如し三爾もし律法を行二ひ割禮一の益あり若し律法を犯さ一ハ爾が割禮
 の割禮一なきが如二きるべし三是故に割禮一なき者も若し律法の義を守ら二ハ其
 割禮一なきも割禮二せりと謂三ざるを得ん乎四是れ本性一のまゝ割禮二なくして律
 法を守三る者四の儀文一と割禮二をもて尙律法三を犯す四なんぢを審判一かん二ハ明にユ
 ダヤ人一たるも實二のユダヤ人三に非ず明四に身に割禮一あるも實二の割禮三に非ず四ハ
 反一て隠二にユダヤ人三たる者四の實一のユダヤ人二たり又割禮三の靈四に在一て儀文二に在
 ず三心の割禮四の眞一なり其愛二の人三に由四ず神一に由二り
 二 然一らバユダヤ人の長二處三の何四ぞ耶一また割禮二の益三する所四の何一ぞ耶二
 三 凡一の事二に於三て益四おほし先一第一二の神三の論四をもて彼等一に託二ね給三へると也
 四 爰一に信二せざる者三われを其四を如何一の不信二の神三の信四を廢一べき乎二非三ず凡
 の人一を偽二とするも神三を眞四とすべし爾一の告二る言三の義四とせられ爾一が鞫二る時
 勝一を得んと録二されたる如三し四我一儕二が不三義四もし神一の義二を彰三すとせば我四何を
 言一べきか怒二を加三ふる神四の不一義二なるや此三の如四れ人一に由二て言三のみ四然一こと有

子 羅十八〇廿五、
 子 羅九〇十九、
 子 羅六〇二十五、
 子 羅一〇八、二〇廿九、
 子 哥十四〇一、
 子 哥五〇九、
 子 哥百四十三、
 子 哥五十九〇七八、二〇十
 六、
 子 哥廿六〇一、
 子 羅一〇二、廿六、廿六、三三、
 七、三三、三三、
 子 羅十三〇廿九、廿〇十六、
 卅二〇八九、
 子 羅七〇七、九、

七 若一し然二こと有三ハ神四如何一して世二を鞫三かん耶四もし神一の眞二わが偽三に因四て顯
 八 其一榮光二いや増三ハ我四何一であ二は罪人三と爲四れん乎一如此二あらハ我三儕四が鞫一らる
 九 如一く善二を來三らせんとて惡四を作一ハ宜二らずや此三を我四儕一が言二と云三る者四あり斯
 十 人の罪一せらる可二の宜三あり四然一らバ如何二ぞ耶三われら勝四れるか決一てきし蓋
 十一 われら既一にユダヤ人二もギリシヤ人三も皆四罪一の下二に在三ことを證四せり一ハ録二して
 十二 義人一なし一人二も有三きしとあるが如四し一明達者二亦三く神四を求一る者二亦三し四ハみき
 十三 曲一て全二く邪三とされり善四を作一もの亦二し一人三も有四きし一ハ三二の喉三破四れし墜一う
 十四 の舌一の詭詐二を亦三其四唇一にハ蝮二の毒三を藏四り一ハ其二口三の詛四と苦一とにて滿二す三ハ
 十五 足一の血二を流三さんが爲四に疾一し二ハ殘害三と苦難四の其途一に遺二れり三ハ彼等四の平康一亦
 十六 道一を知ら二ず三ハその目四前に神一を畏二るの懼三あること亦四し一ハ九二れ律法三の言四とこ
 十七 ろ一ハ其下二にある者三に示四すと我一儕二の知三こ四ハ各人の口一塞二り又世三の人四こそりて
 十八 神一の前に罪二ある者三と定四らん爲一なり二ハ是故三に律法四の行一に由二て神三の前に義四と
 十九 爲一る二もの一人三だに有四と亦一し蓋律法二に由三て罪四の知る一也二〇三今律法四の外

一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
十九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
二十九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
三十九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
四十九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
五十九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
六十九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
七十九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
八十九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十一	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十二	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十三	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十四	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十五	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十六	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十七	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十八	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
九十九	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十
一百	新約全書	羅馬書第三章	自廿二至卅一節	四百三十

然我儕が先祖アブラハムの肉體について何の得し所ありと言ん

若アブラハム行に由て義と爲れたらんには誇るべき所あり然と神の前には有ることなし三の聖書に何と云るかアブラハム神を信するの信仰を義と爲れたり工を伴ふの價の恩と稱す受べきもの也然と工なき者も不義ある者を義とする神を信じて其信仰を義と爲れたり工なく神に義とせらるる者の福あること正にダビデが言る如し云うの不法を免され其罪を蔽ひるる者の福ありハ主の罪を負せざる人の福ありと此の福の割禮の者にあるや割禮なき者にあるや抑われらアブラハムの其信仰を義と爲れたりと言ひ然に如何に義と爲れしや割禮を受し後ある乎また割禮を受ざる前あるか割禮を受し後あるか割禮を受ざる前にあり十一かつ割禮の號を受し未だ割禮を受ざる前に信仰に由て義と爲れたる印證あり此の割禮を受ざる凡の信者の父にして彼等の義とせられん爲あり十二また割禮を受る者の父とされり唯割禮にのみ由す我儕が父アブラハムの

十三	割禮を受ざりし時の信仰の跡を履ものゝ爲あり十三蓋アブラハムと其子孫
十四	とに世界の嗣子たるを得させんと神の約束の律法に由に非ず信仰の
十五	義に由り十四若し律法に従ふの嗣子たるを得ば信仰も虚く約束も亦廢
十六	るべし十五うの怒を來するもの律法あり律法あくば犯すことも有さし十六
十七	是故に信仰に由て得させ給ふの恩に由せて其約束をアブラハムの諸の子
十八	孫に堅固せんがため也たゞ律法を有る者のみならず亦アブラハムの信仰
十九	に效ふ者に及べり我あんちを立て多の國民の父と爲りと録されたる如
二十	くアブラハムの其信する所の神すあいつ死し者を生し無ものを有し如く
二十一	稱ふる神の前に於て我儕衆人の父たる也彼望べくもあらぬ時にさほ
二十二	望て多の國民の父と爲んことを信す蓋あんちの子孫かくの如きらんと言
二十三	たまひしに因てあり十九彼の信仰淺からざれば齡おほよう百歳にして己
二十四	が身の既に死るが如きとサラの胎の死るが如きをも願みす二十不信をもて
二十五	神の約束を疑ふとさく反て其信仰を篤して神を尊め三神の其約束し給ふ

三三	所を必ず成得べしと心に決む三是故に其信仰義と爲れたり三うれ信仰に
三四	由て義とせられたりと録されしの特かれの爲のみならず亦われらの爲に
三五	録されし也我儕もし我主イエスを死より甦らしし神を信せば同く義と
三六	せらるゝ事を得べし三五イエスの我儕が罪の爲に解され又われらが義と爲
三七	られん爲に甦らされたり
三八	是故に我儕信仰に由て義とせられたれば神と和ぐことを得たり此
三九	の我主イエスキリストに頼てなりニ亦われら彼により信仰によりて今居
四〇	どころの恩に入ることを得かつ神の榮を望て欣喜をなす三第これ耳ならず
四一	患難にも欣喜をなせり蓋患難の忍耐を生じ忍耐の練達を生じ練達の希
四二	望を生じ五希望の羞を來らせざるを知ての我儕に賜ふ所の聖靈に由て神
四三	の愛われらの心に灌漑なり六我儕なは弱かりし時キリスト定りたる日
四四	に及て罪人のために死たまへり七うれ義人の爲に死るもの殆んど少なり
四五	仁者の爲に死ることを厭ざる者もや有ん八然ぞキリストの我儕のなほ

九	罪人たる時われらの爲に死たまへり神の之によりて其愛を彰し給ふ今	七	約四〇九、十、
十	の血に頼て我儕とせられたれば況て彼に由て怒より救るゝ事なから	八	羅三〇廿五、
十一	ん乎若われら敵たりし時に其子の死によりて神に和ぐことを得たらん	六	羅一〇十、
十二	に況て和を得たる今うの生るに頼て救るゝことを得ざらん乎た此	五	羅五〇十八、九、
十三	耳ならず我儕に和を得させ給ひし我主イエスキリストに頼て亦神を喜べ	四	約十四〇十九、
十四	り然れば一人より罪の世あり罪より死の來り人みな罪を犯せば死の	三	羅五〇十八、九、
十五	凡の人に及たるが如し法律を立られし時より前に罪の世に有き法律な	二	一、前二〇七、三〇六、
十六	くバ罪の人に歸することなし然もアダムよりモーセに至るまでアダ	一	羅四〇十五、
十七	ムの罪と等き罪を犯さざりし者にも死の之に王たりアダムの即ち來らん		羅四十五〇廿一、廿二、
	とする者の模なり然も罪のこの恩賜のこの如きに非ず若し一人の		五、
	罪に由て死るもの多からば況て神の恩と一人のイエスキリストに由る恩		
	の賜どの多の人に溢ざらん乎賜の一人より來る罪の如きに非ず蓋審判		
	の一の罪より罪せられ賜の多の罪より義とせらるゝ也若一人罪を犯し		

十八	しにより死この一人に由て王たらんに況て溢るゝの恩と義の賜を受ける	六	カ 羅五〇九、十、
十九	者一人のイエスキリストにより生に在て王たらざらん乎是故に一の	五	羅三〇廿五、
二十	罪より罪せらるゝ事の凡の人に及し如く一の義より義とせられ生命を獲	四	羅一〇十、
二十一	ことも凡の人に及べり十九う一人の逆に由て多く罪人とせられし如く一	三	羅五〇十八、九、
二十二	人の順に由て多く義とせらるべし法律を立るゝ罪を増ん爲なり然も	二	一、前二〇七、三〇六、
二十三	罪の増どころに思も愈増り三これ罪の死をもて宰れる如く思も我儕が	一	羅四〇十五、
二十四	主イエスキリストに頼て永生に至らせんが爲に義をもて宰れり		羅四十五〇廿一、廿二、
二十五	然らば我儕何を言んや恩の増ん爲に罪に居べき乎非ず我儕罪に		五、
二十六	於て死し者あるに何であは其中に於て生んや三イエスキリストに合んど		
二十七	てバプテスマを受し者即ち其死に合んどて之を受しあるを爾曹知ざる		
二十八	乎故に我儕の死に合バプテスマに由て彼と同一に葬るゝハキリスト父		
二十九	の榮に由て死より甦されし如く我儕も新き生命に行べき爲あり若われ		
三十	ら彼の死の狀に等からば亦かれの復生にも等かるべし我儕の舊人かれ		

四〇二一	と同一に十字架に釘らるゝの罪の身滅て今より罪に役ざるが爲あるを我儕
四〇二二	の知キ蓋死し者の罪より釋さるれば也ハ我儕もキリストと偕に死べ又
四〇二三	彼と偕に生ん事を信ずルキリスト死より甦りて復しなす死もまた彼に主
四〇二四	とならざるを知リハ是其死し罪について一次死しなり其いくるの神に
四〇二五	ついて生るなりハ如此かんぢらも我儕の主イエスキリストにより罪に就
四〇二六	ての自ら死者また神に就ての生る者なりと意ふべしハ是故に爾曹罪を
四〇二七	死べき肉體に王たらしめて其愆に徇ふ勿れ十三また爾曹の肢體を不義の器
四〇二八	となして罪に獻ること勿れ死より甦りし者の如く己を神に獻また肢體を
四〇二九	義の器となして神に事ふべし十四蓋なんぢら恩の下に在て律法の下に在
四〇三〇	れば罪の爾曹に主なること無れば也十五然らば如何我等恩の下に在て律
四〇三一	法の下に在ざるが故に罪を犯すべきか非す十六かんぢら身を獻げ僕となり
四〇三二	誰に従ふとも其従ふ所の僕たるを知るか或ハ罪の僕とならば死に及び
四〇三三	或ハ順の僕とならば義に及べん十七然ども我神に感謝す爾曹ハ素罪の僕た

四〇三三	りしかど今ハ既に授られし所の救の範に心より服ひて十八罪より釋され義
四〇三四	の僕とされべ也十九我いま人の言を藉て言ハ爾曹が肉體よわき故なり爾
四〇三五	曹の肢體を獻て汚穢と惡の僕となり惡に至りし如く今また其肢體をさ
四〇三六	げ義の僕となりて聖潔に至るべし二十蓋なんぢら罪の僕ありし時にハ義
四〇三七	に事ざれば也三爾曹いま恥る所のことを行ひし其どき何の果を得たりし
四〇三八	や此等のことの終ハ死なり三然也今罪より釋されて神の僕となりたれば
四〇三九	聖潔に至るの果を得たり且今の終ハ永生あり三罪の價ハ死あり神の賜
四〇四〇	ハ我儕の主イエスキリストに於て賜ハる永生あり
四〇四一	兄弟よ我いま律法を知る者に言ハ律法ハ人の畢生るの主たるを
四〇四二	知ざる乎ニ夫ある婦ハ律法の爲に夫の生る間ハこれに繋るれ也夫しなば
四〇四三	其律法より釋さる三然ハ夫の生る間に他の人に適ハ淫婦と稱ふべし若し
四〇四四	夫しなば其律法より釋さるゝが故に人に適ども淫婦にハ非す四然れば我
四〇四五	兄弟よ爾曹もキリストの身により律法に就て殺されしもの也これ別人す

三 法のイエスキリストに由て罪と死の法より我を釋せば也。三つれ律法の肉に由て荏弱うの能ざる所を神の爲たまへり。即ち己の子を罪の肉の狀とあして罪のために遣はし肉に於て罪を罰しぬ。四つれ律法の義の肉に從ひて靈に從ひて行ふ我儕に成就せんが爲なり。五つ肉に從ふ者、肉の事を念ひ靈に從ふ者、肉の事を念ふ。六つ肉の事を念ふ、死なり。靈の事を念ふ、生あり安あり。七つ肉の事を念ふ、神に乖るが故なり。是神の律法に服せず。又服ふこと能ざるに因り、而して肉に在る者、神の心に適ふこと能はず。八つ神の靈なんぢらに住み、爾曹の肉に在りて、靈に在らん。凡うキリストの靈なき者、キリストに屬ざる者也。九つ若キリスト爾曹に在りて、體の罪に緣て死靈魂の義に緣て生ん。十若イエスを死より甦らし、者、靈爾曹に住み、キリストを死より甦らし、者、其なんぢらに住むところの靈を以、爾曹が死べき身體をも生すべし。十一是故に兄弟、我儕肉の爲に負ところ有て、肉に從ひ、役る者に非ず。十二もし肉に從ひ、役なば、死べし。若し靈に由りて、身體の行爲を滅さば、

十三 生べし。十四凡う神の靈に導かるる者、是すなり。神の子あり。十五爾曹が受し靈の奴たる者の如く、復び懼を懷く。靈に非ず。父とよぶ子たる者の靈なり。十六聖靈みづから我儕の靈と偕に、我儕が神の子たるを證す。我儕もし子たらば、又後嗣たらん。即ち神の後嗣にして、キリストと偕に後嗣たる者なり。我儕もし彼と偕に苦を受なば、彼と偕に榮をも受べし。十八われ意ふに、今時の苦、我儕に顯れん。榮に比ぶべきに非ず。十九われ受造者の切望、神の諸子の顯れんことを俟るなり。二十凡う受造者の虚空に歸せらるる、其願ふ所に非ず。即ち之を歸する者に因り、三つまた受造者みづから敗壞の奴たることを脱れ。神の諸子の榮なる自由に入んことを許れん。どの望を有されたり。三つ萬の受造者、今に至るまで共に歎き、共に勞苦ことあるを我儕、知三つた。此等のもの耳ならず。聖靈の初て結べる實を有る我儕も、自ら心の中に歎て、子と成んこと、即ち我儕の身體の救れんことを俟。我儕が救を得、望によれり。然と望を見、亦望さし、既に見どころの者、何で尙これを望んや。三つ若われ

七	七 亦アブラハムの苗裔なればとて悉く其子たるに非ず惟イサクより出る者なんぢの苗裔と稱らるべしと録されたり 即ち肉に由て子たる者これら神の子たるに非ず惟約束に由て子たる者其苗裔とせらるる也 九期
八	八 いたらば我來らんサラに男子あるべしと是約束の言なり 十 此耳ならず亦
九	九 リベカ我儕の先祖イサク一人に従ひて二子を孕しとき 十一 其子いまだ生れ
十	十 ず亦善悪を行ざれば神の選たまひし聖旨の變ることなく行に由て君に由
十一	十一 を彰さんとて 十二 長子の幼子に服んどリベカに言たまへり 十三 録して我のヤ
十二	十二 コフを愛しエサウを惡めりと有が如し 十四 然らば我儕なにを言んや神に不
十三	十三 義ある所あるや有ることなし 十五 神モーセに曰われ矜恤んと欲ふ者を矜恤わ
十四	十四 れ憐憫んと欲ふ者を憐憫とす 然らば願ふ者にも超る者にも由ず惟めぐむ所
十五	十五 の神に由り 十七 聖書の中に神パロに我なんぢを立るの特に爾をもて我が權
十六	十六 能を顯し又わが名を徧く世界に傳んが爲なりと示し給へり 十八 然らば神の憐
十七	十七
十八	十八

十九	十九 憫んど欲ふ者をあわれみ剛愎にせんと欲ふ者を剛愎にせり 十九 然らば爾われ
二十	二十 に言ん神何ぞなほ人を責るや誰か其旨に逆ふことを爲んと 二十 嗟人よ爾何
二十一	二十一 人なれば神に言逆ふや造れし物の造し者に向て爾何故に我を如此つくり
二十二	二十二 しと云べけん乎 三 陶人の同上塊をもて一の器を貴く一の器を賤く造の權
二十三	二十三 あるに非ずや 三もし神怒を彰し其能力を示さん爲に滅亡に備れる器を永
二十四	二十四 く耐忍ことをなし 三また榮光に預じめ備し矜恤の器に其榮の豐盛なるを
二十五	二十五 示さんとせば我儕何の言こと有んや 三この矜恤の器即ち我儕召れし所の
二十六	二十六 者ハ第ユダヤ人のみならず亦異邦人の中より召れたり 三 神ホセヤの書
二十七	二十七 に我の我民ならざりし者を我民と稱へ愛せざりし者を愛する者と稱ん 三
二十八	二十八 又なんぢら我民ならずと言れたりし其處の彼等も活神の子と稱らるべし
二十九	二十九 と言るが如し 三 三イザヤもイスラエルに就て呼り曰けるハイスラエルの子
三十	三十 の數ハ海の沙の如なれども救る者いたを儘々ならん 三 神の義をもて其
三十一	三十一 言を斷之を成竟るべし蓋さだめ給ふ所の事の主速かに此地に行ふべけれ

一	四一九〇、一〇、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇、一〇〇、一一〇、一二〇、一三〇、一四〇、一五〇、一六〇、一七〇、一八〇、一九〇、二〇〇、二一〇、二二〇、二三〇、二四〇、二五〇、二六〇、二七〇、二八〇、二九〇、三〇〇、三一〇、三二〇、三三〇、三四〇、三五〇、三六〇、三七〇、三八〇、三九〇、四〇〇、四一〇、四二〇、四三〇、四四〇、四五〇、四六〇、四七〇、四八〇、四九〇、五〇〇、五一〇、五二〇、五三〇、五四〇、五五〇、五六〇、五七〇、五八〇、五九〇、六〇〇、六一〇、六二〇、六三〇、六四〇、六五〇、六六〇、六七〇、六八〇、六九〇、七〇〇、七一〇、七二〇、七三〇、七四〇、七五〇、七六〇、七七〇、七八〇、七九〇、八〇〇、八一〇、八二〇、八三〇、八四〇、八五〇、八六〇、八七〇、八八〇、八九〇、九〇〇、九一〇、九二〇、九三〇、九四〇、九五〇、九六〇、九七〇、九八〇、九九〇、一〇〇〇
二	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

しか開り其聲の遍く世界に出るの言の地の極にまで及び十九我また問ん
 イスラエルの知ざりしか知り曩にモーセ云われ民に非ざる者をもて爾曹
 を嫉妬せん又愚ある民をもて爾曹を怒らせんと三イザヤ譚ることさく言
 ける我を尋ざりし者に我わへり問ざりし者に我わらわれぬニ又イスラ
 エルに就て我終日手を擧て悻り順ひざる民に向へりと云し也
 然バ我いん神の其民を棄しや決して然らず何とされバ我も亦イ
 スラエルの人アブラハムの裔ベニヤミンの支派なりニ神の其預じめ知給
 ふどころの民を棄ざりき爾曹エリヤについで聖書に載たる事を知ざるか
 彼イスラエルを神に訴曰けるニ主よ彼等の爾の預言者を殺し爾の祭壇
 を毀てり只われ遣れしに又我命をも求めんとする也 然るに何と神の答給
 ひし乎われ自己の爲にバアルに跪づかざる者七千人を存せりと 是の如
 く今も亦は恩の選に由て遣れる者あり 且し恩に由る功に由るなるなり
 否されバ恩の恩たらず若し功に由る恩に非ず否されバ功の功たらず

一	四一九〇、一〇、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇、一〇〇、一一〇、一二〇、一三〇、一四〇、一五〇、一六〇、一七〇、一八〇、一九〇、二〇〇、二一〇、二二〇、二三〇、二四〇、二五〇、二六〇、二七〇、二八〇、二九〇、三〇〇、三一〇、三二〇、三三〇、三四〇、三五〇、三六〇、三七〇、三八〇、三九〇、四〇〇、四一〇、四二〇、四三〇、四四〇、四五〇、四六〇、四七〇、四八〇、四九〇、五〇〇、五一〇、五二〇、五三〇、五四〇、五五〇、五六〇、五七〇、五八〇、五九〇、六〇〇、六一〇、六二〇、六三〇、六四〇、六五〇、六六〇、六七〇、六八〇、六九〇、七〇〇、七一〇、七二〇、七三〇、七四〇、七五〇、七六〇、七七〇、七八〇、七九〇、八〇〇、八一〇、八二〇、八三〇、八四〇、八五〇、八六〇、八七〇、八八〇、八九〇、九〇〇、九一〇、九二〇、九三〇、九四〇、九五〇、九六〇、九七〇、九八〇、九九〇、一〇〇〇
二	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

る也 然バ何を言んイスラエルの其求める所を得ず選れし者之を得て遣
 れし者の願せられたりハ神の今日に至るまで彼等に頑き心見ざる目聞え
 ざる耳を予ふと録されしが如し 亦ダビデ曰けるハ彼等が筵席かひりて
 機檻となれ網羅となれ硬物となれ其報となれ 彼等の目を瞶して見しめ
 ず其背を常に屈しめよ 然バ我いん彼等が厥の倒に及しや然らず反て
 彼等が錯失により救ひ異邦人に及びり是イスラエルを激させんが爲なり
 十二若かれらの錯失世の富となり其裏 異邦人の富とならん 況て彼等
 の盛なるに於てをや 我なんぢら異邦人に言ん我ハ異邦人の使徒なるが
 故に我職を敬重せり 是わが骨肉の者を如何してか激し其中より數人を
 救んが爲なり 若かれらの棄らるゝと世の復和とならバ其收納さるゝハ
 死たる者の中より生るに同からず乎 亦し薦新のパンさよからバ凡のバ
 ンも亦潔もし根さよからバ枝も亦潔かるべし 且し幾數の枝を折れたる
 子 兩野の橄欖なるるれを其中に接れ共に其根により共に其汁漿を受るな

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十

十八 然バ原の枝に向ひて誇る勿れ假令はこるとも爾の根を保す根ハ爾を保
 十九 たり然バ爾枝の折れたるハ我が接れん爲なりと言ん然バ彼等の折れ
 二十 たるハ不信仰により爾が立るハ信仰に因なれば誇ると勿た戒懼ヨニ蓋
 二十一 神もし原樹の枝をさへ惜ますハ恐クハ爾をも惜まじ然バ神の慈と嚴
 二十二 なるを觀よ其嚴なるトハ瞶者に顯れぬ爾慈に居バ其慈ハ爾に在ん
 二十三 然ざれば亦爾も祈離さるべしもし不信仰に居すバ彼等も亦接れん神ハ
 二十四 能これを接得れば也爾もし本うまれつきたる野の橄欖より所れ其生稟
 二十五 亦反て嘉橄欖に接れたらんに況て原樹の枝ハ己が其橄欖に接れざらん
 二十六 乎兄弟よ我爾曹が自己を智とする事無らん爲に此奧義を知ざるを欲ま
 二十七 す即ち幾分のイスラエルの頑梗ハ異邦人の數盈るに至らん時まで也然
 二十八 巴比倫の囚人ハ其苦難を蒙るを得ん餘して救者ハシオンより出てヤコブの
 二十九 不虔を取除かん且その罪を救す時に我かれらに立ん所の誓ハ此也と有
 三十 が如し福音に就てハ爾曹の益の爲に彼等の憎まれ選擇に就てハ先祖の

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十

故によりて彼等の愛せらるゝ也三九の神の賜と召し易ることなきに因
 昔なんぢらの神に背しが今彼等が背るに由て爾曹矜恤を受たるが如く三
 今かれらの背るハ爾曹の矜恤を蒙るに因て亦矜恤を受んため也三九の神
 ハ衆人を憐まんが爲に成これを不服の中に入かこめり三九の神の智と識
 の富ハ深かな其審判ハ測り難く其踪跡ハ索ね難し孰か主の心を知し孰
 か彼と共に議ることを爲しや孰か先かれに施て其報を受んや三九の萬
 物の彼より出かれに倚かれに歸ればなり願くハ世々榮神にわれアメン
 然バ兄弟よ我神の諸の慈悲をもて爾曹に憐れみの身を神の意に適
 ヲ聖き活る祭物となして神に獻よ是當然の祭なり又この世に效ふ勿れ
 爾曹神の全かつ善にして悦ぶべき旨を知んが爲に心を化て新にせよ我
 うくる所の恩に藉て爾曹各人に告ん心を高り思を過すこと勿れ神の各人
 に賜りたる信仰の量に従ひて公平に思念べし即ち我儕一體に多の肢わ
 れども皆りの用を同らせざるが如く各人キリストに於て一體たれば亦

六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
たがひに其肢たる也。然るに賜る所は恩に藉て各々賜を異にせり。或は預言あらば信仰の量に循ひて預言をなし。或は役事あらば其役事をなし。或は教誨をなす者の其教誨をなし。ハ勸慰をなす者の其勸慰をなし。調濟をなす者の其客なく施し治理をなす者の其懈らず治め矜恤をなす者の其憐れむべし。九 愛の偽ると勿れ。惡の惡み善の親み。兄弟の愛をもて互に愛し。禮義を以て相譲り。十 勸て惰らず心を熱して主に事へ。十一 望て喜び患難に耐へ。祈禱を恒にし。十二 聖徒の既乏を賑恤し。遠人を感慙にせよ。十三 爾曹を害ふ者を祝し之を祝して詛ふべからず。十四 喜ぶ者と共に喜び。哀む者と共に哀むべし。十五 相互に意を同らし。尊大志をなさず。反て卑微に附よ。又自己を智とする勿れ。十六 惡をもて惡に報る勿れ。衆人の善とする所を心に記て之をなし。十七 行得べき所の力を竭して人々と睦親むべし。十八 わが愛する者よ其仇を報るな。十九 我退きて主の怒を待らざる。二十 是故に爾の仇もし飢なば之に食ひせ。若し渴かば之を報んとあれ。也。三十三 是故に爾の仇もし飢なば之に食ひせ。若し渴か														

三	四	五	六	七	八	九
バ之み飲せよ。爾如此するに熱炭を彼の首に積なり。三 なんと惡に勝る。勿れ善をもて惡に勝べし。	四 上にて權を掌る者に凡て人々服ふべし。蓋神より出ざる權なく凡う有とこの所の權の神の立たまふ所され。也。是故に權に悖る者の神の定み逆くなり逆者の自ら其審判をうくべし。三 有司の善行の畏に非ず。惡行の畏あり。爾權を畏ざることを欲ふ。平た善を行へ。然らば彼より褒を獲ん。	五 彼爾に益せん爲の神の僕なり。若し惡を行はば畏れ。彼に徒らに刃を操す神の僕たれば惡を行ふ者に怒をもて報ゆる者なり。五 故に之に服へ。惟怒に縁てのみ服す。良心に縁て服ふべし。六 是故に爾曹貢を納よ。彼等ハ神の用人にして常に此職を司せり。七 なんとなら受べき所の人に之に予よ貢を受べき者に之に貢し。税を受べき者に之に税し。畏るべき者に之に畏れ。敬ぶべき者の之を敬べ。八 なんとなら互に愛を負のは。凡の事を人に負こと勿れ。蓋人を愛する者の律法を完全すべ也。九 若し何れ奸淫する勿れ。殺す勿れ。竊む				

イ	利十九〇八、
ク	利十九〇九、
カ	利十九一〇、
キ	利十九一一、
ク	利十九一二、
ケ	利十九一三、
コ	利十九一四、
カ	利十九一五、
キ	利十九一六、
ク	利十九一七、
ケ	利十九一八、
コ	利十九一九、
カ	利十九二〇、
キ	利十九二一、
ク	利十九二二、
ケ	利十九二三、
コ	利十九二四、
カ	利十九二五、
キ	利十九二六、
ク	利十九二七、
ケ	利十九二八、
コ	利十九二九、
カ	利十九三〇、
キ	利十九三一、
ク	利十九三二、
ケ	利十九三三、
コ	利十九三四、
カ	利十九三五、
キ	利十九三六、
ク	利十九三七、
ケ	利十九三八、
コ	利十九三九、
カ	利十九四〇、
キ	利十九四一、
ク	利十九四二、
ケ	利十九四三、
コ	利十九四四、
カ	利十九四五、
キ	利十九四六、
ク	利十九四七、
ケ	利十九四八、
コ	利十九四九、
カ	利十九五〇、
キ	利十九五一、
ク	利十九五二、
ケ	利十九五三、
コ	利十九五四、
カ	利十九五五、
キ	利十九五六、
ク	利十九五七、
ケ	利十九五八、
コ	利十九五九、
カ	利十九六〇、
キ	利十九六一、
ク	利十九六二、
ケ	利十九六三、
コ	利十九六四、
カ	利十九六五、
キ	利十九六六、
ク	利十九六七、
ケ	利十九六八、
コ	利十九六九、
カ	利十九七〇、
キ	利十九七一、
ク	利十九七二、
ケ	利十九七三、
コ	利十九七四、
カ	利十九七五、
キ	利十九七六、
ク	利十九七七、
ケ	利十九七八、
コ	利十九七九、
カ	利十九八〇、
キ	利十九八一、
ク	利十九八二、
ケ	利十九八三、
コ	利十九八四、
カ	利十九八五、
キ	利十九八六、
ク	利十九八七、
ケ	利十九八八、
コ	利十九八九、
カ	利十九九〇、
キ	利十九九一、
ク	利十九九二、
ケ	利十九九三、
コ	利十九九四、
カ	利十九九五、
キ	利十九九六、
ク	利十九九七、
ケ	利十九九八、
コ	利十九九九、
カ	利二十〇〇、

十 勿れ妄の證を立る勿れ貪る勿れと曰る此餘なは誠あるとも己の如く爾の隣を愛すべしと曰る言の中に包たり愛の隣を害はず是故に愛の律法を完全す此の如く行べし我儕の時を知り今の寐より寤べきの時なり蓋信仰の初より更に我儕の救の近し夜すでに決て日近けり故に我儕暗味の行を去て光明の甲を衣べし行を端正して晝あゆむ如くすべし發發酔酒また奸淫好色また争闘嫉妬に歩むこと勿れ惟なんぢら主イエスキリストを衣よ肉體の欲を行はんが爲に其備をなすこと勿れ

十一 第十四章 信仰の弱き者を納よ然と其意ふ所を詰る勿れ或人の凡の物を食ふべしと信じ或人の弱して只野菜を食へり食ふ者の食ざる者を藐視すること勿れ食ざる者の食ふ者を審判する勿れ神これを納れば也なんぢ何人なれば他人の僕を審判するか彼の或り立あるひに倒ること其主に由り彼また必立られん神の能これを立得れば也或人の此日を彼日に愈れりとし或人の諸日もみな同とす各人みづから定て其心を堅すべし

イ	利十九〇八、
ク	利十九〇九、
カ	利十九一〇、
キ	利十九一一、
ク	利十九一二、
ケ	利十九一三、
コ	利十九一四、
カ	利十九一五、
キ	利十九一六、
ク	利十九一七、
ケ	利十九一八、
コ	利十九一九、
カ	利十九二〇、
キ	利十九二一、
ク	利十九二二、
ケ	利十九二三、
コ	利十九二四、
カ	利十九二五、
キ	利十九二六、
ク	利十九二七、
ケ	利十九二八、
コ	利十九二九、
カ	利十九三〇、
キ	利十九三一、
ク	利十九三二、
ケ	利十九三三、
コ	利十九三四、
カ	利十九三五、
キ	利十九三六、
ク	利十九三七、
ケ	利十九三八、
コ	利十九三九、
カ	利十九四〇、
キ	利十九四一、
ク	利十九四二、
ケ	利十九四三、
コ	利十九四四、
カ	利十九四五、
キ	利十九四六、
ク	利十九四七、
ケ	利十九四八、
コ	利十九四九、
カ	利十九五〇、
キ	利十九五一、
ク	利十九五二、
ケ	利十九五三、
コ	利十九五四、
カ	利十九五五、
キ	利十九五六、
ク	利十九五七、
ケ	利十九五八、
コ	利十九五九、
カ	利十九六〇、
キ	利十九六一、
ク	利十九六二、
ケ	利十九六三、
コ	利十九六四、
カ	利十九六五、
キ	利十九六六、
ク	利十九六七、
ケ	利十九六八、
コ	利十九六九、
カ	利十九七〇、
キ	利十九七一、
ク	利十九七二、
ケ	利十九七三、
コ	利十九七四、
カ	利十九七五、
キ	利十九七六、
ク	利十九七七、
ケ	利十九七八、
コ	利十九七九、
カ	利十九八〇、
キ	利十九八一、
ク	利十九八二、
ケ	利十九八三、
コ	利十九八四、
カ	利十九八五、
キ	利十九八六、
ク	利十九八七、
ケ	利十九八八、
コ	利十九八九、
カ	利十九九〇、
キ	利十九九一、
ク	利十九九二、
ケ	利十九九三、
コ	利十九九四、
カ	利十九九五、
キ	利十九九六、
ク	利十九九七、
ケ	利十九九八、
コ	利十九九九、
カ	利二十〇〇、

十 日を守る者も主の爲に守り日を守らざる者も主の爲に守らず食ふ者も主の爲に食へり蓋神を謝する事をすればなり食へざる者も主の爲に食はず此また神に謝する事をせり我儕のうち己の爲に生おのれに死する者なし蓋われら生るも主の爲に死するも主の爲に死この故に或り生あるひに死るも我儕のみな主のもの也夫キリストの死て復生し即ち生者と死者の主とあらん爲なり爾なんぢ其兄弟を審判するや何ぞ其兄弟を藐視するや我儕の皆キリストの靈前に立べき者なり録して主の曰たまへるの我の活る神すべての膝の我が前に屈り凡の舌の我を讚美すべしと有が如し是故に我儕おの己の事を神に認ふべし然に我儕たがひを審判すること勿れ寧ろ兄弟の前に絆跌あるひに妨礙を置ざらんことを定むべし我の主イエスキリストに由て凡のもの潔からざるなきを知らつ之を信ず然と人もし不潔と意ひ其人が於て即ち潔からざる也爾もし食物の爲に兄弟を愛しめば其行ふところ愛の道合せずキリスト彼の爲に死

十六 玉ひたれば汝食物に因て彼を滅すこと勿れ。爾曹の善を以て人に誇る
 十七 ことを爲なかれ。神の國の飲食に非ず。惟義と和と聖靈。由る歡樂
 十八 あり。此の如してキリスト。お事する者の神の心に。適また人に善とせらる
 十九 也。是故に我儕人と和睦せんこと。相互に徳を建んこと。を追求めし
 二十 三食物に因て神の成る所を毀すこと。勿れ。凡の物み。潔し然ども之を食ふて
 二十一 人を礙かする者。おの惡とならん。三肉を食ふ酒をのむ何事に由ず。爾の兄弟
 二十二 を倒し或の礙かせ。或の懦弱するの宜らざる也。三なんぢ信あるか。己これを
 二十三 神の前に守り其許とする所を以て。自ら審判する事なき者。福あり。三疑
 二十四 者もし食は。罪お定めらる。是信仰に由て食ひざれば也。すべて信仰に由て
 二十五 せざる者の罪なり。

二十六 然レ我儕強者の強からざる者の懦弱を負て己の心。悦ばざるを
 二十七 爲べき事也。ニ我儕おの隣の徳を建んために善をもて之を悦ばすべ
 二十八 し。キリストすら尙おのれを悦ばす事をせざりき。蓋さんぢを誇る者の毀

四 謗の我に及べりと録されし如し。従前より録されたる所。皆われらに訓
 五 て聖書の忍耐と安慰との言に藉て望を得させん爲に録せる也。五忍耐と安
 六 慰を予ふる神の爾曹にイエスキリストを效たがひに心を同する事を予
 七 て。爾曹をして心を一にし口を一にし神す。おのち我儕の主イエスキリス
 八 トの父を讚美し。崇しめ給はん事を願へり。是故にキリスト神を崇ん爲に
 九 我儕を納るが如く。爾曹も互に納べし。ハ我いのん神の眞理の爲に。イエスキ
 十 リストの割禮の役とあり。先祖に約束し給ひしことを堅固せり。九また異邦
 十一 人も其矜恤に由て神を崇む録して。是故に我異邦人の中に在て爾を崇また
 十二 爾の名を讚美すべしと有が如し。十また異邦人よ主の民と。同に喜ぶことを
 十三 爲よと云り。十二萬邦よ主を讚ふべし。萬民よ主を切に頌ふべしと云り。十二又イ
 十三 サヤ云らく。エツサイの根めざし。異邦人を治めんと爲もの興んとす。異邦人
 十四 みな之に頼んと。十三望を予ふる神の爾曹をして。聖靈の能に由るの望を大に
 十五 せんが爲に。爾曹の信仰より起る諸の喜樂と。平康を充しめ給はんことを願

十四	ヘリ十 ^三 わが兄弟よ我あんなちらが仁慈に満すべての智に充て互に勸得ることを信す ^{十五} 然ども兄弟よ我あは爾曹に憶起させんがため憚らずして略あんなちらに書おくれり是神の我に賜ふ所の恩に因なり ^{十六} 即ち異邦人の爲にイエスキリストの僕となりて神の福音の祭をかし獻る所の異邦人を聖靈に由て潔まらしめ神の意旨に適せん爲なり ^{十七} 是故に我神の事に就てハイエスキリストに由て誇る所あり ^{十八} 何と云へばキリスト我を助て異邦人を順従しめん爲に休徴と奇跡の能と神の靈の能を顯し言と行とを以てエルサレムより徧くイルリコに至るまで其福音を傳させ給ひしこと他の一の言をも我敢て曰ざるあり ^{十九} 且われ慎みて他人の置し土基に建じとイエスの名の未だ稱られざる所に福音を宣傳たり ^{二十} 未だ彼に就て傳を得ざる者を見べく未だ聞ことを得ざる者ハ悟るべしと録されたるが如し ^{二十一} 是故に屢バ阻られて我あんなちらに詣ことを得ざり ^{二十二} 今この地に傳べき處あり ^{二十三} 我年來あんなちらに往んことを願ふ故に ^{二十四} ヒスパニヤに赴かん時に爾曹
----	---

三三	に就るべし蓋經過とどきに爾曹に遇は ^{三三} 意に満足ことを得て又あんなちらに送られんことを望む也 ^{三十四} 然ども今われ聖徒を助けん爲にエルサレムに往んとす ^{三十五} マケドニヤとアカヤの人々エルサレムの貧き聖徒の爲に供給をすることを喜悦とせり ^{三十六} 彼等悦びて之をさす ^{三十七} 其負どころ有るが故なり蓋異邦人もし靈に屬ものを享たらんに ^{三十八} 己身に屬ものを以てまた彼等に事ふべき也 ^{三十九} 是故に我この事をり ^{四十} 此果を付し ^{四十一} 後あんなちらに由てヒスパニヤに往ん ^{四十二} われ爾曹に往時のキリストの福音の満たる恩を以て爾曹に至らんことを知り ^{四十三} 兄弟よ我儕の主イエスキリストにより ^{四十四} 聖靈の愛に緣て爾曹に勸む願く ^{四十五} 我と共に力を竭して我ために神に祈ることを爲よ ^{四十六} 蓋わがユグヤにある不信者より拯かり ^{四十七} 且エルサレムに赴く供事を聖徒の心に適せ ^{四十八} また神の旨に循ひ ^{四十九} 歡びて爾曹に詣り ^{五十} 偕に安慰を得んがため也 ^{五十一} 平安の神あんなちら衆人と偕に在さんことを願ふアメン
----	--

第廿一章 我ケンクレアにある教會の執事ある我儕の姉妹フィベを爾曹に

二	薦 ^レ ひニあんぢら聖徒 ^ノ の行 ^キ べき如 ^ク 主 ^ニ に縁 ^テ 彼 ^レ を納 ^メ 其 ^ノ 需 ^ム る所 ^ノ 之 ^レ を助 ^メ 彼 ^レ の素 ^オ はくの人 ^ヲ を助 ^メ た我 ^レ をも助 ^メ ク三 請 ^フ ブリスキラとアクラに安 ^ヲ を問 ^ハ かれらハイエスキリストに属 ^シ て我 ^レ と共に勤 ^ム る者 ^{アリ} 又 ^ハ わが命 ^ノ 爲 ^ニ 己 ^ノ の頸 ^ヲ を劍 ^ノ の下 ^ニ に置 ^リ 惟 ^レ われ而已 ^{ナラ} ず異邦 ^ノ 人 ^ノ 凡 ^ノ の教 ^會 もまた彼等 ^ニ に感謝 ^ス せり五 又 ^ハ うの家 ^ニ ある教 ^會 にも安 ^ヲ を問 ^ハ た我 ^レ が愛 ^ス する所 ^ノ のエイチトに安 ^ヲ を問 ^ハ かれハアジアに於 ^テ キリストの初 ^ニ に結 ^ビ る實 ^{ナリ} 六 我 ^レ 儕 ^ノ 爲 ^ニ に多 ^ク の苦 ^勞 をせしマリアに安 ^ヲ を問 ^ハ 七 又 ^ハ 我 ^レ と共に囚 ^メ たりし我 ^レ が親戚 ^{なる} アンデロニコとジュニヤに安 ^ヲ を問 ^ハ かれら使徒 ^等 の中 ^ニ に名 ^聲 ある者 ^{アリ} 我 ^レ に先 ^チ てキリストに居 ^シ 者 ^{アリ} ハキリストに在 ^テ 我 ^レ が愛 ^ス するアンピリアトに安 ^ヲ を問 ^ハ 九 キリストに属 ^シ て我 ^レ 儕 ^{と共に} 勤 ^ム るウルバノ又 ^ハ わが愛 ^ス するスタクに安 ^ヲ を問 ^ハ 十 キリストに於 ^テ 鍛鍊 ^{ある} アペレに安 ^ヲ を問 ^ハ アリストプロの家 ^ノ 者 ^ニ に安 ^ヲ を問 ^ハ 十一 わが親戚 ^{ある} ヘロデオナに安 ^ヲ を問 ^ハ ナルキノ家 ^{ある} 主 ^ニ に在 ^ル 者 ^等 に安 ^ヲ を問 ^ハ 十二 テルバイナとテルボサに安 ^ヲ を問 ^ハ とへ彼等 ^ハ 主 ^ニ に於 ^テ 苦
---	--

十三	勞 ^セ し女 ^{なり} 又 ^ハ 愛 ^せ らるるベルシーに安 ^ヲ を問 ^ハ かれ主 ^ニ 居 ^テ 多く苦 ^勞 せし女 ^{なり} 十三 主 ^ニ に選 ^レ れしルボと其 ^ノ 母 ^と に安 ^ヲ を問 ^ハ かれ母 ^ハ 即 ^チ 我 ^レ 母 ^{なり} 十四 アスキトリとピリゴンヘレマバトロバヘレメ又 ^ハ 彼等 ^と 偕 ^ニ ある兄弟 ^に 安 ^ヲ を問 ^ハ 十五 ピロとコジュリヤチリオと其 ^ノ 姉 ^妹 又 ^ハ オルンバ及び彼等 ^と 偕 ^ニ ある諸 ^ノ の聖徒 ^に 安 ^ヲ を問 ^ハ 十六 爾曹 ^を よき接吻 ^{をも} て互 ^ニ に安 ^ヲ を問 ^ハ キリストの諸 ^ノ の教 ^會 あんぢらに安 ^ヲ を問 ^ハ 十七 兄弟 ^よ 我 ^レ なんぢらに勸 ^ム 凡 ^ノ 爾曹 ^が 學 ^ぶ 所 ^ノ の教 ^に 反 ^シ て争 ^ひ 分 ^た せ又 ^ハ 斷 ^か する者 ^を 視 ^ど めて之 ^を 避 ^よ 十八 此 ^ノ 如 ^キ 者 ^ハ 我 ^レ 儕 ^ノ 主 ^{イエスキリスト} に服 ^す 己 ^ノ の腹 ^{につ} かふる者 ^{なり} 又 ^ハ 言 ^を 巧 ^{にし} 媚 ^を 諂 ^ひ て質 ^朴 なる者 ^ノ 心 ^を 欺 ^く なり十九 然 ^レ も爾曹 ^ノ 順 ^從 ること衆 ^人 に傳 ^揚 たれバ我 ^レ なんぢら爲 ^ニ 喜 ^ぶ り我 ^レ なんぢらが善 ^に 智 ^く 惡 ^に 思 ^は らんことを願 ^ふ 二十 平安 ^の 神 ^{あんぢら} の足 ^{の下} に於 ^テ サタンを速 ^に 碎 ^く べし我 ^レ 儕 ^ノ 主 ^{イエスキリスト} の恩 ^{なんぢら} と偕 ^ニ 在 ^ん ことを願 ^ふ 三十一 我 ^レ と共に勤 ^ム るテモテ我 ^レ が親戚 ^ル キヤンソンシバテロより爾曹 ^に 安 ^ヲ を問 ^ハ 三十二 此 ^ノ 書 ^を 筆
----	---

四	あり此なんぢら肉を屬て人の如く行ふ非ずや 我のバツロを屬われん	一〇	者も異なることなし各々功力を循ひて其賞を得べし 我儕の神と同一働
五	アポロを屬といふ者のあるに此なんぢら肉を屬ならず乎 五バツロの誰	九	く者なり爾曹の神の田の室なり 神の我を賜し思を循ひて我賢き工師
六	アポロの誰われらの惟おのゝも賜れる思を隨ひ爾曹をして信せしめん	八	の如く既に基礎を置たり今はかの人の上を建いかん其上に建べき乎お
七	どて勤る者なるの外なし 然バ我の種アポロの灌ぐ長る者の惟神なり 七	七	のおの慎て爲べし 二の置給ひし基礎の外は誰も基礎を置ること能ざれ
八	種るもの灌ぐ者も數るも不足す惟貴き長る所の神なり 八うれ種者も灌ぐ	六	バ也この基礎の即ちイエスキリストなり 二もし人の基礎の上を金銀寶
九	者も異なることなし各々功力を循ひて其賞を得べし 我儕の神と同一働	五	石本草禾稿を以て建なば 三人の工の明かならん夫日これを顯す可れバ
十	く者なり爾曹の神の田の室なり 神の我を賜し思を循ひて我賢き工師	四	なり此の火あて顯れん其火おのゝの工の如何を試むべし 若うの建る
十一	の如く既に基礎を置たり今はかの人の上を建いかん其上に建べき乎お	三	所の工たもたバ賞を得 若うの工やかれなバ損を受されど己の火より脱
十二	のおの慎て爲べし 二の置給ひし基礎の外は誰も基礎を置ること能ざれ	二	
十三	バ也この基礎の即ちイエスキリストなり 二もし人の基礎の上を金銀寶	一	
十四	石本草禾稿を以て建なば 三人の工の明かならん夫日これを顯す可れバ		
十五	なり此の火あて顯れん其火おのゝの工の如何を試むべし 若うの建る		

十六	出る如く終にの救れん 爾曹は神の殿にして神の靈なんぢらの中に在す	一〇	者も異なることなし各々功力を循ひて其賞を得べし 我儕の神と同一働
十七	ことを知る乎 二もし人の神の殿を毀たバ神かれを毀たん蓋神の殿の聖も	九	く者なり爾曹の神の田の室なり 神の我を賜し思を循ひて我賢き工師
十八	のされバ也この殿の即ち爾曹なり 二誰も自ら欺く勿れ若なんぢらの中に	八	の如く既に基礎を置たり今はかの人の上を建いかん其上に建べき乎お
十九	此世に於て智慧ありと意ふ者あらバ智者とあらん爲に愚にあらべし 十九蓋	七	のおの慎て爲べし 二の置給ひし基礎の外は誰も基礎を置ること能ざれ
二十	この世の智慧の神の前にの愚なればなり 録して云く神の智者を其みづか	六	バ也この基礎の即ちイエスキリストなり 二もし人の基礎の上を金銀寶
二十一	らの詭計に因て拘ふ 二また云く主の智者の思念を虚きものと知たまふ 二	五	石本草禾稿を以て建なば 三人の工の明かならん夫日これを顯す可れバ
二十二	然バ誰も人に誇る勿れ萬物の爾曹の物なり 二或はバツロ或はアポロ或は	四	なり此の火あて顯れん其火おのゝの工の如何を試むべし 若うの建る
二十三	ケバ或は世界あるひに生あるひに死あるひに今のもの或は後のもの是み	三	所の工たもたバ賞を得 若うの工やかれなバ損を受されど己の火より脱
二十四	な爾曹の属あり 三爾曹のキリストの属キリストの神の属なり	二	
二十五	爾曹の誰も我儕をキリストの役者の如く神の奧義を司る家宰の如く	一	
二十六	意ふべし 二又この世に在て家宰に求る所の其忠信ならんこと也 三われ爾		
二十七	曹に審判れ或は人に審判ることを尤も細事となす我も自己を審判す 四		
二十八	我みづから省るも過あるを覺す然も此の因て義とせられず我を審判者		

五	の主なり。然レ主の來らんとしまで時いまだ至らざる間の審判する勿レ	リ 三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一
六	を得べし。兄弟よ我なんぢらの爲此等の事を我とアポロと比へたり。此	三二
七	の我儕の事より爾曹をして録されし所を過て人を思議べからざる事を	三三
八	學ばせ彼を従へんとて之を逆ひ各誇となからしめんためなり。爾をして	三四
九	人より異ならしむる者誰ぞ爾の何の受領ざる物を有か若こそを受領べ	三五
十	何ぞ受領ざる如く誇や。爾曹すでお飽なんぢら既富り爾曹われと偕な	三六
十一	らずして王たり我儕も爾曹が王たらん事を願ふ蓋われも爾曹と偕も王た	三七
十二	らんが爲なり。われ意ふ神の我儕使徒を死に定られし者の如く末の者	三八
十三	として顯し給へり蓋われら宇宙のもの即ち天の使および人々を觀玩お	三九
十四	せられたれば也。我儕のキリストの爲愚なる者となり爾曹のキリスト	四〇
十五	お在て智者となれり我儕の弱く爾曹の強し爾曹の貴く我儕の賤し。今	四一
十六	の時お至るまで我儕の飢また渴また裸また捷れ斯て定れる任處なく。十二	四二

十三	りて手づから工をなし。嘗らるゝとき祝し奢らるゝとき忍み。請らるゝ	四三
十四	とき勸をなせり我儕今お至るまで世の汚穢また萬の物の塵垢の如し。十四	四四
十五	我なんぢらを愧しめん爲之を書お非す。反て我が愛する兒女の如く爾曹	四五
十六	を傲めんとて也。爾曹キリストお在て縦ひ師の一萬ありとも父の多くお	四六
十七	ることなし蓋われキリストイエスお在て福音を以て爾曹を生べなり。是	四七
十八	故お我なんぢらが我お傲んことを勸るなり。此お縁て我が愛子主お在て	四八
十九	忠なるテモテを我なんぢら遣せり彼の我キリストお在て教るところ。即	四九
二十	ち遍く教會ごとお教る模範を爾曹お記憶さすべし。爾曹の中われを爾曹	五〇
二十一	お至らずとして自ら誇る者あり。然主の心お適い。我速かお爾曹お至	五一
二十二	り誇る者の其言お非す其能を知らんとす。三十九の神國の言お非す能お在	五二
二十三	べなり。爾曹なを願ふや答を以て我なんぢらお至ることを願ふ乎。は	五三
二十四	愛と柔和の心を以て至ることを願ふ乎。	五四

爾曹の中お姦淫ありと常お聞の其姦淫の異邦人の中お非ざるは

マ	利十八〇八	二	この事にて人その父の妻を有と開ゆニなんぢら誇るか斯る事を行ひし者の
ナ	利十八〇七	三	爾曹の中より黜けられんことを願て痛哭ざる乎三われ身ハ爾曹の中
フ	利二〇九	四	居すと雖も靈ハ居り我をるが如く既み之を行ひし者を審判たり五即ち我
ク	本十八〇六	五	儕の主イエスキリストの名に頼て爾曹の集らんととき我靈も偕み在て我儕
コ	本十八〇五	六	の主イエスキリストの能み託かくの如き者をサタンに交し其肉體を滅
シ	本十八〇四	七	し其靈をして主イエスの日お救を得しめんと定たるなり六爾曹の誇るハ
ソ	本十八〇三	八	宜ろしからず少許の麴酵の全團をみな發すを知ざる乎七爾曹ハ麴酵な
タ	本十八〇二	九	きが如き者なれば舊き麴酵を除きて新しき團塊となるべし夫われらの途
チ	本十八〇一	十	越すなりちキリストの既に宰れ給へりハ然ハ我儕舊き麴酵を用ずまた惡
リ	本十八〇〇	十一	毒と暴很の麴酵を用ず眞實と至誠なる無麴酵を用むて節を守るべし〇九
レ	本十七九		われ爾曹ハ姦淫を行ふ者と偕に交る勿れと既に書遣れり十然也此世の淫
ロ	本十七八		を行ふ者またハ貪婪者またハ勒索者また偶像を拜む者と交ることを全く
ハ	本十七七		禁するハ非ず若しからば爾曹の世を離れざる可らず十一我なんぢらに書
ニ	本十七六		
ホ	本十七五		
ヘ	本十七四		
ト	本十七三		
チ	本十七二		
リ	本十七一		

マ	本三〇六	十二	遣しハ兄弟と稱ふる者もし淫を行ひ又ハ貪婪またハ偶像を拜またハ詭辯
ナ	本三〇五	十三	またハ沈湎またハ勒索をせバ之と共お交ることなく斯る者と共お食する
フ	本三〇四		ことだお爲ざらしめんとて也十三外おある者を鞫ことハ何ぞ我お與らん爾
ク	本三〇三		曹が鞫所ハ内の者お非ずや十三外おある者の神これを鞫く斯る惡人ハ之
コ	本三〇二		を爾曹の中より黜くべし
シ	本三〇一		
ソ	本二〇八	二	爾曹のうち互お事あるとき聖徒の前お認る事をせず敢て義からん
タ	本二〇七	三	る者の前お認るとをすする者ある乎ニなんぢら聖徒の世を鞫んとするを知
チ	本二〇六	四	ざらんや世もし爾曹お鞫るゝからば爾曹至小き事を鞫み足ざる者おらん
リ	本二〇五	五	乎三爾曹われらが天の使を鞫んとするを知らざらんや況や此世の事をや
レ	本二〇四	六	是故ハ爾曹もし此世の事を鞫んとせば教會の中おて卑微者を審判の座
ロ	本二〇三	七	お坐しめよ五我おんぢらを愧しめんとて如此いへり爾曹の中お其兄弟の
ハ	本二〇二		間のお事を鞫き得る智者一人もなからん乎六然也兄弟と兄弟相認へ且こ
ニ	本二〇一		のことを不信者の前おて爲り七爾曹たがひお相認るおより爾曹のうち誠に

九八 過あり爾曹何ぞ此よりも寧ろ不義を受ざるや何ぞ此よりも寧ろ欺を受ざる乎ハ 噫んぢら不義をなし欺をせず兄弟も亦これを行ら かんぢら義からざる者の神の國を嗣ことを得ざるを知るか爾曹みづから欺勿れ凡て淫を行ひ又の偶像を拜またの姦淫をよし又の男娼とあり又の男色を行ひ又の盜竊またの貪婪またの沉湎またの辱罵またの勒索者など皆神の國を嗣ことを得ざる也 爾曹のうち前に此の如き者ありしかども主イエスの名に頼かつ我儕の神の靈ふ因て洗滌また潔り又義と爲ことを得たり 〇 凡の物われ可らざるよし然と凡て益あるも非ず凡の物われ可らざるよし然と我の一をも我が主とせず 食の腹のため腹の食の爲なり然と神の此も彼も滅すべし身の淫を行ふため非ず主の爲なり 主はまた身の爲なり 神すでお主を離らせ給ふ又の能力を以て我儕をも離らすべし 爾曹の身のキリストの肢なるを知るか我キリストの肢を娼妓の肢となして可らんや可らざるあり 娼妓も合もの彼と一の體

一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

七六 七五 七四 七三 七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

となるを知るか蓋二人のもの一跡とあるべしと云給ひたれば也 主に合もの一靈とあるあり かんぢら淫を避よ人の凡て行ふ罪の身の外あり然と淫を行ふ者己が身を犯すあり 爾曹の身の爾曹が神より受たる爾曹の衷ある聖靈の殿にして爾曹の爾曹の属に非ざる事を知る乎 二その爾曹の價をもて買れたる者かれなり是故お神のものある爾曹身も於ても靈魂も於ても神の榮を顯すべし

二 爾曹 かんぢら我お書遣し事おついでに男の女お近ざるを善とす 然と淫行を免るゝ爲に人おのゝ其妻をもち女も各々其夫を有べし 夫の其分を妻おあすべし 妻のまた夫お然すべし 妻の自ら其身を主とすることを得ず夫これを主とる此の如く夫も自ら其身を主とることを得ず妻これを主とる 相共お拒なけれ然と互に意を合せて暫く祈禱の爲に別るゝのよし後また共お合べし是サタン 爾曹の情の禁ざるに乗じて爾曹を誘ひざらん爲あり 然と我これを言ひ命するも非ず許なり 我の衆人の我と

イ 本十の十二、	八	く爲んことを願ふ然と各々神より己の賜を受たり此の如く彼の彼の如しハ我いまだ婚姻せざる者および整婦云ん若わが如くして居バ彼等
ク 本十の十三、	九	み善ありル若みづから制ること能はずハ婚姻するも可うハ婚姻するハ胸
ク 本十の十四、	十	の熾るよりも愈れバ也 + われ婚姻せし者ハ命す妻ハ夫ハ別るゝ勿れ如此
ク 本十の十五、	十一	命するハ我ハ非す即ち主なり + 若わかるゝ事あらバ嫁す居カ或ハ夫と和
ク 本十の十六、	十二	々ことをすべし夫もまた妻を去べからず + 三の外の人ハ我これをいふ主
ク 本十の十七、	十三	の言に非す若し兄弟不信ある妻を有るとき妻どもに居んことを願ハ
ク 本十の十八、	十四	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の十九、	十五	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十、	十六	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十一、	十七	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十二、	十八	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十三、	十九	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十四、	二十	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十五、	二十一	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十六、	二十二	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十七、	二十三	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十八、	二十四	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十九、	二十五	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の三十、	二十六	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の三十一、	二十七	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の三十二、	二十八	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ

イ 本十の十二、	八	く爲んことを願ふ然と各々神より己の賜を受たり此の如く彼の彼の如しハ我いまだ婚姻せざる者および整婦云ん若わが如くして居バ彼等
ク 本十の十三、	九	み善ありル若みづから制ること能はずハ婚姻するも可うハ婚姻するハ胸
ク 本十の十四、	十	の熾るよりも愈れバ也 + われ婚姻せし者ハ命す妻ハ夫ハ別るゝ勿れ如此
ク 本十の十五、	十一	命するハ我ハ非す即ち主なり + 若わかるゝ事あらバ嫁す居カ或ハ夫と和
ク 本十の十六、	十二	々ことをすべし夫もまた妻を去べからず + 三の外の人ハ我これをいふ主
ク 本十の十七、	十三	の言に非す若し兄弟不信ある妻を有るとき妻どもに居んことを願ハ
ク 本十の十八、	十四	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の十九、	十五	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十、	十六	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十一、	十七	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十二、	十八	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十三、	十九	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十四、	二十	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十五、	二十一	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十六、	二十二	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十七、	二十三	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十八、	二十四	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の二十九、	二十五	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の三十、	二十六	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の三十一、	二十七	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ
ク 本十の三十二、	二十八	之を去なけれ + 三また婦不信なる夫を有るとき夫ども居んことを願ハ

一 非す處女もし嫁するとも罪を犯すに非ず然も此の如き者の
 二 身の難に遣ん我爾曹をして煩ひしむるを忍ず兄弟よ我れを言ん今
 三 より後の時の逼れり蓋妻を有る者の有ざるが如く三十の哭ざるの如
 四 く喜ぶ者の喜ばざるが如く買もの有ざるが如く三の世を用る者の用
 五 ざるが如くすべき爲なり夫この世の形状の過逝なり三我なんぢらが思煩
 六 はざらんことを願ふ婚姻せざる者の如何して主を悦ばせんと主の事を思
 七 煩ひ婚姻せし者の如何して妻を悦ばせんと世の事を思煩ふなり三妻と
 八 なる者と處女たる者との別あり嫁せざる者の身も靈も潔からんため主
 九 の事を思煩ひ嫁せし者の如何あ夫を悦ばせんと世の事を思煩ふなり三我
 十 これを言ひ爾曹を益せん爲なり爾曹に絆を置んとするに非ず惟爾曹をし
 十一 て理合せ紛擾なく慰勉お主事しめんとして也三一人もし其童女を對して
 十二 己が行ふこと理合せ意ふと意ふと童女期過かつ已ことを得ざる事あらば
 十三 其意に任すべし此の罪を犯す非ず彼等も婚姻せざるべし三然も人もし

一 其心を剛毅し己を得ざることもなく又おのが隨意に爲ことを得てうの意
 二 女を留置んと心の中に定なば然するの善ことなり三此の如なれば嫁せさ
 三 する者の行の善されば嫁せさせざる者の行の更お善夫生る間は妻法に
 四 繋るゝなり然も夫もし死に隨意に嫁する事を許さる惟主にある者の
 五 み適べし然も我おもふ婦ののまゝ止りなば殊も福なり我また神の靈
 六 み感じたりと意ふ

七 偶像に獻し物に就て我儕みな知識あることをしる知識の人を驕
 八 し自然と愛の徳を建るもの也二若みづから能ものを知と意ふ者の未だ其
 九 知べきほどをも知ざる者なり三人もし神を愛せば是神に知れたる也四偶
 十 像も獻し物を食するに就て我儕偶像の世に無ものあるを知また獨の神
 十一 の外お神なきを知る五神と稱るもの或天お在るひの地お在て多の神
 十二 おはくの主あるが如しと雖も六我儕お於て一の神すなはち父あるの
 十三 み萬物これより生われら之に歸す又ひとりの主即ちイエスキリストあり

七 萬物これ由われらも之由り然どみな斯る事を知す今に至りて尙心
 八 汚るゝなりハ神と我儕の關係ハ食物由り非ず食するも益ることなく食
 九 せざるも損ることなし然ど爾曹慎みて其自由を柔弱者の躓となす勿れ
 十 人もし知識ある所の爾曹の廟に坐して食するを見ば柔弱者の心之
 十一 勸られて偶像を獻し物を食せざらん乎又キリストの代に死たまひし弱
 十二 き兄弟爾の知識に因て淪亡ざらん乎此の如く爾曹兄弟に罪を犯し其弱
 十三 き心を傷めしむるハキリストの罪を犯すなり是故若し食物わが兄弟
 十四 を礙かせば我の兄弟を礙かせざる爲永久も肉を食ひ
 十五 **第九節** 我の使徒に非ずや我の自主に非ずや我の我儕の主イエスキリスト
 十六 を見し非ずや爾曹が主に在り我が工に非ず乎われ他人ハ使徒に非
 十七 ずども爾曹にハ使徒なり蓋なんぢらの主ハ在り我使徒の職の印なれば也
 十八 我ことを語す者ハ答ふるハ此なりわれら飲食を受る權なき乎

ム 約一〇三頁一〇六六七
 ヴ 約一〇三頁一〇六七八
 ノ 約一〇三頁一〇六七九
 ハ 約一〇三頁一〇六七〇
 タ 約一〇三頁一〇六七一
 ヲ 約一〇三頁一〇六七二
 カ 約一〇三頁一〇六七三
 ケ 約一〇三頁一〇六七四
 コ 約一〇三頁一〇六七五
 ク 約一〇三頁一〇六七六
 ケ 約一〇三頁一〇六七七
 コ 約一〇三頁一〇六七八
 ク 約一〇三頁一〇六七九
 ケ 約一〇三頁一〇七八〇
 コ 約一〇三頁一〇七八一
 ク 約一〇三頁一〇七八二
 ケ 約一〇三頁一〇七八三
 コ 約一〇三頁一〇七八四
 ク 約一〇三頁一〇七八五
 ケ 約一〇三頁一〇七八六
 コ 約一〇三頁一〇七八七
 ク 約一〇三頁一〇七八八
 ケ 約一〇三頁一〇七八九
 コ 約一〇三頁一〇八九〇

七六 他^{ほか}の使徒等^{しとたち}および主^{あな}の兄弟^{あなたち}とケバ^{ケバ}の如く^{ごとく}姉妹^{あなたち}なる妻^{つま}を携^{たづ}ふる權^{けん}なき
 七五 乎^や惟^{ただ}われどバルナバのみ^{のみ}工^{わざ}を止^{とど}むる事^{こと}を得^えざらん乎^や誰^{たれ}か軍^{いくさ}を出^いでて己^{おのれ}の
 七四 財^{かね}を費^{つひや}す者^{もの}あらんや誰^{たれ}か葡萄園^{ぶどうのうゑ}を樹^{つゝ}て其果^{そのみ}を食^{くら}はざる者^{もの}あらんや誰^{たれ}か羊^{ひつね}を
 七三 牧^{かひ}て其乳^{そのちち}を飲^{のみ}ざる者^{もの}あらん乎^やわれ人の事^{こと}のみ循^よて之^{これ}を言^いはんや律法^{おきて}も
 七二 亦^{また}かく言^いふ非^{あら}ずや九^{こゝろ}モーセの律法^{おきて}ハ穀物^{こむぎ}を礙^こす牛^{うし}に口籠^{くちかご}を繫^かべからずと
 七一 録^とされたり神牛^{かみうし}の爲^{ため}慮^{あはれ}かり給^{たま}へる乎^や又^{また}我^{われ}等の爲^{ため}にのみ之^{これ}を言^いたま
 七〇 ひし乎^や我^{われ}等の爲^{ため}に給^{たま}へる也^{なり}爾^{なんぢ}ら耕^{たが}はむ者^{もの}ハ望^{のぞ}みありて耕^{たが}はむ穀物^{こむぎ}を礙^こ
 六九 ず者^{もの}ハ其穀物^{そのこむぎ}を得^える望^{のぞ}みありて礙^こむ宜^{あた}なれば也^{なり}我^{われ}等^らもし爾曹^{なんぢら}の爲^{ため}に
 六八 物^{もの}を播^またらば爾曹^{なんぢら}の肉^{にく}の物^{もの}を穫^とりて大事^{だいじ}ならん乎^や他^{ほか}の人もし此^{この}權威^{けんい}を
 六七 爾曹^{なんぢら}の上^{うへ}に有^ある況^{ごと}して我^{われ}儕^らをや然^{しか}ど我^{われ}儕^らの權威^{けんい}を用^{もち}てキリストの福音^{ふくいん}を
 六六 阻^{さまた}げなきやうに我^{われ}儕^らすべての事^{こと}を忍^{しの}ぶ三^{さん}なんぢら知^しらざるか^か聖事^{せいじ}を務^{つと}むる者^{もの}
 六五 爾^{なんぢ}らの殿^{みや}の物^{もの}を食^たべ祭壇^{さいだん}に事^{こと}する者^{もの}祭壇^{さいだん}と共に其^{その}願^{ねが}ひを取^とりて此^{この}如^{ごと}く主^{あな}
 六四 福音^{ふくいん}を宣傳^{せんぱう}する者^{もの}ハ福音^{ふくいん}に由^よりて生活^{せいかつ}んことを定め給^{たま}へり然^{しか}ど我^{われ}此^{この}等^らの事^{こと}

キ 約一〇四頁一〇六四七
 キ 約一〇四頁一〇六四八
 キ 約一〇四頁一〇六四九
 キ 約一〇四頁一〇六五〇
 キ 約一〇四頁一〇六五一
 キ 約一〇四頁一〇六五二
 キ 約一〇四頁一〇六五三
 キ 約一〇四頁一〇六五四
 キ 約一〇四頁一〇六五五
 キ 約一〇四頁一〇六五六
 キ 約一〇四頁一〇六五七
 キ 約一〇四頁一〇六五八
 キ 約一〇四頁一〇六五九
 キ 約一〇四頁一〇六六〇
 キ 約一〇四頁一〇六六一
 キ 約一〇四頁一〇六六二
 キ 約一〇四頁一〇六六三
 キ 約一〇四頁一〇六六四
 キ 約一〇四頁一〇六六五
 キ 約一〇四頁一〇六六六
 キ 約一〇四頁一〇六六七
 キ 約一〇四頁一〇六六八
 キ 約一〇四頁一〇六六九
 キ 約一〇四頁一〇六七〇
 キ 約一〇四頁一〇六七一
 キ 約一〇四頁一〇六七二
 キ 約一〇四頁一〇六七三
 キ 約一〇四頁一〇六七四
 キ 約一〇四頁一〇六七五
 キ 約一〇四頁一〇六七六
 キ 約一〇四頁一〇六七七
 キ 約一〇四頁一〇六七八
 キ 約一〇四頁一〇六七九
 キ 約一〇四頁一〇七八〇
 キ 約一〇四頁一〇七八一
 キ 約一〇四頁一〇七八二
 キ 約一〇四頁一〇七八三
 キ 約一〇四頁一〇七八四
 キ 約一〇四頁一〇七八五
 キ 約一〇四頁一〇七八六
 キ 約一〇四頁一〇七八七
 キ 約一〇四頁一〇七八八
 キ 約一〇四頁一〇七八九
 キ 約一〇四頁一〇八九〇

一をも用す亦かくの如くせられん爲に之を曹遣るに非ざ蓋わが誇る所
 を人に虚くせられんよりの寧ろ死るの我も善事なれば也十六われ福音を宣
 傳ると雖も誇るべき所なし已を得ざるなり若われ福音を宣傳へずハ實ハ
 禍なり十七若われ好て之を行ハ賞を得ん若われ好ざるも其責任ハ我に與れ
 十八然らば我が賞は何なる耶われ福音を宣傳する人をして費なくキリス
 トの福音を得しめ又福音に在て我有る權を妄用する即ち是なり十九われ
 衆の人に向て自主の者なれば更ハ多の人を得ん爲に自ら己を衆の人の奴
 隸となせり二十ユダヤ人ハ我ユダヤ人の如くなれり此ユダヤ人を得ん爲
 なり又律法の下にある者ハ我律法の下に在ざればも律法の下にある者
 の如くなれり是律法の下にある者を得ん爲なり三律法なき者ハ我律法
 なき者の如くなれり是律法なき者を得ん爲なり然も我神に向て律法なき
 非す即ちキリストの律法の下に在なり三柔弱者ハ我柔弱者の如くな
 れり是柔弱者を得ん爲なり又すべての人ハ我の凡の人の状ハ循へり

ル 四十六〇三、廿一〇世至廿
 六、
 ヌ 三三三三、三十一、三十四、
 ト 三〇三二、三三、三十四、三十五、
 ヲ 三十五〇一、

三三
 三二
 三一
 三〇
 二九
 二八
 二七
 二六
 二五
 二四
 二三
 二二
 二一
 二〇
 一九
 一八
 一七
 一六
 一五
 一四
 一三
 一二
 一一
 一〇
 九
 八
 七
 六
 五
 四
 三
 二
 一

是にかにもして彼等數人を救ん爲なり三われ福音の爲に如此おこさふハ
 人と共に福音に與らん爲あり二さんちら知すや馳場に趨るものハ皆はし
 れども褒美を得者の唯一人なるを爾曹も得ん爲に趨るべし五凡て勝を競
 ふ者の何事をも節へ謹むあり彼等ハ境れ易き冕を得ん爲に之を行ハ我
 儕ハ境ざる冕を得ん爲に之を行ふあり三然ハ我が趨るハ定向あさか如
 きに非す我が戰ハ空を撃が如きに非す二己の體を撃て之を服せしむ蓋ハ
 かの人を救て自ら棄られんことを恐れハ也

三 兄弟よ我さんちらが左の事を知ざるを欲まず夫われらの先祖ハ
 雲の下に在みな海を過ニみ雲と海にてバプテスマを受てモーセに属
 リ三皆おさじく靈の食物を食し四みな同く靈の飲物を飲り此かれらに從
 へる靈の磐より飲たる也一の磐ハ即ちキリストあり五然も彼等の中おほ
 くハ神の心に適ざるが故に野にて滅されたり六此等の事ハ我儕をして彼
 等が嗜し如く惡を嗜せらしむる我儕の鑒あり七民ハ坐して飲食し起て舞

リ 四十二〇十、
 カ 三三〇三、三二、三三、三十四、
 三 三三〇一、三二、三三、三十四、
 二 三三〇一、三二、三三、三十四、
 一 三三〇一、三二、三三、三十四、

ノ	四廿五〇一五九、四三〇十	八	りて録されたる如く彼等のうち或者の行しに倣て爾曹偶像を拜者とある勿れハまた彼等のうち或者奸淫を行ひ一日に二萬三千人死たり彼等に倣て我儕姦淫すべからず又かれらの中あるものキリストを試みて蛇に滅されたり彼等に倣て我儕も試むべからずまた彼等の中あるもの怨言て滅す者ハ滅されたり彼等に倣て爾等も怨言あかれ十二彼等が遇る此すべての事の譬とされり且これらの事を録されたるハ末世に遇る我儕を警むる爲あり十三然ハ自ら立ちと意ふ者の傾ざるやうお慎むべし十四爾曹が遇し試惑ハ人の常あらざるハなし神の信ある者あり爾曹を耐忍ふこと能ざる試惑に遇せし爾曹が其試惑を耐忍ことを得ん爲に其にうへて逃るべき途を備へ給ふべし十五然ハ我が愛する者よ偶像を拜する事を避べし十五われ智者も言ごとく言ん爾曹わが言どころを審判べし十六我儕が祝ふ所の祝杯ハ
ハ	四廿五〇二七、四三〇廿七	九	同にキリストの血を享るに非ずや我儕が擧所のパンハ同にキリストの體を享るに非ず乎
イ	四廿五〇三、四三〇三	十	十七
ロ	四廿五〇四、四三〇四	十一	十七
ハ	四廿五〇五、四三〇五	十二	十七
ニ	四廿五〇六、四三〇六	十三	十七
ヘ	四廿五〇七、四三〇七	十四	十七
ト	四廿五〇八、四三〇八	十五	十七
チ	四廿五〇九、四三〇九	十六	十七
リ	四廿五一〇、四三〇一〇	十七	十七

ノ	四廿五〇一五九、四三〇十	八	りて録されたる如く彼等のうち或者の行しに倣て爾曹偶像を拜者とある勿れハまた彼等のうち或者奸淫を行ひ一日に二萬三千人死たり彼等に倣て我儕姦淫すべからず又かれらの中あるものキリストを試みて蛇に滅されたり彼等に倣て我儕も試むべからずまた彼等の中あるもの怨言て滅す者ハ滅されたり彼等に倣て爾等も怨言あかれ十二彼等が遇る此すべての事の譬とされり且これらの事を録されたるハ末世に遇る我儕を警むる爲あり十三然ハ自ら立ちと意ふ者の傾ざるやうお慎むべし十四爾曹が遇し試惑ハ人の常あらざるハなし神の信ある者あり爾曹を耐忍ふこと能ざる試惑に遇せし爾曹が其試惑を耐忍ことを得ん爲に其にうへて逃るべき途を備へ給ふべし十五然ハ我が愛する者よ偶像を拜する事を避べし十五われ智者も言ごとく言ん爾曹わが言どころを審判べし十六我儕が祝ふ所の祝杯ハ
ハ	四廿五〇二七、四三〇廿七	九	同にキリストの血を享るに非ずや我儕が擧所のパンハ同にキリストの體を享るに非ず乎
イ	四廿五〇三、四三〇三	十	十七
ロ	四廿五〇四、四三〇四	十一	十七
ハ	四廿五〇五、四三〇五	十二	十七
ニ	四廿五〇六、四三〇六	十三	十七
ヘ	四廿五〇七、四三〇七	十四	十七
ト	四廿五〇八、四三〇八	十五	十七
チ	四廿五〇九、四三〇九	十六	十七
リ	四廿五一〇、四三〇一〇	十七	十七

四〇三七	三	の良心に非ず他の人の良心を言なり如何んぞ他の人の良心に我自由を審判るゝことを爲んや若われ感謝して食することを爲や何ぞ其感謝する所のものに縁て穢らるゝことを爲んや然ハ爾曹食ふにも飲にも何事を行ふにも凡て神の榮を顯すやうみ行ふべしユダヤ人をもギリシヤ人も亦神の教會をも礙かする勿れ即ち我すべての事に於て衆の人の心に適ふやうにし彼等が救れん爲に己の益を求ず許多の人の益を求るが如くすべし
四〇三六	二	第十 我キリストに效ふ如く爾曹われに效ふべし〇兄弟よ爾曹すべての事に於て我を記念かつ我なんぢらに傳へし如く其傳を守るに因て我なんぢらを嘉ス凡の人の首キリストなり女の首の男ありキリストの首の神ありと爾曹が知んことを願ふ凡て男の首の物を蒙りて祈禱をさし或の預言する時の其首を辱しむる也凡て女の首に物を蒙りて祈禱をさし或の預言する時の其首を辱しむるあり此の薙髪と一にして異ことぞ
四〇三三	三	
四〇三二	三	
四〇三一	五	

四〇二六	六	し女もし物を蒙らず髪を剪べし然と髪を剪また薙こと若し女の耻べきことならハ物を蒙るべし七男の神の像と榮なれば其首の物を蒙るべからず女の男の榮なりハの男の女より出しに非ず女の男より出たれば也八また男の女の爲に造られしに非ず女の男の爲に造られし也十是故に女の天使の故に縁て首に權を有べき者なり十一然と主に在てハ男の女に由ることなく女の男に由ることなし十二女の男より出し如く男の女に由て出まかして萬物みな神より出るなり十三爾曹みづから辨ふべし女物を蒙らずして神に祈るの宜きことなる乎十四男もし長髪あらば恥べきこと也爾曹自然に知に非ずや十五然と女もし長髪あらば其榮なり蓋かむりものゝ代に髪を賜ひたれば也十六縦ひ争ひ論する者ありども此の如き例の我儕にも亦神の教會にも有ることなし〇十七我これらの事を命じて爾曹を嘉ざるハ爾曹の聚會益を受ずして反て損を招けバ也十八先なんぢら教會に集ると死共うち互に争ひ分るゝことぞ有と聞り我略これを信す十九ハ正き者の爾曹
四〇二五	十三	
四〇二四	十四	
四〇二三	十五	
四〇二二	十六	
四〇二一	十七	
四〇二〇	十八	
四〇一九	十九	

十 能を賜り、或は異能を行ひ、或は預言し、或は靈を辨へ、或は方言をいひ、或は方言を譯するの能を賜れり、然も凡て此等の事を行ふ者、同一靈なり、彼の心のまゝに各人に預與るなり、體の一にして多の肢あり、一體の凡の肢の多けれども、一の體ありキリストも亦かくの如し、或はユダヤ人あるひ、ギリシヤ人あるひ、奴隸あるひ、自主に拘らず我等のみ、一靈に在て、バプテスマをうけ、一の體となり、又みな一の靈を飲り、一の體の一肢のみに非ず多われべ也、足もし我手に非ざるが故に、體に屬せずと云、バ夫に因て、體に屬せざる乎、また耳もし我目に非ざるが故に、體に屬せずと云、バ夫によりて、體に屬せざる乎、もし全身目なら、開て、ころの安や、若し全身耳なら、嗅て、ころの安や、十八、爾れ神の心のまゝに肢をおの、體に置たまへり、若みな一の肢なら、體の安や、三、肢の多れども、體の一なり、三目の手に我なんぢに用なしと謂を得ず、又頭も足に我なんぢに用なしと謂を得ず、三、體のうち尤も柔しと見る肢は、却て無るべからざる者なり、三

十一 能を賜り、或は異能を行ひ、或は預言し、或は靈を辨へ、或は方言をいひ、或は方言を譯するの能を賜れり、然も凡て此等の事を行ふ者、同一靈なり、彼の心のまゝに各人に預與るなり、體の一にして多の肢あり、一體の凡の肢の多けれども、一の體ありキリストも亦かくの如し、或はユダヤ人あるひ、ギリシヤ人あるひ、奴隸あるひ、自主に拘らず我等のみ、一靈に在て、バプテスマをうけ、一の體となり、又みな一の靈を飲り、一の體の一肢のみに非ず多われべ也、足もし我手に非ざるが故に、體に屬せずと云、バ夫に因て、體に屬せざる乎、また耳もし我目に非ざるが故に、體に屬せずと云、バ夫によりて、體に屬せざる乎、もし全身目なら、開て、ころの安や、若し全身耳なら、嗅て、ころの安や、十八、爾れ神の心のまゝに肢をおの、體に置たまへり、若みな一の肢なら、體の安や、三、肢の多れども、體の一なり、三目の手に我なんぢに用なしと謂を得ず、又頭も足に我なんぢに用なしと謂を得ず、三、體のうち尤も柔しと見る肢は、却て無るべからざる者なり、三

十二 體のうち尊からずと意ふ所、お物を纏て我儕殊お之を尊ぶ之に因て、我儕の不美どころ、愈て美しく爲なり、三、我儕の美しき所の心を用る、及ばず神の其劣れる所、殊お尊貴を加て、體を調和たまへり、三、これ體のうち分事なく、諸の肢たがひに相顧み扶けん爲なり、三、もし一の肢くるしま、諸の肢ともお苦み一の肢たふと、われな、諸の肢とも喜ぶなり、三、爾曹のキリストの體おして、亦おの、其肢なり、三、神の第一お使徒、第二お預言者、第三お教師の次に、異能を行ふ者次に、病を醫す能を受し者、救濟する者、治理者、方言をいふ者、を教會お置たまへり、三、是みな使徒ならん乎、みな預言者ならん乎、みな教師ならん乎、みな異能を行ふ者ならん乎、三、みな病を醫す能を有る者ならん乎、みな方言をいふ者ならん乎、みな善道を爾曹に示さん

十三 假令われ諸の人の言および、天使の言を語るども、若し愛なく、バ鳴銅や響、鍍の如し、二、假令われ預言するの能あり、又すべての奧義と諸の學

一 術に達し又山を移すはなる諸の信仰ありと雖も若し愛なくば數るも足ぬものなり
 二 假令われ我凡ての所有を施し又焚るゝ爲に我が身を予るとも若し愛なくば我に益なし
 三 愛の寛忍をさし又人の益を圖なり愛の妬ます誇らず驕傲らず非禮を行はず
 四 己の利を求めず輕々しく怒らず人の惡を念はず
 五 不義を喜ばず眞理を喜び
 六 凡る事包容おほゆる事信じ凡る事望み凡る事忍び
 七 愛の永久も墮る事なし然と預言の廢り方言の息知識も亦廢らん
 八 我儕の知識全からず預言も全からず
 九 全き者きたるときに全からざる者廢るべし
 十 われ童子の時に語りて童子の如く識るところ童子の如く慮るところ童子の如くなりしが成人て童子の事を棄たり
 十一 われら今鏡をもて見むとく見むところ昏然なり然と彼の時に面を對せて相見ん
 十二 我いぞ知こと全からず然と彼の時に我が知るゝ如く我えらん
 十三 うれ信仰と望と愛と此三の者の常に在あり此うち尤も大なる者の愛あり
 十四 然と預言の賜を慕べし殊に慕ふべき預言

一 本十七〇五、十七〇六、
 二 本六〇一、四、
 三 本四〇二、四、五、三〇三、三、
 四 本六〇五、三、三〇三、三、
 五 本二〇三、
 六 本四〇三、
 七 本四〇三、
 八 本四〇三、
 九 本四〇三、
 十 本四〇三、
 十一 本四〇三、
 十二 本四〇三、
 十三 本四〇三、

一 言する事なり
 二 方言を語る者人々語るに非ず神に語る也
 三 人の靈に由て與義を語ると雖も曉る者なければ也
 四 然と預言する者人に語りて其徳をたて勸勉をなし安慰を予るなり
 五 方言を語る者己の徳をたて預言する者の教會に徳を建るなり
 六 われ爾曹がみな方言を語る事も願へども最も願ふ所の爾曹が預言せん事なり
 七 方言を語る者若し譯して教會の徳を建るに非ずば預言する者これより優るなり
 八 然と兄弟よ我もし爾曹が就り只方言を語りて黙示あるひに知識あるひに預言あるひに教誨を語らずば爾曹が何の益あらん乎
 九 せうれ靈なくして聲を出すもの或は笛あるひに琴もし其音別なくば吹とこる彈とこるを如何で知得んや
 十 もし鈴さだまりなき聲を出さば誰か戦の備をなさん乎
 十一 此の如く爾曹も舌を以て明かならざる言を出さば何で語る所の事を知得んや
 十二 此あんちら空氣に語るなり
 十三 世間の口音の類おほしと雖も一として其義あらざるなし
 十四 是故に若われ其聲の義を知らざれば語る者に對して我えびすとなり
 十五 語る者また我に

一 本四〇三、
 二 本四〇三、
 三 本四〇三、
 四 本四〇三、
 五 本四〇三、
 六 本四〇三、
 七 本四〇三、
 八 本四〇三、
 九 本四〇三、
 十 本四〇三、
 十一 本四〇三、
 十二 本四〇三、
 十三 本四〇三、

十二	對して夷となる也 <small>十二</small> 然 <small>然</small> 爾曹も靈の賜を慕ふ者なるより教會の徳を建
十三	る爲に其賜は豐盛ならんことを願ふべし <small>十三</small> 是故に方言を語る者の自ら之
十四	を譯せんことを祈るべし <small>十四</small> もし方言を以て祈らば我が靈の祈るなれど我
十五	が心の爲に果を結ばず <small>十五</small> 然らば如何せん我靈を以て祈らん又心を以
十六	て祈らん我靈を以て頌へん我心を以て頌へん <small>十六</small> 然らず爾靈を以て祝する
十七	とき愚なる者 <small>十七</small> 爾の語ることを知されば爾が感謝するとき如何してアメ
十八	ンと言んや <small>十八</small> 爾は感謝するの善されど他は人の徳を建す <small>十八</small> われ爾曹より
十九	も多く方言を語るを以て神に感謝す <small>十九</small> 教會中に在て我方言をもて一萬
二十	は言を語らんより寧ろ人を救ふために我が心を以て五言を語るを善とす
二十一	兄弟よ智慧に於て <small>二十一</small> 嬰兒となる勿れ惡む於て <small>二十一</small> 嬰兒となれ智慧を於て
二十二	の成人となるべし <small>二十二</small> 律法を録して主いひ給ひく異なる言ことなる唇をも
二十三	て此民に語らん然れども彼等の我に聴じどあり <small>二十三</small> 是故に方言の信する者
二十四	は爲に非ず信せざる者の爲に微なり然ぞ預言の信せざる者の爲に非ず信

三	する者の爲なり <small>三</small> もし全會一處に集るとき皆方言を以て語らば愚なる者
四	あるひの信せざる者入來らんと <small>四</small> 爾曹を狂る者と謂ざらん乎 <small>四</small> 然ぞ若み
五	な預言せば信せざる者あるひの愚なる者入來らんと <small>五</small> 此すべての人自由
六	て自己を責この衆の人に由て己の罪を認むべし <small>六</small> 此の如く其心も隠たる
七	こと露るゝが故に伏て神を拜 <small>七</small> 爾曹の中 <small>七</small> 在すと <small>七</small> 言ん <small>七</small> 〇 <small>七</small> 然
八	らば如何兄弟よ爾曹あつされる時おのゝ <small>八</small> 或の頌詩あり或の教誨あり
九	或の方言あり或の黙示あり或の繙譯あり <small>九</small> 悉く徳を建ため之を爲べし
十	二七もし方言を語る者あらば二人また多ども三人も過す <small>十</small> 次序を循て語り之
十一	を譯する者一人あるべし <small>十一</small> もし譯する者なきときは教會の中 <small>十一</small> 黙して己
十二	と神に語るべし <small>十二</small> 預言する者二人あるひ三人かたり其餘の者の之を
十三	辨ふべし <small>十三</small> もし傍邊に坐するもの黙示を得ば先 <small>十三</small> 語るもの緘黙べし <small>十三</small> う
十四	爾曹みな衆の人に學 <small>十四</small> ばせ又勸勉を受しめん爲に一々預言することを得
十五	べ <small>十五</small> なり <small>十五</small> 預言者の靈の預言者に制せらる <small>十五</small> うれ神の亂の神に非ず <small>十五</small> 和平の

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八

神なり○聖徒の諸教會の如く爾曹の婦女等も教會の中に黙すべし彼等の語るを許さず彼等の律法に云る如く順ふべき者なりもし學んとする所あらば室に在て其夫に問へし蓋をんな教會に於に語るハ耻べきことなれば也○神の道ハ爾曹より出し乎また爾曹にのみ來りし乎人もし自己を預言者とし或ハ靈に感せし者とせば我なんぢらに書遺ることハ主の命なりと知べしもし知る者あらば其知るに任すべし然ハ兄弟よ預言することを慕ひ又方言を語ることを禁する勿れ凡のこと端正かつ次序に循ひて行ふべし

第十五章 兄弟よ前に我なんぢらに傳へし福音を今また爾曹に告ぐ爾曹が受しどころ之に因て立し所なりニ爾曹もし我が傳へし言を固く守り徒に信することなく之に由て救れんニわが爾曹に傳へし我が受し所の事にて其第一ハ即ち聖書に應てキリスト我儕の罪のために死また聖書に應て葬られ第三日に甦へりケバ我現れ後十二の弟子も現れ給へるこ

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五

也○如此あらわれ給るのち五百の兄弟の共に在るとき亦これに現れ給へり其兄弟のうち多ハ今なほ世にあり然ども既に寢たる者あり也此後ヤコブに現れ又すべての使徒に現れハ最後に月たらぬ者の如き我にも現れ給へり蓋われ神の教會を迫害せし故に使徒と稱ふるに足ざる者にして使徒の中に至微者なれば也然ど我かくの如なるを得しハ神の恩に由てなり我に賜し神の恩ハ徒然からず我ハ衆の使徒よりも多く勞たり此ハ我に非ず我と偕に在る神の恩なり是故に我も彼等も此の如く宣傳へ爾曹も亦かくの如く信せり○キリストの死より甦りしと宣傳るに爾曹のうち死より甦ること無といふ者あるハ何ぞや十三もし死より甦ることなくハキリストも亦甦らざりしならん十四キリストもし甦らざりしならハ我儕の宣るところ徒然また爾曹は信仰も徒然からん十五且われら神は爲に妄れ證をする者とならん我儕神ハキリストを甦らしくと證すれば也もし死し者よみがへる事なくハ神キリストを甦らしむる事なかるべし十六もし死し

七	を過(す)こあるべし斯(か)て爾(なんぢ)曹(さう)が我(われ)を我(われ)ゆ(よ)く處(ところ)へ送(おく)んことを望(のぞ)むべし又(また)途(みち)間(ま)なんぢらを見(み)ん事を欲(ほ)す主(ま)もし我(われ)に許(ゆる)さば暫(しば)く爾(なんぢ)曹(さう)と偕(とも)に居(ま)んことを望(のぞ)むハ我(われ)ヘンテコステまでエペソに居(ま)ん九(こ)ろの廣(ひろ)かつ功(こう)効(き)を成(な)す門(かど)ひらけて我(われ)前(まへ)に在(あ)りて敵(てき)る者(もの)多(おほ)けれバ也(なり)也(なり)〇(〇)十(十)テモテ若(もし)いたらば爾(なんぢ)曹(さう)慎(しん)て彼(かれ)をして懼(おそ)る所(ところ)なく爾(なんぢ)曹(さう)の中(なか)に居(ま)しめよ蓋(おほ)かれも我(われ)如(ごと)く主(ま)れ事を務(つと)める者(もの)なれば也(なり)十二(じふに)是(こゝろ)故(ゆゑ)に爾(なんぢ)曹(さう)かれを藐(い)しむる事(こと)なく平(へい)安(あん)に送(おく)て我(われ)が所(ところ)に來(き)らしめよ我(われ)が他(ほか)に兄(あに)弟(てい)等(ら)と偕(とも)に來(き)るを待(まち)むなり十三(じふさん)兄(あに)弟(てい)アポロに就(つ)いて兄(あに)弟(てい)等(ら)と偕(とも)に彼(かれ)が爾(なんぢ)曹(さう)に到(いた)らんことを我(われ)大(おほ)に勸(すす)め彼(かれ)らに今(いま)往(い)くことを欲(ほ)はず然(しか)し便(べん)時(とき)あらば往(い)くべし十四(じふし)なんぢら目(め)を醒(さ)め堅(かた)く信(しん)仰(やう)に立(た)て丈(さか)夫(と)れ如(ごと)く剛(ごう)かれ爾(なんぢ)曹(さう)行(い)く所(ところ)みな愛(あい)を以(も)て行(い)くべし十五(じふご)兄(あに)弟(てい)よステバナの家(いへ)即(すなは)ちアカヤに初(はじ)め果(み)なり又(また)かれらが聖(せい)徒(た)れことに身(み)を委(たづ)かす事(こと)るハ爾(なんぢ)曹(さう)が知(し)ることろ也(なり)十六(じふろく)われ勸(すす)む爾(なんぢ)曹(さう)も此(こゝろ)如(ごと)き者(もの)および之(これ)と偕(とも)に勞(らう)る者(もの)に服(ふく)せよ十七(じふしち)我(われ)ステバナとポルトナトとアカイコに來(き)るを喜(よろこ)ぶ是(こゝろ)なんぢらに缺(か)ける所(ところ)を補(おぎな)へん
八	
九	
十	
十一	
十二	
十三	
十四	
十五	
十六	
十七	

十八	なり十八(じふはち)彼(かれ)等(ら)わが心(こゝろ)と爾(なんぢ)曹(さう)の心(こゝろ)を慰(なぐさ)めたり是(こゝろ)故(ゆゑ)に爾(なんぢ)曹(さう)かくれ如(ごと)き者(もの)を重(おも)んずべし十九(じふく)アシアは諸(しよ)教(きやう)會(かい)かんならに安(やす)を問(と)アクラとプリスキラ及び其(その)家(いへ)は教(きやう)會(かい)主(しゆ)に在(あ)りて爾(なんぢ)曹(さう)に切(き)々に安(やす)を問(と)す諸(しよ)兄(あに)弟(てい)なんぢら安(やす)を問(と)なんぢら潔(け)き接(けつ)吻(くわん)を以(も)て互(たがひ)に安(やす)を問(と)す我(われ)バウロ親(おや)手(て)なんぢら安(やす)を問(と)すもし人(ひと)主(ま)イエスキリストを愛(あい)せざれば詛(のの)しめるべし主(ま)臨(ま)らん二十(にじふ)願(ねが)はくハ主(ま)イエスキリストに思(おも)ふんぢらと偕(とも)あわれむわが愛(あい)すべてイエスキリストにをる爾(なんぢ)曹(さう)と偕(とも)あ在(あ)りアメン
十九	
二十	
二十一	
二十二	
二十三	
二十四	

新約全書哥林多前書 終

一 從後一〇一
從十六〇二
前二〇三
二 前二〇三
三 前二〇三
四 前二〇三

一 前二〇三
二 前二〇三
三 前二〇三
四 前二〇三
五 前二〇三
六 前二〇三
七 前二〇三
八 前二〇三
九 前二〇三
十 前二〇三
十一 前二〇三
十二 前二〇三
十三 前二〇三
十四 前二〇三
十五 前二〇三
十六 前二〇三
十七 前二〇三
十八 前二〇三
十九 前二〇三
二十 前二〇三
二十一 前二〇三
二十二 前二〇三
二十三 前二〇三
二十四 前二〇三
二十五 前二〇三
二十六 前二〇三
二十七 前二〇三
二十八 前二〇三
二十九 前二〇三
三十 前二〇三
三十一 前二〇三
三十二 前二〇三
三十三 前二〇三
三十四 前二〇三
三十五 前二〇三
三十六 前二〇三
三十七 前二〇三
三十八 前二〇三
三十九 前二〇三
四十 前二〇三
四十一 前二〇三
四十二 前二〇三
四十三 前二〇三
四十四 前二〇三
四十五 前二〇三
四十六 前二〇三
四十七 前二〇三
四十八 前二〇三
四十九 前二〇三
五十 前二〇三

新約全書使徒パウロコリント人におくれる後書

一 神は言ふ由てイエスキリストは使徒とされるパウロ及び兄弟テモ
 テコリントにある神は教會と徧くアカヤにある凡は聖徒お書を達るニ願
 くの爾曹我儕は父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ
 ○三 頌美べきかな神即ち我儕の主イエスキリストは父慈悲の父すべての
 安慰を賜ふは神の神の我儕が諸般の患難の中おわれらを慰めたまふ是我
 儕をして神は我儕を慰めたまふ安慰を以て又もろくの患難おせるもの
 を慰むることを得しめん爲なり蓋キリストは苦われらに多くあるが如
 く我儕は安慰もキリストに由て多くあれは也大われら或の患難を受るも
 爾曹が安慰と救は爲なり此安慰と救の爾曹の中に動きて我儕が受る如き
 苦を爾曹にも同く忍しむるなり我儕あるひの安慰を受るも亦なんぢらが
 安慰と救は爲なり七 爾曹が苦を偕お受る如くまた安慰をも偕お受ること
 を我儕の知これ故に爾曹おつさ我儕が望むところの堅しハ兄弟よ我儕が

九	アシアに於て遇し所の苦難を爾曹が知るを欲せず即ち責らるること甚しくして勢ひ當がたく生命を保ん望をも失ふに至れり且われら心中必死を定む是故己を恃ずして死し者を避らす神を恃めり○十神すでお我儕を此れ如き死より救ひ今また救へり後も尙われらを救ひ給はんことを望む十二爾曹も我儕が爲祈りて相助く斯て許多れ人より我儕も賜りし恩寵を許多れ人も我儕が爲感謝するに至らん○三我儕は良心われら神に賜ふ所は丹心と信實を由また肉は智慧を由す神は恩寵をより世に在て行をなし特ふ爾曹に向ひて此れ如き行を爲りと證す是われらが誇る所なり十三我儕なんぢらお書遣る所の曉る所は外非ざるなり十四われ爾曹が終るまで左に事を爾曹に中識者あるが如く識んことを望む即ち主イエスに日お爾曹が我儕に由て誇る如く我儕も爾曹に由て誇る是なり十五我これを信するに因て再び爾曹に益を得させんため前ふの先なんぢらに至り十六また爾曹を過てマケドニヤおゆき復マケドニ
十	
十一	
十二	
十三	
十四	
十五	
十六	

十七	ヤより爾曹に歸り爾曹をして我をユダヤの方へ送しめんことを欲へり十七我かく定めしとき虚浮心あらん乎また我が定しところ肉を由てさだめ是あり是ありと言また非なり非なりと言んや十八眞實の神われらが爾曹に向ひて曰る言は是と言また非と言しことなしと證す十九蓋われら即ち我とシルワノ及びテモテ爾曹の中に傳たる神の子イエスキリストは是と言また非と言が如き事なし彼のみ唯是と言こと有のみ二十凡て神は約束の彼れ中には是とあり又かれれ中にアメンとあり我儕も由て神は榮に顯るゝみ及ぶ三我儕を爾曹と偕にキリストにお堅固し且われらも膏を沃しもの神あり三彼また我儕も印し且質として靈を我儕に心も賜へり○三我いまだコリントに至らざるの爾曹を寛容せんが爲あり我神を頼わが靈は爲に證を求む我儕なんぢら信仰を主とらんとするに非ず唯なんぢら喜樂を助んとするなり蓋なんぢら信仰に由て立へあり
十八	
十九	
二十	
二十一	
二十二	
二十三	
二十四	
二十五	
二十六	
二十七	

五 如き信仰あり、然ぞ我儕己に由て自ら何事をも思得るに非ず我儕の思得
 六 るの神に因り、かれ我儕をして新約の役者となるに足しむ儀文に事なるに
 七 非ず、靈に事ふる也。うの儀文の殺し、靈の生せ、べなり。七 終に廢るべきモーセ
 八 の面の榮に因て、すらいスラエルの人々、かれの面を注目こと能ざりき。斯く
 九 石に鐫し儀文の死法なは榮あるとき、ハ 況て靈の法の榮、あらざらん乎。
 十 罪を定むる法も、榮あらば、況て義とする法の榮、さらば、愈らざらん乎。
 十一 昔榮ありと爲しものも、後の榮、お比れ、榮なき者となれり。蓋後の榮の更、お
 十二 愈れるに縁てなり。十一もし廢らん者に榮ありしなら、況て長存る者に榮あ
 十三 らざらん乎。十二われら此の如きことを望むが故に、侃々して言なり。十三是モー
 十四 セがイスラエルの人々に、其廢らんとする者の結局を、視ざらん爲に、帕子に
 十五 て其面を蒙し如きに非ず。十四然ぞ彼等心を頑にせり。今日に至るまで、彼等舊
 約を讀と、其帕子なは存れり。其存て廢らざる、此キリストに由て廢るべ
 十五 き者なれば也。今日に至るまで、モーセを讀と、其帕子なは其心を蒙へり

十六 然ぞ其心主に歸するに及ばず、其かはおほひ除かるべし。十七主の即ち彼の
 十七 靈なり。主の靈ある所には自由あり。十八凡て我儕帕子なくして、鏡に照すが如
 十八 く、主の榮を見榮に榮い、や増りて、其おなじ像に化る也。これ主すなはち靈あ
 十九 由てなり。

四 四 四 われら恩慈を蒙りて、此職を受たれば、敢て隠せず。二 恥べき隠匿たる
 事、棄てて、詭譎を行す。神は道を混さず、眞理を顯して、神の前に己を衆れ。人
 良心に質なり。三 我儕は福音もし、隠ならば、沈淪者に隠る也。四 此れ如き人
 此世は、神の心を盲したる不信者なり。是神の像なるキリストの榮の福
 音の光をして、彼等を照さ、らしめんが爲なり。五 我ら自己の事を宣るに、非
 ず。唯キリストイエスの主たること、又我らイエスに由て、爾曹の僕たること
 を宣るなり。六 光に命じて、暗より照出しめたる神我儕をして、イエスキリス
 トの面にある神の榮光を知の光を顯さしめん爲に、我儕の心を照し給へり。
 七 我儕この寶を瓦器に藏り、是はおほいに優たる能、我より出るに非ず。神の

ト	哥林多後書七〇五、 哥林多前書二〇五、 羅馬書八〇五	八	能なる事の顯れん爲なりハわれら四方より患難を受けども窮せず詮かた
チ	哥林多後書七〇四、 加拉太書六〇七、 羅馬書三〇二	九	盡れども望を失はず 迫害るれども棄られず 跌倒るれども亡せず われら
リ	加拉太書六〇七、 羅馬書三〇二	十	何處へ往にも常にイエスの死を身に負ひ此のイエスの生ることを我儕の
ハ	羅馬書八〇六	十一	身に顯れしむる也 夫われら生者の常にイエスの爲に死に付ざるゝのイ
カ	羅馬書一〇三、 羅馬書一〇一、 羅馬書八〇二	十二	エスの生ることを我儕が死べき肉體に顯れしむる也 斯て死の我儕に勵
シ	羅馬書一〇三、 羅馬書一〇一、 羅馬書八〇二	十三	さ生の爾曹に勵くなり 録して我信するに因て言りと有とく我儕も此
ソ	羅馬書一〇三、 羅馬書一〇一、 羅馬書八〇二	十四	のごとき信仰の靈われ信するに因て言なり 我儕の主イエスを離らし
タ	羅馬書一〇三、 羅馬書一〇一、 羅馬書八〇二	十五	る者のイエスと偕に我儕をも離らせ亦我儕をして爾曹と偕に立しむる事
チ	羅馬書一〇三、 羅馬書一〇一、 羅馬書八〇二	十六	を知り 萬事の皆なんぢらの益となれり此の鴻恩おほくの人の
リ	羅馬書一〇三、 羅馬書一〇一、 羅馬書八〇二	十七	感謝に由て神の榮を顯さん爲なり 是故に我儕隠せず我儕が外なる人の
ヲ	羅馬書一〇三、 羅馬書一〇一、 羅馬書八〇二	十八	壞るゝとも内なる人の日々新なり 夫我儕が受る片刻の輕き苦は極て
ラ	羅馬書一〇三、 羅馬書一〇一、 羅馬書八〇二		大なる窮なき重き榮を我儕に得しむる也 我儕が願る所見る所の者に
ム	羅馬書一〇三、 羅馬書一〇一、 羅馬書八〇二		非ず見ざる所のもの也 蓋見る所の者の暫時にして見ざる所の者の永遠け

井	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	二	我儕これを知われらが地にある幕屋もし壞なを神の賜ふ所の屋天
ノ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	三	にあり手にて造ざる窮なく有とこの屋なり 我儕此幕屋に居て歎き天
ハ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	四	より賜ふ我儕が屋を衣の如く着んとを深く欲へり 誠に着ことを得ば裸
ニ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	五	になること無らん 我儕この幕屋にをり重を負て歎くなり之を衣の如く
シ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	六	脱んことを欲はず彼を衣の如く着んとを欲ふ是生に死べき者の香れん
ソ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	七	が爲なり 五ろれ此事に應ふ者と我儕を爲給ふ者の神なり彼靈を其質とな
タ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	八	して我儕に賜へり 是故に我儕の心つねに剛毅また身に居うち主より
チ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	九	離居ことを知り 蓋われら見る所に憑す信仰に憑て歩め也 我儕の心
リ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	十	剛毅もつとも欲ふ所身を離れて主と偕に居んと也 是故に我儕身に居
ヲ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三	十一	ても身を離れても彼の心に適んことを勉む 蓋われら必ず皆キリストの
ラ	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三		靈前に出て善にもわれ悪にもわれ各々身に居て爲し所のごとに循ひ其報
ム	伯四〇九、 羅馬書一〇三、 約十四〇二、 約九〇二、 約八〇三		を受べき者なれば也 〇 如此われら主の畏べきを知が故に人に勵む我儕

七 爾等は、少くも、我々の福音を多く種べし。各人の心の中、欲ふ所
 八 少く播者の少く種おはく播者の多く種べし。各人の心の中、欲ふ所
 九 爾等が、少くも、我々の福音を多く種べし。各人の心の中、欲ふ所
 十 爾等が、少くも、我々の福音を多く種べし。各人の心の中、欲ふ所
 十一 爾等が、少くも、我々の福音を多く種べし。各人の心の中、欲ふ所
 十二 爾等が、少くも、我々の福音を多く種べし。各人の心の中、欲ふ所
 十三 爾等が、少くも、我々の福音を多く種べし。各人の心の中、欲ふ所
 十四 爾等が、少くも、我々の福音を多く種べし。各人の心の中、欲ふ所
 十五 爾等が、少くも、我々の福音を多く種べし。各人の心の中、欲ふ所

一 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な
 二 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な
 三 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な
 四 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な
 五 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な
 六 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な
 七 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な
 八 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な
 九 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な
 十 我々が、パウロ、即ち爾曹の中、在て爾曹と面を視するときは、謙卑な

十二 成遂べし十二若人ねがふ志志あらば其無其無どころ其無も循其無て其有其無どころ其無も循其無て納其無
 十三 給ふべし十三われ他他の人を安逸安逸きて爾曹爾曹を困苦困苦めんとする非非平均平均せん
 十四 ことを欲欲ふ爾曹爾曹の餘餘あるを以て彼等彼等の足足ざるを補補ひ十四亦亦かれらの餘餘ある
 十五 を以て爾曹爾曹の不足不足を補補ひて平均平均せんが爲爲あり十五餘餘して多多く効効る者者も餘餘わ
 十六 ら少少く効効る者者も足足ざる事事も有有が如如し十六爾曹爾曹も向向ふ熱心熱心を我我と同
 十七 くテトスの心心も賜賜ひ十七之之神神も謝謝す蓋蓋蓋かれ我我が勸勸を納納かつ熱心熱心ある者者もし
 十八 て自ら願願て爾曹爾曹も往往り十八亦亦われら彼彼と偕偕み一人一人の兄弟兄弟を遣遣せり此此人人の福
 十九 音音をもて諸教會諸教會の中中も頌美頌美を得得たる者者あり十九第第此此を我我が主主の榮榮と
 二十 爾曹爾曹の熱心熱心を尊尊さんとて掌理掌理どころ此此此の餽物餽物を携携ふる爲爲も諸教會諸教會も選選れ
 二十一 て我我儕我儕と偕偕に往往るもの也也我我儕我儕の彼彼を送送しは許多許多の餽物餽物を掌理掌理ことより
 二十二 謹謹て人人の諂諂を受受ること二十からん爲爲あり我我我儕我儕が如此如此する主主主は前前れみな
 二十三 らず人人の前前も善善らんことを慮慮るあり我我我儕我儕また一人一人の兄弟兄弟を彼等彼等と偕偕
 二十四 遣遣せり我我儕我儕ま彼彼彼を多事多事も用用て其熱心熱心あるを知知知かれ深深深く爾曹爾曹を

三 信信ずるに縁縁て今殊今殊に熱心熱心になれり三テトスの事事を言言は彼彼の我我儕我儕の伴侶伴侶な
 四 り又又われと偕偕に爾曹爾曹の爲爲に勤勤る者者なり二二人二人の兄弟兄弟等等の言言言は彼等彼等の
 五 諸教會諸教會の使者使者なりキキリストキリストの榮榮なり是是是故故に彼等彼等と亦亦諸教會諸教會の前に爾曹爾曹
 六 らの愛愛と我我儕我儕が爾曹爾曹について誇誇しこのこの證證とを顯顯すべし
 七 第九第九章章聖徒聖徒も施施す事事もついで我我なんぢらも書書遣遣るも及及ず蓋蓋蓋われ爾曹爾曹の
 八 熱心熱心を知知ばなり即即ち爾曹爾曹の事事をマケドマケドニヤ人ニヤ人に誇誇りてアカヤアカヤの去年去年より
 九 既既も備備をなせりと言言言は且且なんぢらの熱心熱心おほくの人人を激激せたり然然然と我
 十 儕我儕が爾曹爾曹も就就て誇誇りしことのの虚虚ならんことを恐恐れ我我が言言し如如く爾曹爾曹をし
 十一 て備備をなさしめん爲爲も兄弟兄弟等等を遣遣せり恐恐恐くマケドマケドニヤ人ニヤ人われと偕偕も
 十二 來り爾曹爾曹が備備せざるを見見んとき爾曹爾曹のいふに及及ず我我儕我儕まで此此疑疑はす誇誇し
 十三 小因小因て愧愧を受受ん是是是故故も我我兄弟兄弟を勸勸て先先なんぢらも往往しめ彼等彼等をして難難
 十四 小爾曹爾曹が告告し所の惠惠の言言言を預預じ備備しむる必必必ず爲爲べきことと意意る
 十五 小なり蓋蓋この施濟施濟を惜惜む心心よりななさは惠惠む心心より爲爲しめんとすれば也六六

七 爾曹の心の中を欲ふ所
 八 爾曹の心の中を欲ふ所
 九 爾曹の心の中を欲ふ所
 十 爾曹の心の中を欲ふ所
 十一 爾曹の心の中を欲ふ所
 十二 爾曹の心の中を欲ふ所
 十三 爾曹の心の中を欲ふ所
 十四 爾曹の心の中を欲ふ所
 十五 爾曹の心の中を欲ふ所

一 爾曹の心の中を欲ふ所
 二 爾曹の心の中を欲ふ所
 三 爾曹の心の中を欲ふ所
 四 爾曹の心の中を欲ふ所
 五 爾曹の心の中を欲ふ所
 六 爾曹の心の中を欲ふ所
 七 爾曹の心の中を欲ふ所
 八 爾曹の心の中を欲ふ所
 九 爾曹の心の中を欲ふ所
 十 爾曹の心の中を欲ふ所

十三	からしめん爲あり十三かの輩の偽の使徒また詭譎を行ふ者にしてキリストの使徒の貌に變じたる者なり十四これ奇しき事非サタンも自ら光明の使の貌に變ずるあり十五是故に彼の役者たどひ義の使者の貌に變ずるとも大なる事非ず彼等の終の必ずの爲とて應べし十六又いふ人われを愚と意ふ勿れ然らずハ爾曹われを愚なる者として受納よ是われも少しく誇らん爲なり十七わが言とてころの主を循ひて言み非ず愚なる者の如く憚ら
十四	を誇て言なり十八多くの肉に因て誇れば我も亦誇るべし十九ハ爾曹の智ある者にして喜びて愚なる者を容れべなり二十人もし爾曹を奴隷とし人も
十五	し爾曹を啖ひ人もし爾曹を刳め人もし爾曹に驕り人もし爾曹の面を批ども爾曹これを容るなり三我辱て言われらハ懦弱者の如あり然と人の強
十六	き所あり我も亦強しわが如此いふの愚なるが如し三彼等へブル人なる
十七	か我も然り彼等イスラエルの人なるか我も然り彼等アブラハムの裔なる

十三	平われも然り三彼等キリストの役者なるか我の之に愈れり（わが如此いふの狂る者の如し）われ勞苦しと彼等より多く鞭たれしと彼等より夥しく獄に入れらるゝこと多く死に遭こと屢々あり又われハ五次ユダヤ人
十四	ハ四十ふ一を滅じたる鞭を受三たび條にて撲れ一次石にて撃れ三たび
十五	破船にあり一晝夜海にあり又しばしば旅路を経かつ河の難盜賊ハ難同
十六	族の難異邦人の難城塞の難野の中の難海中の難僞の兄弟の中の難お遭
十七	り三七また彼等に愈て勞苦つかれ屢々寐す飢渴乏び食を絶ち凍裸なり
十八	し也三此に言ざる外ハ事ありて日々我に迫る即ち諸の教會の憂慮なり三誰か弱て我弱ざらんや誰か礙て我が心熱せざらん乎もし我かならず誇
十九	るべくハ我が弱ことを誇るべし三永遠頌べき神主イエスキリストハ父わ
二十	が説らざるを知らまふ三ダマスコに於てアレタ王に属る邑宰われを執へ
二十一	んとしてダマスコ人の邑を守れり三われ篋を以て膺より石垣おろひ絶下
二十二	されて彼の手を脱れたり

十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
新約全書 哥林多後書第十二章 自一至十節	五百廿八	二	三	四	五	六	七	八	九	十
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
新約全書 哥林多後書第十二章 自一至十節	五百廿八	二	三	四	五	六	七	八	九	十

二 我(われ)が誇(ほこ)り固(こ)より益(えき)なし今(いま)主(ま)の顯(けん)現(げん)と默(もく)示(し)に及(およ)ばん我(われ)キリス
 トに在(あ)る一(ひと)人(り)の者(もの)を知(し)り此(この)人(ひと)十(じゅう)四(し)年(ねん)前(まへ)に撃(う)ちあはれて第三(だいさん)の天(てん)に至(いた)る(或
 の肉(にく)體(たい)に在(あ)り)我(われ)えらさず或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三
 この人(ひと)を知(し)る(或(ある)は肉(にく)體(たい)に在(あ)り)或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り)我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三
 三)我(われ)が知(し)る(或(ある)は肉(にく)體(たい)に在(あ)り)或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り)我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三
 四)我(われ)が知(し)る(或(ある)は肉(にく)體(たい)に在(あ)り)或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り)我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三
 五)我(われ)が知(し)る(或(ある)は肉(にく)體(たい)に在(あ)り)或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り)我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三
 六)我(われ)が知(し)る(或(ある)は肉(にく)體(たい)に在(あ)り)或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り)我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三
 七)我(われ)が知(し)る(或(ある)は肉(にく)體(たい)に在(あ)り)或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り)我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三
 八)我(われ)が知(し)る(或(ある)は肉(にく)體(たい)に在(あ)り)或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り)我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三
 九)我(われ)が知(し)る(或(ある)は肉(にく)體(たい)に在(あ)り)或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り)我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三
 十)我(われ)が知(し)る(或(ある)は肉(にく)體(たい)に在(あ)り)或(ある)肉(にく)體(たい)の外(ほか)に在(あ)り)我(われ)えらさず神(かみ)知(し)たまふ(三

十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
新約全書 哥林多後書第十二章 自十一至十八節	五百廿九	十一	十二	十三	十四	十五	十六
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
新約全書 哥林多後書第十二章 自十一至十八節	五百廿九	十一	十二	十三	十四	十五	十六

十一 キリスト(きりすと)の爲(ため)に懦弱(じやくじやく)と凌辱(りやうじやく)と空乏(くうふ)と迫害(ぱくがい)と患難(わんなん)に遭(あ)はれし蓋(おほ)われ
 弱(じやく)き時に強(つよ)けれバ也(なり)我(われ)が誇(ほこ)るに因(よ)り思(おも)はる者(もの)となれり爾(なんぢ)曹(そう)われを強(つよ)て
 如此(かく)なせり蓋(おほ)われ取(と)り足(たり)ざる者(もの)なれども凡(たゞ)の事(こと)もつども大(おほ)なる使徒(しと)に亞(あ)
 らず原(もと)より爾(なんぢ)曹(そう)に學(まな)ぶべき者(もの)なれバ也(なり)我(われ)が休(やす)みと奇跡(きせき)と妙(たぎ)用(よう)をも
 て爾(なんぢ)曹(そう)の中(なか)に多(おほ)く忍(しの)びて使徒(しと)の證(あかし)をなせり我(われ)が爾(なんぢ)曹(そう)を累(つら)いせざる事(こと)
 外(ほか)は爾(なんぢ)曹(そう)他(た)の教(きょう)會(かい)に何(なに)の強(つよ)る所(ところ)かある願(ねが)ひ我(われ)この不(よ)義(ぎ)を恕(ゆる)せし我(われ)今(いま)
 第三(だいさん)次(じ)なんぢらに至(いた)ると備(そな)へり又(また)なんぢらに累(つら)はせざらんとす蓋(おほ)われ
 爾(なんぢ)曹(そう)の所有(しゆりやう)を求めず唯(ただ)なんぢらに求(もと)めバ也(なり)我(われ)の親(おや)の爲(ため)に積(た)むべき者(もの)
 に非(あら)ず親(おや)の子(こ)の爲(ため)に積(た)むべきものなり我(われ)いよ(爾(なんぢ)曹(そう)を愛(あい)すれば愈(いよいよ)
 爾(なんぢ)曹(そう)に愛(あい)せられず然(しか)し然(しか)し欣(よろこ)びて爾(なんぢ)曹(そう)の靈(たま)魂(ま)の爲(ため)に財(さい)を費(つひ)し身を盡(つ)すべし
 然(しか)し或(ある)人(ひと)言(い)ふ我(われ)なんぢらに累(つら)せざるの巧(たくみ)ある者(もの)なるより詭計(けいけい)を以(も)て爾(なんぢ)
 曹(そう)を牢籠(らうろう)するなりと我(われ)爾(なんぢ)曹(そう)に遣(つか)はし者(もの)の中(なか)の誰(たれ)も由(よし)て爾(なんぢ)曹(そう)より利(り)を得(え)
 しヤ我(われ)請(こ)うてテトス(テトス)を爾(なんぢ)曹(そう)に遣(つか)はし又(また)かれと借(か)り我(われ)儕(せい)の兄弟(けいだい)をも遣(つか)はしテ

ト爾曹より利を得し乎われら同心めて行ざりしや同跡を行ざりし乎
 爾曹また我儕みづから爾曹に愬する意ふや我キリストに在て神の前
 にいふ愛する者よ我儕の行ふ所は皆爾曹の徳を建ん爲なりニ我いたらん
 時われ爾曹を見我が欲し如ならず爾曹が我を見にも爾曹の欲し如くな
 らざらんとを恐また争闘、嫉嫉、忿怒争ひ分ること毀謗、讒言、驕矜、混亂
 などの有んとを恐るニ又わが再び至らん時わが神我をして爾曹の中へ愧
 しめ給はんことを恐また我おほくの人の罪を犯て其行ひし所の汚穢、姦淫、
 放肆などの事を悔改めざるを見て憂んことを恐る

我いま第三次なんぢらに至らん二人あるひ三人の證人の口を
 憑て凡の事定るべしニ我ささふ爾曹に告たり我第二次なんぢらお親しど
 き語りし如く罪を犯し者其餘の人々に今また預じめ朕違て告われ復
 いたらば必ず怒さじニ是なんぢらキリストの我お在て語る徴を求るも因
 てなり彼爾曹に向て弱からず爾曹中へ強なり され弱に由て十字架

ル 哥林多後書五〇三、
 ヌ 哥林多後書五〇一、
 テ 哥林多後書五〇三、
 リ 哥林多後書五〇三、
 カ 哥林多後書五〇一、
 ヲ 哥林多後書五〇三、
 ヱ 哥林多後書五〇一、
 ヲ 哥林多後書五〇三、
 ヱ 哥林多後書五〇一、
 ヲ 哥林多後書五〇三、
 ヱ 哥林多後書五〇一、

に釘られたれを神の能に由て生たり我儕も彼お在て弱者なれを爾曹に向
 ふ神の能に由て彼と偕お生ん 五 なんぢら信仰お居や否や自ら省み自ら試
 ひべし爾曹もし棄らるる者ならずバイエスキリスト爾曹の中へあり之を
 自ら知らん乎 六 われら棄らるるものに非ざるを爾曹知んことを我の予
 ひて我儕なんぢらが少も惡を行はざらんことを神に願ふ此われらの是な
 ることを彰する非ず我儕棄らるる者の如く見るも爾曹が善を行せんこと
 を願ふなり 八 蓋われら眞理に逆ひて能なし眞理お願ひて能われべ也 九 わ
 れら弱して爾曹強とき我喜ぶ我儕願ふ所へ爾曹の全ならん事なり 十 是
 故我朕違てあるとき此を書遣る是なんぢらに觀んとき主の我お賜ひし
 權威すなわち敗る爲に非ず建る爲に賜ひし者に循ひて嚴く爾曹を待ふこ
 と無らん爲なり 十二 此外また言ん兄弟よ爾曹喜ひ且全なり且慰め且心を同
 うし且和睦ことをせよ然らば愛と平安の神おんぢらと偕に在ん 十三 なんぢ
 ら潔き接吻をもて互に相問べし 十三 諸の聖徒なんぢらに安を問り 願く

コ 第一〇九、
 ヲ 哥林多後書五〇三、
 ヱ 哥林多後書五〇一、
 ヲ 哥林多後書五〇三、
 ヱ 哥林多後書五〇一、
 ヲ 哥林多後書五〇三、
 ヱ 哥林多後書五〇一、
 ヲ 哥林多後書五〇三、
 ヱ 哥林多後書五〇一、
 ヲ 哥林多後書五〇三、
 ヱ 哥林多後書五〇一、

レ	三〇	三十一
カ	三十二	三十三
キ	三十四	三十五
ク	三十六	三十七
コ	三十八	三十九
ケ	四十	四十一
コ	四十二	四十三
セ	四十四	四十五
ソ	四十六	四十七
ツ	四十八	四十九
チ	五十	五十一
ナ	五十二	五十三
ニ	五十四	五十五
ノ	五十六	五十七
ハ	五十八	五十九
ヒ	六十	六十一
フ	六十二	六十三
ブ	六十四	六十五
ペ	六十六	六十七
エ	六十八	六十九
オ	七十	七十一

十一 などを求ふや若われ人の心を得んことを求めキリストは僕も非ざるべし
 十二 ○十一兄弟よ我なんぢらを示す我曾て爾曹を傳し所の福音の人より出るも
 非ず蓋われ之を人より受ず亦致られず惟イエスキリストの黙示に由て
 受たれば也十三わが養ふユダヤ教も在しとき行ひたる事を爾曹聞り即ち甚
 しく神の教會を害かつ之を殘賊せり我また心を人よりも先祖等の遺傳
 に熱しユダヤ教も在てり我が國人のうち年相若おほくの人に超りたり十五
 然ども我が母の胎を出し時より我を簡びおき恩をもて我を召給ひし神
 ろの子を異邦人の中宣しめんがため心善として彼を我心示し給へ
 其時われ直ち血肉と謀ることをせずまた我より先使徒と作てエル
 サレムも在てころの者にも往すアラビヤも往またダマスコも返れり十八三
 年を経て後ペテロを尋ん爲にエルサレムに上り十五日彼と偕居しが十九
 他の使徒等も主れ兄弟ヤコブを除て誰も遇ざりき二十今我爾曹を書
 遣る所の神に前に説ける言なし三厥後われスリヤキリキヤは地に至り三

ハ	三十三	三十四
ニ	三十五	三十六
ノ	三十八	三十九
ハ	四十	四十一
ヒ	四十二	四十三
フ	四十四	四十五
ブ	四十六	四十七
ペ	四十八	四十九
エ	五十	五十一
オ	五十二	五十三
カ	五十四	五十五
キ	五十六	五十七
ク	五十八	五十九
コ	六十	六十一
ケ	六十二	六十三
コ	六十四	六十五
セ	六十六	六十七
ソ	六十八	六十九
ツ	七十	七十一
チ	七十二	七十三
ナ	七十四	七十五
ニ	七十六	七十七
ノ	七十八	七十九
ハ	八十	八十一
ヒ	八十二	八十三
フ	八十四	八十五
ブ	八十六	八十七
ペ	八十八	八十九
エ	九十	九十一
オ	九十二	九十三
カ	九十四	九十五
キ	九十六	九十七
ク	九十八	九十九
コ	一百	一百一
ケ	一百二	一百三
コ	一百四	一百五
セ	一百六	一百七
ソ	一百八	一百九
ツ	二百	二百一
チ	二百二	二百三
ナ	二百四	二百五
ニ	二百六	二百七
ノ	二百八	二百九
ハ	三百	三百一
ヒ	三百二	三百三
フ	三百四	三百五
ブ	三百六	三百七
ペ	三百八	三百九
エ	四百	四百一
オ	四百二	四百三
カ	四百四	四百五
キ	四百六	四百七
ク	四百八	四百九
コ	五百	五百一
ケ	五百二	五百三
コ	五百四	五百五
セ	五百六	五百七
ソ	五百八	五百九
ツ	六百	六百一
チ	六百二	六百三
ナ	六百四	六百五
ニ	六百六	六百七
ノ	六百八	六百九
ハ	七百	七百一
ヒ	七百二	七百三
フ	七百四	七百五
ブ	七百六	七百七
ペ	七百八	七百九
エ	八百	八百一
オ	八百二	八百三
カ	八百四	八百五
キ	八百六	八百七
ク	八百八	八百九
コ	九百	九百一
ケ	九百二	九百三
コ	九百四	九百五
セ	九百六	九百七
ソ	九百八	九百九
ツ	一千	一千一
チ	一千二	一千三
ナ	一千四	一千五
ニ	一千六	一千七
ノ	一千八	一千九
ハ	二千	二千一
ヒ	二千二	二千三
フ	二千四	二千五
ブ	二千六	二千七
ペ	二千八	二千九
エ	二千十	二千十一
オ	二千十二	二千十三
カ	二千十四	二千十五
キ	二千十六	二千十七
ク	二千十八	二千十九
コ	二千二十	二千二十一
ケ	二千二十二	二千二十三
コ	二千二十四	二千二十五
セ	二千二十六	二千二十七
ソ	二千二十八	二千二十九
ツ	三千	三千一
チ	三千二	三千三
ナ	三千四	三千五
ニ	三千六	三千七
ノ	三千八	三千九
ハ	三千十	三千十一
ヒ	三千十二	三千十三
フ	三千十四	三千十五
ブ	三千十六	三千十七
ペ	三千十八	三千十九
エ	三千二十	三千二十一
オ	三千二十二	三千二十三
カ	三千二十四	三千二十五
キ	三千二十六	三千二十七
ク	三千二十八	三千二十九
コ	三千三十	三千三十一
ケ	三千三十二	三千三十三
コ	三千三十四	三千三十五
セ	三千三十六	三千三十七
ソ	三千三十八	三千三十九
ツ	三千四十	三千四十一
チ	三千四十二	三千四十三
ナ	三千四十四	三千四十五
ニ	三千四十六	三千四十七
ノ	三千四十八	三千四十九
ハ	三千五十	三千五十一
ヒ	三千五十二	三千五十三
フ	三千五十四	三千五十五
ブ	三千五十六	三千五十七
ペ	三千五十八	三千五十九
エ	三千六十	三千六十一
オ	三千六十二	三千六十三
カ	三千六十四	三千六十五
キ	三千六十六	三千六十七
ク	三千六十八	三千六十九
コ	三千七十	三千七十一
ケ	三千七十二	三千七十三
コ	三千七十四	三千七十五
セ	三千七十六	三千七十七
ソ	三千七十八	三千七十九
ツ	三千八十	三千八十一
チ	三千八十二	三千八十三
ナ	三千八十四	三千八十五
ニ	三千八十六	三千八十七
ノ	三千八十八	三千八十九
ハ	三千九十	三千九十一
ヒ	三千九十二	三千九十三
フ	三千九十四	三千九十五
ブ	三千九十六	三千九十七
ペ	三千九十八	三千九十九
エ	四千	四千一
オ	四千二	四千三
カ	四千四	四千五
キ	四千六	四千七
ク	四千八	四千九
コ	四千十	四千十一
ケ	四千十二	四千十三
コ	四千十四	四千十五
セ	四千十六	四千十七
ソ	四千十八	四千十九
ツ	四千二十	四千二十一
チ	四千二十二	四千二十三
ナ	四千二十四	四千二十五
ニ	四千二十六	四千二十七
ノ	四千二十八	四千二十九
ハ	四千三十	四千三十一
ヒ	四千三十二	四千三十三
フ	四千三十四	四千三十五
ブ	四千三十六	四千三十七
ペ	四千三十八	四千三十九
エ	四千四十	四千四十一
オ	四千四十二	四千四十三
カ	四千四十四	四千四十五
キ	四千四十六	四千四十七
ク	四千四十八	四千四十九
コ	四千五十	四千五十一
ケ	四千五十二	四千五十三
コ	四千五十四	四千五十五
セ	四千五十六	四千五十七
ソ	四千五十八	四千五十九
ツ	四千六十	四千六十一
チ	四千六十二	四千六十三
ナ	四千六十四	四千六十五
ニ	四千六十六	四千六十七
ノ	四千六十八	四千六十九
ハ	四千七十	四千七十一
ヒ	四千七十二	四千七十三
フ	四千七十四	四千七十五
ブ	四千七十六	四千七十七
ペ	四千七十八	四千七十九
エ	四千八十	四千八十一
オ	四千八十二	四千八十三
カ	四千八十四	四千八十五
キ	四千八十六	四千八十七
ク	四千八十八	四千八十九
コ	四千九十	四千九十一
ケ	四千九十二	四千九十三
コ	四千九十四	四千九十五
セ	四千九十六	四千九十七
ソ	四千九十八	四千九十九
ツ	五千	五千一
チ	五千二	五千三
ナ	五千四	五千五
ニ	五千六	五千七
ノ	五千八	五千九
ハ	五千十	五千十一
ヒ	五千十二	五千十三
フ	五千十四	五千十五
ブ	五千十六	五千十七
ペ	五千十八	五千十九
エ	五千二十	五千二十一
オ	五千二十二	五千二十三
カ	五千二十四	五千二十五
キ	五千二十六	五千二十七
ク	五千二十八	五千二十九
コ	五千三十	五千三十一
ケ	五千三十二	五千三十三
コ	五千三十四	五千三十五
セ	五千三十六	五千三十七
ソ	五千三十八	五千三十九
ツ	五千四十	五千四十一
チ	五千四十二	五千四十三
ナ	五千四十四	五千四十五
ニ	五千四十六	五千四十七
ノ	五千四十八	五千四十九
ハ	五千五十	五千五十一
ヒ	五千五十二	五千五十三
フ	五千五十四	五千五十五
ブ	五千五十六	五千五十七
ペ	五千五十八	五千五十九
エ	五千六十	五千六十一
オ	五千六十二	五千六十三
カ	五千六十四	五千六十五
キ	五千六十六	五千六十七
ク	五千六十八	五千六十九
コ	五千七十	五千七十一
ケ	五千七十二	五千七十三
コ	五千七十四	五千七十五
セ	五千七十六	五千七十七
ソ	五千七十八	五千七十九
ツ	五千八十	五千八十一
チ	五千八十二	五千八十三
ナ	五千八十四	五千八十五
ニ	五千八十六	五千八十七
ノ	五千八十八	五千八十九
ハ	五千九十	五千九十一
ヒ	五千九十二	五千九十三
フ	五千九十四	五千九十五
ブ	五千九十六	五千九十七
ペ	五千九十八	五千九十九
エ	六千	六千一
オ	六千二	六千三
カ	六千四	六千五
キ	六千六	六千七
ク	六千八	六千九
コ	六千十	六千十一
ケ	六千十二	六千十三
コ	六千十四	六千十五
セ	六千十六	六千十七
ソ	六千十八	六千十九
ツ	六千二十	六千二十一
チ	六千二十二	六千二十三
ナ	六千二十四	六千二十五
ニ	六千二十六	六千二十七
ノ	六千二十八	六千二十九
ハ	六千三十	六千三十一
ヒ	六千三十二	六千三十三
フ	六千三十四	六千三十五
ブ	六千三十六	六千三十七
ペ	六千三十八	六千三十九
エ	六千四十	六千四十一
オ	六千四十二	六千四十三
カ	六千四十四	六千四十五
キ	六千四十六	六千四十七
ク	六千四十八	六千四十九
コ	六千五十	六千五十一
ケ	六千五十二	六千五十三
コ	六千五十四	六千五十五
セ	六千五十六	六千五十七
ソ	六千五十八	六千五十九
ツ	六千六十	六千六十一
チ	六千六十二	六千六十三
ナ	六千六十四	六千六十五
ニ	六千六十六	六千六十七
ノ	六千六十八	六千六十九
ハ	六千七十	六千七十一
ヒ	六千七十二	六千七十三
フ	六千七十四	六千七十五
ブ	六千七十六	六千七十七
ペ	六千七十八	六千七十九
エ	六千八十	六千八十一
オ	六千八十二	六千八十三
カ	六千八十四	六千八十五
キ	六千八十六	六千八十七
ク	六千八十八	六千八十九
コ	六千九十	六千九十一
ケ	六千九十二	六千九十三
コ	六千九十四	六千九十五
セ	六千九十六	六千九十七
ソ	六千九十八	六千九十九
ツ	七千	七千一
チ	七千二	七千三
ナ	七千四	七千五
ニ	七千六	七千七
ノ	七千八	七千九
ハ	七千十	七千十一
ヒ	七千十二	七千十三
フ	七千十四	七千十五
ブ	七千十六	七千十七
ペ	七千十八	七千十九
エ	七千二十	七千二十一
オ	七千二十二	七千二十三
カ	七千二十四	七千二十五
キ	七千二十六	七千二十七
ク	七千二十八	七千二十九
コ	七千三十	七千三十一
ケ	七千三十二	七千三十三
コ	七千三十四	七千三十五
セ	七千三十六	七千三十七
ソ	七千三十八	七千三十九
ツ	七千四十	七千四十一
チ	七千四十二	七千四十三
ナ	七千四十四	七千四十五
ニ	七千四十六	七千四十七
ノ	七千四十八	七千四十九
ハ	七千五十	七千五十一
ヒ	七千五十二	七千五十三
フ	七千五十四	七千五十五
ブ	七千五十六	七千五十七
ペ	七千五十八	七千五十九
エ	七千六十	七千六十一
オ	七千六十二	七千六十三
カ	七千六十四	七千六十五
キ	七千六十六	七千六十七
ク	七千六十八	七千六十九
コ	七千七十	七千七十一
ケ	七千七十二	七千七十三
コ	七千七十四	七千七十五
セ	七千七十六	七千七十七
ソ	七千七十八	七千七十九
ツ	七千八十	七千八十一
チ	七千八十二	七千八十三
ナ	七千八十四	七千八十五
ニ	七千八十六	七千八十七
ノ	七千八十八	七千八十九
ハ	七千九十	七千九十一
ヒ	七千九十二	七千九十三
フ	七千九十四	七千九十五
ブ	七千九十六	七千九十七
ペ	七千九十八	七千九十九
エ	八千	八千一
オ	八千二	八千三
カ	八千四	八千五
キ	八千六	八千七
ク	八千八	八千九
コ	八千十	八千十一
ケ	八千十二	八千十三
コ		

二 目前に著されたるガラテヤ人よ誰が爾曹を誑かし乎我た此事を爾曹より聞んとす爾曹が靈を受し律法を行ふ由か將きて信せしに由か三爾曹かく愚かる乎んぢら靈に因て始り今肉に因て全うせらる乎んぢら如此おほくの苦を徒然お受しや實に徒然に有まじ五うれ爾曹の靈を予へかつ奇跡を行ひしめ給ふ者の如此なすの爾曹が律法を行ふ由てある乎又の聞て信せしに由てなる乎即ちアブラハム神を信じ其信仰を義と爲れたるが如し是故お信仰およる者は是アブラハムの子なりと爾曹知べしハかつ聖書すでお信仰に由て神の異邦人を義と爲給ふことを預じめ曉まづ福音をアブラハムお傳て諸國の民の爾に由て福を受獲んと云り是故お信仰およるもの信仰ありしアブラハムと偕お福を受

十 凡る律法を行ふ由もの誼るべし蓋律法の書に載たる凡の事を恒お行ひざる者之誼ると録されたれば也十一 かつ義人の信仰お由て生べしと有べし律法お由て神の前お義とせらるる者おさきこと明かなり十二 うれ律法の信

十三 仰に由す即ち曰これをを行ふ者之に由て生べしと十三キリスト既に我儕の爲に誼るる者となりて我儕を贖ひ律法の誼より脱しめ給へり蓋すべて木に懸る者誼れし者なりと録されたれば也十四 是アブラハムに約束し給ひし恩恵イエスキリストに由て異邦人おまで及び我儕も信仰に由て約束の靈を受しめん爲なり十五 兄弟よ我いま人の事お由て曰ん人の契約だに既お定め之を廢また加ふることなし十六 うれ約束の阿ブラハムと其裔とに立給ひし者にして多の人を指て裔々と言ふに非也唯一人を指て爾の裔と言ふ也これ即ちキリストなり十七 我これを言ん神の預じめ定給ひし契約の四百三十年のちの律法これを棄るの約束の言を徒然することをせざる也十八 嗣業と爲こと若し律法に由約束にの由ざるべし然と神の約束に由て之をアブラハムに賜へり十九 然らば律法の用何ぞや此の約束を受べき裔の來るまで罪の爲に加へし者にて天使等により中保の手に備へ給ひしなり二十 うれ中保の一人に属る者に非也神の即ち一人なり三 然らば律法の神

三	の約束に反るや決して非若し人を生しうる律法を賜りしからば義とせらるるの必き律法に由べし然ども聖書の反て萬人を罪の下に拘幽たり此のイエスキリストを信するに由る約束のものを諸信者に賜らんが爲なり
三三	信仰の來らざる先に我儕律法の下に拘幽られ且守れて其顯れんとする信仰を俟りかく律法の我儕をして信仰に由て義とせらるる事を得しめんが爲に我儕をキリストに導く師傳となれり然ども今信仰すでに來たれば我儕もや師傳の下にわらず爾曹の皆キリストイエスを信するに由て神の子となれり凡うバプテスマを受けてキリストに入る爾曹のキリストを衣たる者なれば也斯る者の中にユダヤ人またギリシヤ人あるひの奴隸あるひの自主あるひの男あるひの女の分なし蓋なんぢら皆キリストイエスに在て一なれば也若なんぢらキリストに屬する者ならば爾曹のアブラハムの裔すなりち約束に循ひて嗣子たる也
三四	第四章 我のんん嗣子たる者の全業の主なれども其童裝の時に僕に異なる

三二	ことなしニ父の定し期いたるまで受託者および家宰の下に在る此の如く我儕も童裝の時に此世の小學の下に在て僕たる也然ども期すでに至るに及びて神の子を遺し給へり彼の女よりうまれ律法の下に生れたりこれ律法の下にある者を贖ひ我儕をして子たることを得しめんが爲あり
三三	且なんぢら既お子たることを得しが故に神の子の靈を爾曹の心に遣りアバ父と呼しむ是故に爾はもはや僕に非ず子あり既お子ならば亦神
三四	由て嗣子たる也然ども爾曹神を識ざりし時の其實神非ざる者も事
三五	て僕たりき然ども爾曹の神を識り反て神に識れたりと謂べし何ぞ弱
三六	く賤き小學を返りて復び之が僕たらんことを欲ふやなんぢら慎て月と
三七	日と節と歳とを守るにわれ爾曹も就て危む恐く爾曹の爲に我が勤めし
三八	事の徒然ならんことを〇兄弟よ願くは爾曹わが如くされ蓋われ爾曹の
三九	如なりたれば也なんぢら我を害せしことなし義に我よわき身をして
四〇	爾曹に福音を傳しことハ爾曹の知どころ也爾曹を試る者の我が身に在

一	五	リ	リストと與りなく恩より墮たる者なり
二	六	以て	義とせらるることを靈に由て俟なり
三	七	禮を受るも	受ざるも益なく惟愛に由て行く所の信仰のみ益あり
四	八	ら前に	善走りたり誰が爾曹の眞理に循りざるや
五	九	の勸め	爾曹を召者より出るに非ず
六	十	爾曹に就て	我なんぢらが少しも異念を懷ざることを主に由て信す誰に
七	十一	ても	爾曹を煩ひす者の其審判を受べし
八	十二	何ぞ	答らるる事あらん乎もし然せば既や十字架に礙くこと止べし
九	十三	を亂す者	れ自ら爾曹より離んことを願ふ
十	十四	自由を得たる者	されば也されど其自由を得る機会として肉に循ふ勿れ惟
十一	十五	愛を以て互に	事することを爲よ
十二	十六	く互に滅されん	〇十六われ謂なんぢら靈に由て行ひべし然ば肉の慾を成

一	十七	こと	莫らん
二	十八	敵る是故に	爾曹好む所の事をなすを得ず
三	十九	さ	り律法の下に在ざるべし
四	二十	三千	偶像に事ること
五	二十一	醉酒	、放蕩などの如し
六	二十二	國を嗣べ	からせと告しうの如く
七	二十三	仁愛	、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信、溫柔、撻節、かくの如き類を禁ずる
八	二十四	律法	のある事さし
九	二十五	架に釘たり	若われら靈に由て生なば亦靈に由て行ひべし
十	二十六	ひみ	妬むことを爲て虚榮を求る勿れ
十一	二十七	兄弟	よ若はからせも過に陷る者あらば
十二	二十八	柔和	なる心をもて之を規正べし
十三	二十九	ん	ニ

九	由て救を得これ信仰に由てなり己に由に非ず神の賜なり九行に由に非ず此の如なる誇る者なからん爲なり十我儕の神の造り給へる者なり即ち我儕をして善事を行はしめん爲にキリストイエスの中に造り給へり此事の神われらに行はせんとて預じめ備へ給ひし所なり○十一是故に爾曹心に憶よ肉に由て異邦人なる爾曹手を以て肉に行へる割禮の者に不割禮と稱られし者なれん十二其時の爾曹キリスト無イストラエルの籍に非ざる異邦人おして夫の約束あつて結び給ひし契約に與りなく望み又世に在て神なき者ありき十三然ども今のキリストイエスに在るに遠かりし爾曹イエスの血に由て近けり十四彼我儕の和なり二者を一となし冤仇となる隔の籬を毀ち律法の中に命ずる所の法を其肉體にて廢せり蓋二者を己に聯ね之を一の新しき人に造りて和がしめまた十字架を以て冤仇を滅し又これを以て二者を一體となして神と和がしめん爲あり十五又かれ來りて福音を傳へ爾曹遠かりし者および近き者にも和平を宣たり十六爾れ彼に由て我
十	
十一	
十二	
十三	
十四	
十五	
十六	
十七	
十八	

十九	儕二者一の靈に在て父に近く事を得なり十九是故に爾曹今より賓族に非
二十	亦寄寓者に非ず聖徒と同じ邦また神の家に属する者なり二十且なんぢら使徒と預言者の基の上に建らるイエスキリスト自ら其隅の首石とあれり
二十一	三全屋みな撻合て彼の中に在や々に増て聖殿主の中に成なり二十三爾曹も偕に彼の中み建られたり是靈に由て神の居給ふ處となるべき爲なり
二十二	是故に爾曹異邦人の爲にキリストイエスの囚人となれる我パウロ
二十三	爾曹の爲に祈るニ爾曹の爲に神の我に賜ひし恩の爾曹すでに聞しからん
二十四	三即ち黙示をもて奥義を我に示せるあり我は前に録せる如し二十四爾曹これ
二十五	れを讀べ之に由て我キリストの奥義を曉れることを知べし二十五前代に之を
二十六	人に知しめし今靈を以て聖使徒と預言者に示すが如ならざりき二十六の
二十七	奥義の即ち異邦人福音に由キリストイエスに在て同に嗣子となり同に一
二十八	體となり共に約束に與る事を得こと也七われ神の恩賜すなわち其能の感
二十九	動を以て我に賜ひし恩によりて此福音の役者となれり二十八諸の聖徒の中に
三十	
三十一	
三十二	
三十三	
三十四	
三十五	
三十六	
三十七	
三十八	
三十九	
四十	
四十一	
四十二	
四十三	
四十四	
四十五	
四十六	
四十七	
四十八	
四十九	
五十	
五十一	
五十二	
五十三	
五十四	
五十五	
五十六	
五十七	
五十八	
五十九	
六十	
六十一	
六十二	
六十三	
六十四	
六十五	
六十六	
六十七	
六十八	
六十九	
七十	
七十一	
七十二	
七十三	
七十四	
七十五	
七十六	
七十七	
七十八	
七十九	
八十	
八十一	
八十二	
八十三	
八十四	
八十五	
八十六	
八十七	
八十八	
八十九	
九十	
九十一	
九十二	
九十三	
九十四	
九十五	
九十六	
九十七	
九十八	
九十九	
百	

十三	服役の事を行ひキリストの體の徳を建 ^{三十三} 我儕をして皆おなじく神の子を
十四	信 ^{三十四} 之を知り全人すなりちキリストの満足るはと成 ^{三十五} までに至 ^{三十六} り今よ
十五	りのち嬰兒あらず人の詭譎の術と誘惑の巧に誘 ^{三十七} 深 ^{三十八} ざることをなく各様の
十六	教の風に搖動されず愛をもて眞理を行ひ長て凡のこ首なるキリスト
十七	に效しめん爲なり彼を本とし全體すべての百節の助によりて聯絡鞏固
十八	その肢體おのづから分量を循ひ方行て其體を育みづから愛に由て徳を建 ^{三十九}
十九	なり〇七是故に我これを言ひ主に在て爾曹を戒 ^{四十} ひ爾曹今よりのち異邦人
二十	の如く其心の邪曲なるに任せて行ふべからずかれら心昏さ者なり又知
二十一	どころ無により頑なるに因て神の生に遠かれり彼等ハ恥を知らず好て凡
二十二	の汚を行 ^{四十一} ん爲に己を放蕩に付せり然 ^{四十二} 爾曹ハ此の如く行 ^{四十三} ん爲にキ
二十三	リストを學べるに非ず爾曹かれに開かれの教を受けてイエスにある眞理
二十四	を知しならん三三ながら夙に習る舊人すなりち人を惑 ^{四十四} す愆の爲に壞ら
二十五	るもの ^{四十五} を脱 ^{四十六} また爾曹の心の靈を新にし ^{四十七} 神に象りて眞理の義と潔に

三十三	て造れる新人を衣るべし ^{三十三} 斯て謔言を去おのづから其隣に眞を言べし蓋わ
三十四	れら互に肢なれば也怒 ^{三十四} て罪を犯すこと勿 ^{三十五} れ怒 ^{三十六} て日の入までに至ること
三十五	勿 ^{三十七} れ惡魔に處を得 ^{三十八} すること勿 ^{三十九} れ二竊 ^{四十} をする者復ぬすみを爲なかれ寧
三十六	ろ貧者に施さんために蹶て手づから善工を作べし凡て汚たる言を爾曹
三十七	の口より出すこと勿 ^{四十一} れ唯時に從 ^{四十二} ひて人の徳を建 ^{四十三} べき善事をいひ聴者をし
三十八	て益 ^{四十四} あらしむべし神の聖靈をして愛しむること勿 ^{四十五} れ爾曹救を得る日の
三十九	爲に彼の印を受し者なり ^{四十六} 爾曹すべての恨毒 ^{四十七} 悲憤 ^{四十八} 忿怒 ^{四十九} 暗瞞 ^{五十} 誘惑 ^{五十一} また
四十	諸の惡を己より去べし互に仁慈と憐恤あるべしキリストに在て神なん
四十一	ぢらを救し給へる如く爾曹も互に救すべし
四十二	なんぢらなんぢら愛せらるる兒女の如く神に效 ^{四十二} ふべしまた愛を以て行ひ
四十三	キリストの我儕を愛し我儕に代て己を禮物となし犠牲となして神の前に
四十四	馨 ^{四十四} 香 ^{四十五} あらしめんとて献 ^{四十六} 給ひしが如すべし聖徒たるに符ふことく奸淫
四十五	および凡の汚穢たる事また貪婪 ^{四十七} ことを互に言 ^{四十八} ことだに爲 ^{四十九} 勿 ^{五十} れ淫辭 ^{五十一} と浮

三三	離れ其婦に配ひ二れもの一體に在るべし三三この奥義の大なり我いふ所の
三二	キリストと教會を指なり三爾曹も各々の婦を己の身となして愛すべし
三一	婦も其夫を敬ふべし
三〇	子なる者よ爾曹主に在て兩親にしたがふべし是合宜なれば也二爾
二九	の父母を敬ふべし約束を加へたる誠の之を首とす三これ爾が福を得また
二八	地上に長長からん爲なり四父なる者よ爾曹の子を怒すること勿れ主の懲
二七	戒と教訓を以て養育べし五僕なる者よキリストに服ふが如く畏懼戰慄す
二六	ここの心をもて肉體に属する主人に服ふべし六人を悦ばす者の如く只眼
二五	前の事を務ると勿れキリストの僕の如く心より神の旨を行ふべし七人に
二四	事るが如せず主に事るが如く甘心つかふべし八うの僕なる者にもわれ自
二三	主なる者にもわれ各行ふ所の善に循て主より報を受んとを爾曹知ら
二二	り九主人なる者よ爾曹も亦かくの如く彼等に行ひて厲言を止よ蓋かれら
二一	と爾曹の主天に在かれの偏る所なしと爾曹知らなり十此他は言ん我
二〇	
一九	
一八	
一七	
一六	
一五	
一四	
一三	
一二	
一一	
一〇	
九	
八	
七	
六	
五	
四	
三	
二	
一	

三三	兄弟よ主および其大なる能に頼て剛健なるべし二なんぢら悪魔の奸計を
三二	禦ん爲に神の武具を以て裝ふべし三我儕の血肉と戦ふに非ず政また權威
三一	また斯世の幽暗を穿てる者また天の處にある惡の靈と戦ふなり十三是故に
三〇	神の武具を取べし是あしき日に遇て敵を禦ぎ凡の事を成就して立ん爲な
二九	り十四なんぢら立に誠を帯として腰に結び義を護胸として胸に當十五和平な
二八	る福音の備を鞋として足に穿十六此はか信仰の盾を取べし此盾をもて悉く
二七	惡者の火箭を滅ことを得ん十七また救の胃および聖靈の劍すなり神の道
二六	を取大恒に各様の禱告と祈求を以て靈に由て求かつ諸の聖徒の爲にも慎
二五	みて此事をなし祈りて倦ざるべし十九且わが口を啓とき言を賜はり侃々し
二四	て福音の奥義を示し二十又わが言べき所の如く之を侃々して言得やう我た
二三	めにも祈るべし我この福音の爲に使者となりて鍵を禦れたり〇三愛する
二二	兄弟主よ忠心わて事るヲキコわが如何して在か我事を爾曹に告知せん三
二一	我かれを特に爾曹に遣すハ爾曹に我事を知せ又彼をして爾曹の心を慰し
二〇	
一九	
一八	
一七	
一六	
一五	
一四	
一三	
一二	
一一	
一〇	
九	
八	
七	
六	
五	
四	
三	
二	
一	

イ 徒十六〇二二、
ロ 徒十六〇二二、
ハ 徒十六〇二二、
ニ 徒十六〇二二、
ホ 徒十六〇二二、
ヘ 徒十六〇二二、
ト 徒十六〇二二、
チ 徒十六〇二二、
リ 徒十六〇二二、

三三 めん爲なり三願くの兄弟父なる神と主イエスキリストより信仰に加て平
三二 康と愛を得んことを三願くの我儕の主イエスキリストを變らずして愛す
三一 する凡の者に恩あらんことをアイン

新約全書以弗所書 終

新約全書使徒パウロピロビ人に贈れる書

イ 徒十六〇二二、
ロ 徒十六〇二二、
ハ 徒十六〇二二、
ニ 徒十六〇二二、
ホ 徒十六〇二二、
ヘ 徒十六〇二二、
ト 徒十六〇二二、
チ 徒十六〇二二、
リ 徒十六〇二二、

三二 キリストイエスの僕パウロとテモテピロビに居どころのキリスト
三三 イエスに在すべてのの聖徒及び凡ての監督執事に書を達るニ願く之爾曹我
三四 らの父なる神及び主イエスキリストより恩寵と平康を受よ○三なんぢら
三五 始の日より今に至るまで借に福音に與るに縁われ爾曹を思ふに我神
三六 に謝す五また恒に爾曹衆の爲に祈求ごとに欣びて求ふ六爾曹の心の中に
三七 善工を始し者これを主イエスキリストの日まで全うすべしと我ふかく
三八 信す七此の如く我が思ふに宜なり爾曹つねに我心に在に縁うの我が縲縛
三九 み在とき及び福音を辨明し之を堅固する時も爾曹の皆我と借に我が受る
四〇 恩に與れバ也八我キリストイエスの心を以て爾曹衆を懇慕ふことに就て
四一 の其證をなす者の神あり九また爾曹の愛智識と諸の智慧の中に益大に
四二 爲て最も勝たる所を辨へ知り十イエスキリストに由る義の果を滿せて神
四三 の榮光と讚美を顯しキリストの日の爲に潔して過なからんことを祈る○

キ	四百三十三	一	若キリストにある勸と愛による慰と靈の交際と慈悲と矜恤とを
キ	四百三十三	二	パニなんぢら念を同らし愛心を同らし意を合せて念ふことを一にし我が
キ	四百三十三	三	喜を満しめよ何事を思ふにも黨を結び或り虚榮を求る心を懐べから
キ	四百三十三	四	ず各々謙りたる心を以て互に人を己に愈りと爲よ又おのゝ己が事の
キ	四百三十三	五	みを願みず人の事をも願みよ爾曹キリストイエスの意を以て意とすべ
キ	四百三十三	六	し六彼の神の體にて居しかども自ら其神と匹く在どころの事を棄難さこ
キ	四百三十三	七	と意のす七反て己を虚らし僕の貌をとりて人の如なれり八既に人の如
キ	四百三十三	八	き形状にて現れ己を卑し死に至るまで順ひ十字架の死をさへ受るに至れ
キ	四百三十三	九	り九是故に神の甚しく彼を崇て諸の名に超る名を之に予へ給へり十此の
キ	四百三十三	十	天に在るもの地に在るもの及び地の下にある者をして悉くイエスの名に由て
キ	四百三十三	十一	膝を屈しめ且もろくの舌をして悉くイエスキリストの主なりと稱揚
キ	四百三十三	十二	して父なる神に榮を歸せしめん爲なり十二然バ我が愛する所の者よ爾曹常
キ	四百三十三	十三	に服へる如く畏懼戰慄て己が救を全うせよ我どもに居りし時のみならず

キ	四百三十三	十三	我をらざる今の特に然すべき也十三の神の善旨を行んとて爾曹の衷
キ	四百三十三	十四	にはたらき爾曹をして志をたて事を行なむれバ也凡のこの怨言こと
キ	四百三十三	十五	なく又争辯こと無して行ふべし十五これ爾曹が垢なく雑なく神の子となり
キ	四百三十三	十六	曲れる邪なる時代に在て責べき所ならん爲なり爾曹の此時代に在て光
キ	四百三十三	十七	の如く世に顯れれ生命の道を保てり斯てキリストの日の爲に我をして
キ	四百三十三	十八	我が行ひしところ勞苦し所のこの徒然ならざるを喜ばしめよ十七爾曹の
キ	四百三十三	十九	信仰を供物として獻んに假ひ我が血を流して灌ども我これを喜ばん爾
キ	四百三十三	二十	曹衆の人と共に喜ばん十八爾曹も之が爲に喜べ我と共に喜べ十九我なんぢら
キ	四百三十三	二十一	が事情を去り心を慰めんがため速かにテモテを爾曹に遺さんことを主イ
キ	四百三十三	二十二	エスに頼て望む蓋かれの外に我と同心を以て爾曹の事を眞實に慮る
キ	四百三十三	二十三	者なければ也二十多の人の皆おのが事のみを求めてイエスキリストの事を
キ	四百三十三	二十四	求めず三然とテモテの鍛鍊なることハ爾曹の知どころなり彼の子の父に
キ	四百三十三	二十五	於る如く我と共に福音の爲に勤たり三是故に我おのが事の終に如何なる

二四 我を知りて直に彼を遣さんと望む。亦われも自ら速かに往んことを主に頼
 二五 て堅く信ず。然ども我かならず先なんぢらの使にて我が乏を補ひ我と同
 二六 に勞き我と共に戰をなせる我が兄弟エバフロデトを爾曹に遣さざる可ら
 二七 ずと意へり。蓋かれ己が義に病たる事の爾曹に聞えしを以て深く爾曹衆
 二八 の人を懇慕かつ憂悶をれば也。實に彼の病に遇て殆んど死に近けり。然ど
 二九 神これを憐み給へり。惟かれを憐むのみならず我をも憐み我をして我が愛
 三〇 に愛を重んじらしむ。是故に我いよく速かに彼を遣さん。是爾曹をして再
 三一 び彼を見て喜べしめ。且わが愛を減さんが爲なり。然バ爾曹主により喜び
 三二 て彼を迎かつ此の如き人を尊ぶべし。蓋かれ己が命を願はず死んとする
 三三 ばかりキリストの爲に働き爾曹が我を助る所の缺を補ひたれば也。
 三四 第三節 終に我これと言ん我が兄弟バ爾曹主に在て喜べ我この事を爾曹に
 三五 書おくる。我に煩勞なく爾曹に益あり。爾曹を慎め惡を行ふ者を慎め
 三六 割を行ふ者を慎め。三の神の靈に由て役事をなしキリストイエスに由て

四 誇り肉跡に恃ざる我儕の眞の割禮を受たる者なれば也。然ど我また肉跡
 五 に恃ことを得たり。若し人肉跡に恃ことを得と意へり。我の更に恃ことを得
 六 たり。我の第八日に割禮を受たる者にしてイスラエルの族ベニヤミンの
 七 支派ヘブル人より生たるヘブル人なり。律法に由バパリサイの人。熱心に
 八 由バ教會を窘迫もの律法に在どころの義に由バ玷なき者なり。然ど我さ
 九 きに我が益となりし所の事のキリストに由て損ありと意へり。然のみな
 一〇 らず我わが主キリストイエスを識を以て最も益れる事とするが故に凡の
 一一 ものを損となす。我かれの爲に既に此等の凡のものを損せしかど之を糞土
 一二 の如く意へり。是キリストを獲かつ信仰に基きて神より出る義すなり。ち
 一三 律法に因る己が義に非ずキリストを信するに由る所の義を有てキリスト
 一四 の中に居。また彼ど其復生の能力を知ろの死の狀に循ひて彼の苦に與り
 一五 十二 免にも角にも死たる者の甦ことを得んが爲なり。我これら望を既に
 一六 得たりと言に非ず。亦すでに全せられたりと言に非ず。或ハ取ことあらんと

十三	て我た之を追求ひキリスト之を得ざせんと我を執へ給へる也 <small>十三</small> 兄弟よ
十四	我みづから之を取りと意はず惟この一事を務む即ち後に在るものを忘れ前
十五	に在るものを望みキリストイエスに由て上へ召て賜ふ所の褒美を得ん
十六	と標準に向ひて進なり <small>十五</small> 是故に我儕の中すべて全者ハ此の如き意を懐べ
十七	し爾曹もし何事に由ず異なる意を懐かべ之をも神なんぢらに示し給はん
十八	然と我儕すでに到れる所にありて同法に遵ひて行ふべし <small>十七</small> 兄弟よ爾曹
十九	み亦我に效ふ者となれ且なんぢらの模楷となる我儕に循ひて行をなす者
二十	を視よ蓋われ展々なんぢらに告げ今また涙を流して爾曹に告る如くキ
二十一	リストの十字架に敵して行ふ者多けれバ也 <small>十九</small> 彼等の終ハ滅亡なり己が腹
二十二	を其神となし己が羞辱を其榮となす彼等の惟世の事をのみ念へり <small>二十</small> 我儕
二十三	の國ハ天に在われらハ救主即ちイエスキリストの共處より來るを待 <small>二十</small> 彼
二十四	ハ萬物を己に服せしむる能に由て我儕が卑き體を化て其榮光の體に榮ら
二十五	しむべし

ト	是故に我が愛するところ慕ふ所の兄弟われの喜われの疑たる我が
ニ	愛する者よ今わが勸る所に従ひて爾曹堅く主に立べし <small>ニ</small> 我ユウオデヤに
三	勸めセントケに勸む彼等が主にありて心を同らせんことを <small>三</small> わが眞の侶
四	よ請なんぢ此二人の婦等を助けよ彼等クレメンヌ及び他れ我が勞苦ハ侶
五	なる人々と力を協せ我儕と共に勸て福音を傳播たり彼等の名ハ生命の書
六	に録されある也 <small>四</small> なんぢら常に主に在て喜べ我また言なんぢら喜ぶべし
七	五 <small>五</small> あんぢら衆の人をして其寛容なることを知しめよ主ハ近し <small>六</small> 何事をも
八	思煩ふ勿れ唯毎事に祈禱をし懇求をし且感謝して己が求る所を神に告
九	よ <small>七</small> 神より出て人の凡て思ふ所に過る平安ハ爾曹の心と意をキリストイ
十	エスに因て守らん <small>八</small> 兄弟よ終に我これを言ん凡う眞實なること凡う敬
十一	ふべき事おほよ公義と凡う清潔と凡う愛すべき事おほよ善稱ある事
十二	すべて何なる徳いがある舉にても爾曹これを念ふべし <small>九</small> なんぢら我より
十三	學しとこ受しとこ聞しとこ見し所を皆おこなへ然ハ平安の神爾曹

カ	哥羅西一〇六	十	と借ならん〇十我爾曹が我を思ふ心の今また漸く萌しを主に因て甚だ喜べり爾曹の素より我を念ひたれども機を得ざりし也十一われ乏に因て之を言に非ず蓋われ何なる状に居もうれを以て足りとする事を學べ也十二われ貧賤に居の道を知また富厚に居の道を去り飽ことも飢ことも豊ことも歎ことも諸の事に於て我これを熟練せり十三我に力を予るキリストに因て諸の事を爲得るなり十四然ども我が艱難の際に我が助を爲しに誠に善し十五ピリビ人よ爾曹もまた知わが福音を傳る始めマケドニヤを離れ去るべき授受をなして我を助けし者の唯爾曹のみにして他の教會の此事なり十六爾曹の我テサロニケに在しとき一度ならず二度までも人を遣ひし我が乏を助けたり十七われ餽贈を求るに非ず唯なんぢらが益になる果の繁からんことを求るなり十八我に諸物うなりて餘あり我すでにエバフロデトの手より馨香にして神の享給ふところ悦給ふ所の祭物なる爾曹の餽贈を受て足り十九夫わが神己の富に從ひてキリストイエスにより榮光
---	--------	---	--

ラ	四八四四〇十	二十	を以て爾曹の乏どころを補ひ給はん二十願く我儕の父なる神に世々榮あらんことをアメン〇三爾曹キリストにある聖徒おのゝに安を問われど借にある兄弟等なんぢらに安を問り三諸の聖徒等なんぢらに安を問カイザルの眷属のもの別て爾曹に安を問り三願くは我儕の主イエスキリストの恩なんぢら衆人と借に在んことをアメン
ム	四十六〇十六	二二	
ウ	四十九九〇二二	二三	
キ	四一〇三三	二四	
ノ	四十六〇十四	二五	

新約全書腓立比書終

イ 第一〇二	ロ 第一〇三	本 第一〇五十六	ハ 第一〇六、第一〇七	ト 第一〇五	チ 第一〇三	キ 第一〇五、第一〇六
二	三	四	五	六	七	八
<p>新約全書使徒パウロコロサイ人に贈れる書</p> <p>第一 神の旨に由てイエスキリストの使徒とされるパウロ及び兄弟テモテニ書をキリストに在コロサイに在る所の聖徒と忠信の兄弟等に贈る願くハ爾曹われらの父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ</p> <p>第二 〇三 われら爾曹がキリストイエスを信する事と諸の聖徒を愛する事を開て爾曹の爲に祈るとき恒に我儕の主イエスキリストの父なる神に感謝す</p> <p>第三 爾曹が如此聖徒を愛するハ爾曹の爲に天に蓄へある所のもの即ち義に福音の眞理の道の中に於て開し所のものを望むが故なり</p> <p>第四 此の福音ハ世界に徧が如く爾曹にも來れり且なんぢらが之を開て神の恩を眞實に曉し日より爾曹の中に果を結び益大になれる如く世界にも果を結びて大になれり</p> <p>第五 かく福音ハ我儕の愛する同じ役者エパフラスより爾曹が學る所のもの也</p> <p>第六 エパフラスハ爾曹の爲にキリストの忠信なる僕なり</p> <p>第七 彼等がに爾曹が靈に感じて懷る愛を我儕に告</p> <p>第八 是故に我儕この事を開し日より</p>						

十	爾曹の爲に斷ず祈禱をし且求む願くハ爾曹靈の予ふる諸の智慧と穎悟とを以て悉く神旨を知凡の事主を悦ばせんが爲の意に循ひて日を送り	一〇三三
十一	凡の善事に因て果を結び且神を知に因て漸に徳を培ふまた神の榮の權威に循ひて賜ふ諸の能力を得て強なり凡の事よるこびて恒忍かつ久耐	一〇三三
十二	た我儕をして光にある聖徒の業の分を受けるに堪る者とならしめ給ふ父の恩を感謝せんことを彼ハ暗の權威より我儕を救出して其愛子の國に遷し給へり我儕の子に由て贖すなりち罪の赦を得なり	一〇三三
十三	彼ハ人の見ことを得るもの見ことを得ざるもの或ハ位ある者あるハ主たる者あるハハ政を執るもの或ハ權威あるもの萬物かれに由て造れたり且その造れたるハ彼が爲なり	一〇三三
十四	彼ハ萬物より先にあり萬物かれに由て存ことを得なり	一〇三三
十五	教會ハ彼の身體にして彼の其首なり彼の元始にして凡の事につき長とならん爲に死の中より首	一〇三三
十六	て萬物の造れたり天に在るもの地上に在るもの人の見ことを得るもの見ことを得ざるもの或ハ位ある者あるハ主たる者あるハハ政を執るもの或ハ權威あるもの萬物かれに由て造れたり且その造れたるハ彼が爲なり	一〇三三
十七	彼ハ萬物より先にあり萬物かれに由て存ことを得なり	一〇三三
十八	教會ハ彼の身體にして彼の其首なり彼の元始にして凡の事につき長とならん爲に死の中より首	一〇三三

十九	に生れしものなり其父すべての徳を以て彼に満しめ其十字架の血に由て平和を蒙り萬物すなりち地上に在るもの天に在る者をして彼に由て己と和らしむる事は是の聖旨に適ふことなれば也	一〇三三
二十	夫爾曹ハも悪行を行ふに因て神に遠り心にて其敵となれる者なりしが三神今キリストの肉の身體をもて其死により爾曹をして己と和らせ潔く玷なく咎なくして己の前に立しめんとす	一〇三三
二十一	若なんぢら信仰に止り其基を定めかつ堅して福音の望より移さば如此せらるることを得べし此福音ハ即ち爾曹の聞し所なり且すでに天下の萬人に傳れり我ハパウロの役者と作たり	一〇三三
二十二	今われ爾曹の爲に受る苦を喜び又わが肉體をもてキリストの體すなりち教會の爲に其患難の缺たる所を補ふ	一〇三三
二十三	爾曹の爲に神の賜ふ所の職に循ひ此教會の役者となりて徧く神の道を傳んとす	一〇三三
二十四	この道の歴史隠れたる奧義なりしが今この聖徒に顯れたり	一〇三三
二十五	神聖徒をして異邦人の中に顯れし奧義の榮のいかに豊なるを知しめんとし給へり此奧義ハ爾曹の中に傳	一〇三三

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百	一百一	一百二	一百三	一百四	一百五	一百六	一百七	一百八	一百九	二百	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九	三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六	三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七	五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八	七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五	八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九	一千
ベシ	この	諸の	事の	外に	愛を	加へ	愛の	衆徳の	帯なり	爾曹	キリストの	賜ふ	平安を	して	其心を	主らしめ	爾曹	一體に	在て	此平安に	至るべき	召を	蒙れり	爾曹	恩に	感ずべし	十六	キリストの	道をして	爾曹の	心を	存て	充足しめ	諸の	智慧により	詩と	歌と	靈に	感じて	作れる	賦と	を以て	互に	相教へ	相勸め	思に	感じて	心の中に	神を	讚美すべし	十七	爾曹の	爲所の	諸事ある	ひい	言ある	ひい	行みな	主イエスの	名の	爲に	之を	なし	彼に	由て	父なる	神に	感謝すべし	十八	妻なる	者よ	其夫に	従ふべし	此の	主に	ある	者の	爲べき	事なり	十九	夫なる	者よ	其妻を	愛すべし	苦を	以て	之を	待ふ	勿れ	二十	子たる	者よ	爾曹	すべて	の事	二親に	従ふべし	是主の	悦び	給ふ	所なり	二十一	父なる	者よ	爾曹	の子を	怒らする	勿れ	恐く	其氣	餒ん	二十二	僕なる	者よ	凡の	こと	肉體に	属る	主人に	従ふべし	人を	悦ば	する	者の	如く	たゞ	眼前の	事を	務る	こと	なく	誠心	を以て	神を	畏れ	て	従へ	二十三	なんぢら	何事も	人に	事る	が	如	せず	主に	事る	如く	心より	之を	行ふ	べし	二十四	爾曹	の主より	報償	なる	嗣業	を受る	ことを	える	者	なれば	也	なん											

三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百	一百一	一百二	一百三	一百四	一百五	一百六	一百七	一百八	一百九	二百	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九	三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六	三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七	五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八	七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五	八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九	一千																																																																																																																																																																																																						
ち	ら	主	なる	キ	リス	トに	事	ふ	べし	三十五	不	義	を	行	ふ	者	の	亦	う	の	不	義	の	報	を	う	く	主	の	偏	視	た	ま	ふ	事	な	し	四	主	人	なる	者	よ	爾	曹	も	亦	天	に	主	ある	事	を	知	べ	義	に	従	ひ	公	平	を	以	て	其	僕	を	待	ふ	べし	五	囚	に	祈	禱	を	な	し	意	ら	ず	して	感	謝	と	共	に	之	を	爲	べし	六	ま	た	神	わ	れ	ら	に	道	を	傳	ふる	の	門	を	開	き	我	儕	を	して	キ	リス	トの	奧	義	を	語	ら	し	七	め	わ	が	言	べ	き	所	の	如	く	此	奧	義	を	顯	さ	し	め	給	はん	こと	を	我	儕	の	爲	に	祈	る	八	べ	し	我	この	奧	義	の	爲	に	繫	れ	たり	九	なん	ぢ	ら	機	を	窺	が	ひ	智	慧	を	も	て	外	人	に	交	る	べし	十	爾	曹	の	言	つ	ね	に	思	を用	ひ	且	鹽	を	以	て	調	和	べし	然	ら	ば	如	何	して	各	人	に	答	ふ	べ	き	乎	を	知	ん	十一	わ	が	愛	する	兄	弟	忠	なる	役	者	わ	れ	と	偕	に	主	に	事	る	僕	テ	キ	コ	わ	が	事	を	悉	く	爾	曹	に	告	知	せん	十二	我	か	れ	を	殊	に	爾	曹	に	遣	す	ん	彼	をして	爾	曹	の	事	を	知	なん	ぢ	ら	の	心	を	慰	め	し	め	ん	爲	なり	十三	また	忠	なる	我	が	愛	する	兄	弟	爾	曹	の中	の	一	人	なる	オ	テ	シ	モ	を	彼	と	偕	に	遣	せ	り	彼	等	この	處	の	事	を	以	て	悉	く	爾	曹	に	告	知	せん	十四	我	と	偕	に	繫	る	コ	ア	リ	ス	タル	コ	及	バ	ル	ナ